

平成 2 9 年

第 3 回西原村定例会会議録

平成 2 9 年 9 月 7 日

平成 2 9 年 9 月 1 4 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

平成 2 9 年 第 3 回 定 例 会 会 期 日 程 表

月 日	曜	区 分	日 程	備 考
9 月 7 日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・村長提案理由説明 ・委員会審査報告 ・陳情書審議 ・休会の件について ・全員協議会 ・常任委員会 	
9 月 8 日	金	休 会	<ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会 	
9 月 9 日	土	休 会		
9 月 1 0 日	日	休 会		
9 月 1 1 日	月	休 会	<ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会 	
9 月 1 2 日	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（5名） 	
9 月 1 3 日	水	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・議案審議 （認定第1号～第6号、 報告第3号、承認第6号、 議案第33号～第36号） 	
9 月 1 4 日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・議案審議 （議案第37号～第43号、 同意第3号～第17号） ・発議第2号～第5号 ・組合議会等報告 ・陳情書審議 ・委員会の閉会中の継続審査（調 査）申し出について 	

提出議案等

(平成29年9月7日提出)

(村長提出議案)

- | | |
|--------|---|
| 認定第 1号 | 平成28年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 認定第 2号 | 平成28年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 認定第 3号 | 平成28年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 認定第 4号 | 平成28年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 認定第 5号 | 平成28年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 認定第 6号 | 平成28年度西原村工業用水道事業会計決算の認定について |
| 報告第 3号 | 平成28年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |
| 承認第 6号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第6号) 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」 |
| 議案第33号 | 報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第34号 | 西原村税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第35号 | 西原村工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第36号 | 西原村企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第37号 | 消防防災施設設備費負担金に関する条例の一部を改正する条例の制 |

定について

- 議案第 38 号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第 39 号 平成 29 年度西原村一般会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 40 号 平成 29 年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 41 号 平成 29 年度西原村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 42 号 平成 29 年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 43 号 平成 29 年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 同意第 3 号 西原村教育長の選任につき同意を求めることについて
- 同意第 4 号 西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 同意第 5 号 西原村農業委員の認定農業者等の数につき同意を求めることについて
- 同意第 6 号 西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第 7 号 西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第 8 号 西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第 9 号 西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第 10 号 西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第 11 号 西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第 12 号 西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第 13 号 西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて

- 同意第14号 西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第15号 西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第16号 西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第17号 西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて

(平成29年9月12日提出)

(一般質問)

- 1番 上野正博君 2番 桂悦朗君 3番 堀田直孝君 4番 中西義信君
5番 西口義充君

(平成29年9月14日提出)

(議員提出議案)

- 発議第2号 西原村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 発議第3号 熊本地震被災者の生活・住宅再建に関する意見書の提出について
- 発議第4号 西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣について
- 発議第5号 森林環境税（仮称）の早期創設を求める意見書の提出について

目 次

第1号（9月7日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名について	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 諸般の報告	5
日程第 4 村長提案理由説明（認定第1号～第6号、報告第3号、承認第6号、議案第33号～第43号、同意第3号～第17号）	6
日程第 5 委員会審査報告	14
日程第 6 陳情書審議	15
日程第 7 休会の件について	23
散 会	23

第2号（9月12日）

議事日程第2号	25
応招議員氏名	26
出席議員氏名	27
事務局職員出席者	27
説明のため出席した者の職氏名	28
開 議	29
日程第 1 一般質問	29
（上野正博）	29
・村内河川の災害予防体制について	
・のぎく荘の駐車場不足について	
（桂 悦朗）	34
・災害公営住宅について	
・保育園運営について	
（堀田直孝）	46
・県道28号線（熊本・高森線）の復旧について	
・ドローンの活用について	
（中西義信）	54

- ・高遊地区の調整池について
- ・村のホームページのあり方について
- ・災害公営住宅について
(西口義充) 6 4
- ・介護事業について

散 会 6 8

第3号(9月13日)

議事日程第3号 6 9

応招議員氏名 7 1

出席議員氏名 7 2

事務局職員出席者 7 2

説明のため出席した者の職氏名 7 3

開 議 7 4

日程第 1 認定第 1号 平成28年度西原村一般会計歳入歳
出決算の認定について 7 4

日程第 2 認定第 2号 平成28年度西原村国民健康保険特
別会計歳入歳出決算の認定について ... 1 0 4

日程第 3 認定第 3号 平成28年度西原村介護保険特別会
計歳入歳出決算の認定について 1 0 5

日程第 4 認定第 4号 平成28年度西原村後期高齢者医療
特別会計歳入歳出決算の認定につ
て 1 0 7

日程第 5 認定第 5号 平成28年度西原村中央簡易水道事
業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて 1 0 8

日程第 6 認定第 6号 平成28年度西原村工業用水道事業
会計決算の認定について 1 1 1

日程第 7 報告第 3号 平成28年度西原村健全化判断比率
及び資金不足比率の報告について 1 1 3

日程第 8 承認第 6号 専決処分の報告及び承認について
「(専第6号) 熊本県市町村総合事
事組合の共同処理する事務の変更及
び規約の一部変更について」 1 1 6

日程第 9 議案第33号 報酬及び費用弁償に関する条例の一
部を改正する条例の制定について 1 1 7

日程第10 議案第34号 西原村税特別措置条例の一部を改正
する条例の制定について 1 2 0

日程第 1 1	議案第 3 5 号	西原村工場等設置奨励条例の一部を 改正する条例の制定について	1 2 1
日程第 1 2	議案第 3 6 号	西原村企業立地の促進等による地域 における産業集積の形成及び活性化 に関する法律第 1 0 条第 1 項の規定 に基づく準則を定める条例の一部を 改正する条例の制定について	1 2 2
散 会			1 2 4

第 4 号 (9 月 1 4 日)

議事日程第 4 号			1 2 5
応招議員氏名			1 2 8
出席議員氏名			1 2 9
事務局職員出席者			1 2 9
説明のため出席した者の職氏名			1 3 0
開 議			1 3 1
日程第 1	議案第 3 7 号	消防防災施設設備費負担金に関する 条例の一部を改正する条例の制定に ついて	1 3 1
日程第 2	議案第 3 8 号	工事請負変更契約の締結について	1 3 3
日程第 3	議案第 3 9 号	平成 2 9 年度西原村一般会計補正予 算 (第 2 号) について	1 3 4
日程第 4	議案第 4 0 号	平成 2 9 年度西原村国民健康保険特 別会計補正予算 (第 1 号) について	1 5 1
日程第 5	議案第 4 1 号	平成 2 9 年度西原村介護保険特別会 計補正予算 (第 1 号) について	1 5 2
日程第 6	議案第 4 2 号	平成 2 9 年度西原村後期高齢者医療 特別会計補正予算 (第 2 号) につい て	1 5 4
日程第 7	議案第 4 3 号	平成 2 9 年度西原村中央簡易水道事 業特別会計補正予算 (第 1 号) につ いて	1 5 5
日程第 8	同意第 3 号	西原村教育長の選任につき同意を求 めることについて	1 5 8
日程第 9	同意第 4 号	西原村固定資産評価審査委員会委員 の選任につき同意を求めることにつ いて	1 5 9
日程第 1 0	同意第 5 号	西原村農業委員の認定農業者等の数	

			につき同意を求めることについて ……	1 6 0
日程第 1 1	同意第 6 号	西原村農業委員の任命につき同意を	求めることについて ……	1 6 1
日程第 1 2	同意第 7 号	西原村農業委員の任命につき同意を	求めることについて ……	1 6 1
日程第 1 3	同意第 8 号	西原村農業委員の任命につき同意を	求めることについて ……	1 6 1
日程第 1 4	同意第 9 号	西原村農業委員の任命につき同意を	求めることについて ……	1 6 1
日程第 1 5	同意第 1 0 号	西原村農業委員の任命につき同意を	求めることについて ……	1 6 1
日程第 1 6	同意第 1 1 号	西原村農業委員の任命につき同意を	求めることについて ……	1 6 1
日程第 1 7	同意第 1 2 号	西原村農業委員の任命につき同意を	求めることについて ……	1 6 1
日程第 1 8	同意第 1 3 号	西原村農業委員の任命につき同意を	求めることについて ……	1 6 1
日程第 1 9	同意第 1 4 号	西原村農業委員の任命につき同意を	求めることについて ……	1 6 1
日程第 2 0	同意第 1 5 号	西原村農業委員の任命につき同意を	求めることについて ……	1 6 1
日程第 2 1	同意第 1 6 号	西原村農業委員の任命につき同意を	求めることについて ……	1 6 1
日程第 2 2	同意第 1 7 号	西原村農業委員の任命につき同意を	求めることについて ……	1 6 1
日程第 2 3	発議第 2 号	西原村議会委員会条例の一部を改正	する条例の制定について ……	1 6 7
日程第 2 4	発議第 3 号	熊本地震被災者の生活・住宅再建に	関する意見書の提出について ……	1 6 8
日程第 2 5	発議第 4 号	西原村議会会議規則第 1 2 9 条に伴	う議員派遣について ……	1 7 0
日程第 2 6	発議第 5 号	森林環境税（仮称）の早期創設を求	める意見書の提出について ……	1 7 0
日程第 2 7	組合議会等報告			1 7 2
		・益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会		
日程第 2 8	陳情書審議			1 7 3
日程第 2 9	委員会の閉会中の継続調査申し出について			1 7 5
閉 会				1 7 8
署 名				1 7 9

第 1 号 (9 月 7 日)

平成29年第3回西原村議会定例会会議録

平成29年9月7日、平成29年第3回西原村議会定例会が西原村役場に召集された。

平成29年9月7日（木曜日） 議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 村長提案理由説明（認定第1号～第6号、報告第3号、承認第6号、議案第33号～第43号、同意第3号～第17号）
- 日程第 5 委員会審査報告
- 日程第 6 陳情書審議
- 日程第 7 休会の件について

1、応招議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	坂 園 まゆみ 君
議会事務局書記	松 永 誠 司 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	内田安弘君
教育長	曾我敏秀君
総務課長	西山春作君
企画商工課長	須藤博君
教育課長	米口三喜男君
会計管理者	中村義光君
税務課長	佐藤光弘君
産業課長	南利孝文君
建設課長	吉田光範君
震災復興推進課長	高本孝嗣君
住民福祉課長	塚元利文君
保健衛生課長	藤吉昌也君
保育園長	前川ちずる君

○議長（宮田勝則君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

第3回の定例会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、平成29年第3回西原村議会定例会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番議員、上野正博君、7番議員、山下一義君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、8月30日に行われました議会運営委員会で本日7日より14日までの8日間と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、よって会期は、本日7日より14日までの8日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告として、議長から、会議規則第129条ただし書きの規定により、議員の派遣について報告します。

6月16日、第2回定例会閉会后に、熊本県議会6月定例会を全議員で視察し、阿蘇郡選出の河津修司議員の一般質問を傍聴しました。

7月21日、阿蘇市町村議長会主催の市町村正副議長・常任・議会運営委員長研修が、阿蘇プラザホテルで開催され、熊本県町村議会議長会事務局長の古家陽介氏を講師に事例研修が行われました。その後、平成28年熊本地震の被害状況と熊本地震関連主要事業について、阿蘇地域振興局次長、沖圭一郎氏より説明を受けました。

また、8月3日、熊本県町村議会議長会主催の正副議長研修会が自治会館で開催され、「政局夏の陣の展望、揺らぐ安倍1強政権、人事で出直しなるか」と題して、政治ジャーナリストの泉宏氏より基調講演が行われました。また、8月22日には、同主催による常任委員長・議会運営委員長研修会が、美里町文化交流センターで開催され、「二元代表制の意義と議会の機能強化」と題して、大森彌氏、東京大学名誉教授による基調講演が行われました。

続いて、8月23日から25日にかけて、東日本大震災で被災した宮城県女川町、多賀城市等を阿蘇市町村議長会で研修してきました。多賀城市議会における災害時の対策としての要綱と議員行動マニュアルを設けておられ、議会

対応等の意見を交換してまいりました。

以上で議長からの諸般の報告を終わります。

ほかに諸般の報告として、何かございませんか。

(「なし」の声)

○議長(宮田勝則君) ないようでしたら、これで諸般の報告を終わります。

日程第4、村長に提案理由の説明を求めます。

(村長 日置和彦君 登壇 説明)

○村長(日置和彦君) おはようございます。

平成29年第3回西原村議会定例会の招集をお願いしましたところ、議員各位におかれましては公私ともに大変ご多忙の中、全員のご出席を賜り、まことにありがとうございます。

昨年の熊本地震発生から1年5カ月となろうとしております。私たちも、復旧・復興に向け、職員一丸となって日々努めているところでありますが、先月末現在で、応急仮設住宅に761名とみなし仮設住宅に497名で、合計485戸1,258名の方がいまだ入居され、多くの方が不自由な生活を余儀なくされています。

また、集落再生や被災された宅地の再生につきましても、今からが本格的な復旧が始まり、一日も早く宅地の再生を完成させ、住家の再建が望まれるものであります。まだまだ復旧・復興には時間と日数を要しますが、石垣を一段一段積むように、一步一步順序よく前に進めてまいります。まずは、復旧・復興に全力を傾注してまいります。

議員各位におかれましても、特段の配慮とご指導とご協力を切にお願い申し上げます。

さて、本定例会は平成28年度の決算認定が主な議題であります。河上代表監査、西口監査委員におかれましては、7月12日から7月28日までの16日間、暑さ厳しい中、慎重に監査をしていただき、その後の意見書作成まで大変ご苦勞をおかけいたしました。審査のまとめに記載されていますように、熊本地震の膨大な復旧事業で国の特措法の指定が認められない中、財源確保に努め、実質収支額として4億円以上の黒字を確保したとして高い評価をいただきました。このことは、議員各位のご指導のたまものであり、職員の頑張りと感謝するものであります。今後もさらに財源確保と健全運営に努めてまいりたいと強く思っているところでありますので、さらなるご協力とご配慮をよろしくお願い申し上げます。

それでは、今定例会に上程しております議案について説明をさせていただきます。

認定第1号、平成28年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

本村の平成28年度当初予算は、厳しい財政状況の中に財源確保と歳出抑制

に努めながらも第5次西原村総合計画の政策分野別施策に基づき予算編成を行ったところでありましたが、4月の熊本地震の発生に伴い、被災者支援、復旧・復興を最優先とするため、当初予算計上事業の見直しを実施し、大規模事業である特定地区公園事業を一旦休止することとしました。各種事務事業の調整、復旧・復興財源の確保を図りながら、災害救助法に基づく各種被災者支援事業、道路や農地・農業用施設、庁舎を含めた公用公共施設等の災害復旧事業、災害廃棄物処理事業等のさまざまな事業に対応してきたところでもあります。そのような中、住民の皆さんのご理解とご協力、議員各位のご指導、そして職員の懸命な努力もあり、平成28年度の決算を行うことができました。

平成28年度の一般会計歳入歳出決算額は、歳入で106億4,201万4,264円、歳出では95億3,137万9,005円、歳入歳出差し引き残額11億1,063万5,259円で、翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支額は4億1,894万7,259円となりました。

歳入では、村税は熊本地震による減免等により村民税個人分及び法人分、固定資産税の減、また、軽自動車税やたばこ税の増により7億6,610万円で9.5%の減となり、地方交付税は熊本地震における特別交付税の増により、23億3,153万円で91.5%の増、保育料や河原団地家賃の減免等による減もあり、また、熊本地震関連事業における災害復旧費国・県支出金の増、災害廃棄物処理事業国庫補助金の増、災害救助費県負担金の増、震災復旧緊急対策経営体育成支援事業補助金の増において、国庫支出金は28億4,400万円となり370.1%の増、県支出金は11億6,249万円で294.7%の増となりました。また、地方債では災害復旧債、災害対策債、歳入欠かん債等の村債の増により21億8,310万円で687.6%の増となり、歳入総額において対前年度比で61億8,014万円、138.5%の増額となりました。

歳出決算では、熊本地震関連費が64億9,929万円であり、決算額の68.2%を占めることとなり、主なものは、災害復旧費や物件費の増、普通建設事業費の減などにより、対前年度比では55億574万円、136.8%の増額となりました。特に熊本地震関連費においては、災害復旧事業費が10億9,497万円、物件費が41億5,322万円、補助費等が5億8,587万円、災害復興基金積立金が3億403万円、扶助費が2億2,733万円等となりましたが、その財源としては、国の激甚災害指定や熊本地震における特別措置により、補助率等のかさ上げや起債の交付税措置率のかさ上げが行われ、それにより、国・県の災害復旧費負担金・補助金、災害廃棄物処理事業国庫補助金、災害救助費県負担金、震災復旧緊急対策経営体育成支援事業県補助金、災害復旧事業債等を最大限に活用しながら、予算執行を計ってまいりました。

基金積立金につきましては、熊本地震により災害復旧事業費等に充てるため取り崩しを行いました。全国からお寄せいただいた寄附金等を、新設し

た災害復興基金へ3億円強の積み立てができたことから、今年度末の基金残高が22億5,060万円となり、前年度と比較しますと2億4,891万円の増となっております。

地方債発行額は、熊本地震により災害復旧費等の地震関連事業費の財源として計上し、実質の平成28年度中における借入金は21億8,310万円になり、年度末残高は42億6,417万円となりました。

決算につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を必要といたしますので提案させていただきました。詳細につきましては、会計管理者よりご説明いたします。

認定第2号、平成28年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

歳入総額11億1,845万8,409円に対し、歳出総額10億9,220万3,717円で、歳入歳出差引額2,625万4,692円でございます。

歳入におきましては、保険税調定額1億6,086万円に対し、収入済額1億2,142万円で、収納率は現年度94.8%、滞納繰越分で17.4%、全体で75.5%であり、収納率は前年度と比べ7.3ポイントの減となっております。

歳入の主な内訳といたしまして、国庫支出金3億5,789万円、療養給付費等交付金5,475万円、前期高齢者交付金2億1,568万円、県支出金7,884万円、共同事業交付金2億253万円の交付があり、歳入総額の81.3%を占めております。また、一般会計からの法定繰入金5,862万円、繰越金2,330万円となっております。

歳出の主なものは、保険給付費の6億8,011万円で、歳出全体の62.3%を占めております。後期高齢者支援金につきましては、1億196万円と前年度対比4.5%減、介護納付金につきましては4,404万円と前年度対比7.6%減、共同事業拠出金につきましては2億3,804万円、対前年度比2.6%減の支出となっております。詳細につきましては、会計管理者よりご説明いたします。

認定第3号、平成28年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

歳入総額6億7,407万9,496円に対し、歳出総額6億6,051万3,327円で、歳入歳出差引額1,356万6,169円でございます。

平成28年度末の人口6,752人に対し、65歳以上の人口は1,936人、高齢化率は28.7%、介護保険被保険者数は1,930人という状況であります。

平成29年度3月末で337人が介護認定を受け、そのうち304名が介護サービスを受けられております。

内訳といたしましては、居宅介護サービス194名、地域密着型サービス26人、施設介護サービス84人で、居宅介護サービスの利用率は、地域密着型サービスを含め72.4%となっております。

歳入の主なものは、国・県・支払基金からの交付金が4億5,293万円で、

歳入総額の67.2%を占め、一般会計からの繰入金が1億1,207万円で16.6%を占めております。

歳出の主なものは、保険給付費6億2,760万円で、歳出総額の95%を占めております。詳細につきましては、会計管理者よりご説明いたします。

認定第4号、平成28年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

歳入総額1億3,788万6,194円に対し、歳出総額1億3,524万5,270円で、歳入歳出差引額264万924円でございます。

平成28年度末の人口6,752名に対し、被保険者は1,019名でございます。

歳入につきましては、保険料現年度調定額2,479万円に対し、収入済額2,478万円であり、現年度収納率は99.9%となっております。

その他、歳入の主なものとしたしましては、一般会計からの繰入金1億866万1,682円で、保険料収納額と合わせ、歳入総額の96.8%を占めております。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金1億3,326万円、内訳として、保険料負担金2,541万円、保険基盤安定負担金2,277万円、事務費負担金441万円、療養給付費負担金8,066万円で、歳出全体の98.5%を占めております。後期高齢者の療養給付費の法定負担金につきましては、一般会計より繰り入れて拠出をしております。詳細につきましては、会計管理者よりご説明いたします。

認定第5号、平成28年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

歳入総額1億6,288万3,023円に対し、歳出総額1億4,779万2,044円となり、歳入歳出差引残額は1,509万979円でございます。

主な内容としたしまして、歳入では、水道事業収益の営業収益4,363万円、繰越金2,663万円、国庫補助金3,308万円、繰入金2,350万円、村債3,370万円。

歳出におきましては、業務費の内訳で、人件費520万円、電気料等光熱水費570万円、災害復旧費の内訳で、委託料2,980万円、工事請負費2,484万円、企業債償還金の内訳で、企業債元金1,434万円などとなっております。

なお、水道料金の収入状況は、平成28年度決算時点で収納率99.2%となっております。詳細につきましては、会計管理者よりご説明いたします。

認定第6号、平成28年度西原村工業用水道事業会計決算の認定についてご説明申し上げます。

収益的収入の水道事業収益は1,622万1,948円で、前年度に比べ370万5,159円の減収となりました。収益的支出の水道事業費は1,131万682円で、前年度に比べ457万9,590円の減額となりましたので、当年度の純利益として491万1,266円を確保することができました。

なお、前年度の剰余金と合わせ、当年度末の剰余金は1,059万円となって

おります。詳細につきましては、建設課長よりご説明申し上げます。

報告第3号、平成28年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告するとともに、村民に対し公表することが義務づけられております。

公表するのは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの健全化判断比率と公営企業の資金不足比率となっております。詳細につきましては、総務課長から報告いたします。

承認第6号、専決処分の報告及び承認についてご説明申し上げます。

「(専第6号)熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び組合規約の一部変更について」ご説明申し上げます。

熊本県市町村総合事務組合の構成団体の経営移行に伴う規約の一部変更であり、同文協議書提出までの期間が非常に短いため、特に緊急を要し、議会を招集し議決を経る時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、8月22日付で専決処分をさせていただきました。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第33号、報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、農業委員会等に関する法律の一部が改正され、平成28年4月1日から施行されたことで、農業委員の業務の重点化に伴う所掌事務が拡大され、農地利用最適化推進委員制度が導入されることとなりました。これに伴い、農業委員の報酬額の改正並びに農地利用最適化推進委員の報酬額を定める必要があり、報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めるものであります。詳細につきましては、産業課長よりご説明申し上げます。

議案第34号、西原村税特別措置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い、西原村税特別措置条例の一部を改正する必要がございます。詳細につきましては、税務課長よりご説明いたします。

議案第35号、西原村工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、いわゆる企業立地法が改正され、新たに、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律が成立し、同年7月31日施行に伴い、根拠法令等の名称を変更する必要があることから、西原村工

場等設置奨励条例について所要の改正をするものであります。詳細につきましては、企画商工課長よりご説明申し上げます。

議案第36号、西原村企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、いわゆる企業立地促進法が改正され、新たに、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律が成立し、同年7月31日施行に伴い、企業立地促進法による特例措置を継続させるため、条例内の根拠法令等の名称を変更する必要があることから、西原村企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例について所要の改正をするものでございます。詳細につきましては、企画商工課長よりご説明いたします。

議案第37号、消防防災施設設備費負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

消防防災施設の整備促進のため、消防防災施設設備費負担金に関する条例について所要の改正をするものでございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第38号、工事請負変更契約の締結についてご説明いたします。

平成29年3月の第1回定例会におきまして、変更契約の議決をいただきました田中高遊線道路災害復旧工事につきまして、再度、契約変更が必要となりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、建設課長よりご説明いたします。

議案第39号、平成29年度西原村一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億1,537万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億6,626万4,000円とするものでございます。

また、地方債の補正として、防災対策事業債等2,070万円を追加し、農林水産業施設災害復旧事業債の一部を廃止し、また臨時財政対策債、災害対策債等6億6,930万円を10億2,430万円に変更するものであります。

歳入歳出の主なものについて申し上げますと、歳入では、地方交付税3億566万9,000円の減額、災害廃棄物処理事業費補助金3億5,420万2,000円等、国庫支出金4億131万5,000円の増額、農地等災害復旧費県補助金1億6,580万8,000円等、県支出金9,300万8,000円の減額、財政調整基金1億2,600万円等、繰入金1億803万5,000円の減額補正、繰越金3億3,894万7,000円、市町

村振興協会交付金等諸収入で1億1,698万5,000円及び災害対策債3億5,420万円等、村債3億6,950万円の増額補正でございます。

歳出につきましては、総務費の総務管理の中で、基金費として2億1,000万円を財政調整基金に積み立てるため、増額補正をお願いしております。

保健衛生費で災害廃棄物処理処分委託として、震災対策費に7億2,577万4,000円を増額し、衛生費7億3,871万9,000円の増額補正。

土木費の土木管理費では、震災対策費2,220万円の増額、道路橋梁費では、道路維持費1,960万円の増額等、土木費7,959万5,000円の増額補正。

災害復旧費では、農林水産施設災害復旧費で、農地等災害復旧費を1億7,285万2,000円の減額等、災害復旧費1億5,087万8,000円の減額補正。

財政融資資金等公債費を3億1,778万5,000円の減額補正。

予備費を6,082万4,000円増額補正しております。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第40号、平成29年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,544万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,383万7,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、国民健康保険税が熊本地震に係る保険税の減免により1,319万7,000円の減額補正、国庫支出金が熊本地震に係る医療費の一部負担免除分、保険税減免分の財政支援等により1億1,215万円の増額補正、平成28年度決算に伴う繰越金2,625万3,000円の増額補正でございます。

歳出につきましては、保険給付費に1億1,010万円の増額補正、諸支出金に322万8,000円の増額補正、予備費に1,236万2,000円の増額補正でございます。詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明申し上げます。

議案第41号、平成29年度西原村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,426万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,965万2,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、平成28年度介護給付費の清算に伴います追加交付分といたしまして、国庫支出金240万5,000円、支払基金交付金726万6,000円、県支出金1,102万5,000円の増額補正、平成28年度決算に伴う繰越金1,356万5,000円の増額補正でございます。

歳出につきましては、諸支出金1,936万4,000円の増額補正、予備費1,451万9,000円の増額補正でございます。詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第42号、平成29年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ303万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,125万7,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、平成28年度決算に伴う繰越金263万9,000円の増額補正、諸収入40万円の増額補正でございます。

歳出につきましては、諸支出金44万3,000円の増額補正、予備費259万6,000円の増額補正でございます。詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第43号、平成29年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,835万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億275万7,000円と定めるものでございます。

主な内容について申し上げますと、歳入につきましては、災害復旧工事費を一部起債対象外としたものを、全て地方公営企業災害復旧事業債を充てることによる1,200万円の増額補正、繰越金635万円の増額。

歳出につきましては、営業費用・業務費により、小森減圧槽・秋田原第2水源地ポンプ槽の清掃業務委託及び防水塗装工事、秋田原第2水源地流量計設置工事の1,050万円の増額補正、災害復旧費より下布田地区内の配水管布設工事の700万円の増額補正、予備費より51万5,000円の減額補正を行っております。詳細につきましては、建設課長よりご説明いたします。

同意第3号、西原村教育長の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

教育長曾我敏秀氏が、平成29年9月30日をもって辞職することにより、新たに教育長を選任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

同意第4号、西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

現委員の西岡哲也氏が平成29年10月18日で任期満了となりますので、引き続き委員をお願いしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

同意第5号、西原村農業委員の認定農業者等の数につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

西原村農業委員会委員の任命に当たり、農業委員会等に関する法律第8条

第5項に基づき、西原村農業委員会委員の過半数を認定農業者等とすることとすれば、委員の任命に著しい困難を生じることとなるため、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号により、西原村農業委員会委員に占める認定農業者等を、これに準ずる者の数の割合を4分の1とすることについて、議会の同意を求めるものであります。詳細につきましては、産業課長よりご説明申し上げます。

同意第6号から同意第17号までの西原村農業委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律の一部改正により、これまでの公選制が廃止となり、市町村長が議会の同意を得て任命する方法に改められました。あわせて、認定農業者等の数や利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないなど、任命に当たっての要件が定められております。これらを踏まえ、農業委員会等に関する法律施行規則にあります任命過程の透明性を確保するため、推薦または応募のあった者について8月21日に評価委員会を実施し、評価委員会から報告のあった意見に基づき任命しようとするものであります。現農業委員は、平成29年10月17日をもって任期満了となりますので、農業委員会等に関する法律第8条により、議会の同意を求めるものであります。詳細につきましては、産業課長よりご説明申し上げます。

以上、認定6件、報告1件、承認1件、議案11件、同意15件、合計34件でございます。議員各位におかれましては、全案件とも慎重審議をしていただき、何とぞ議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。大変お世話になります。

○議長（宮田勝則君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第5、委員会審査報告についてを議題とします。

委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。

産業教育常任委員会の審査報告を委員長に求めます。

産業教育常任委員会委員長、林田直行君。

（産業教育常任委員会委員長 林田直行君 登壇 報告）

○産業教育常任委員会委員長（林田直行君）8番、林田です。

先ほど委員会に付託されておりました事件について審査報告をいたしたいと思えます。

お手元の資料により読み上げます。

平成29年9月7日、西原村議会議長、宮田勝則様。

産業教育常任委員長、林田直行。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号、陳情書受理番号2。

陳情者、万徳区長、竹内龍一。

件名、万徳区内道路（旧万徳保育園東側）の拡幅に関する陳情。

審査の結果、採択。

採択に至りました経過を説明いたします。

前議会に提出されましたこの陳情書は、委員会としても調査、検討の必要があり、産業教育常任委員会に付託になったところでございます。委員会におきましても、前回の議会中にも現地を視察し、平成29年8月21日に産業教育常任委員会を開催いたしました。出席者には、建設課、震災復興推進課、教育委員会、住民福祉課、保健衛生課を交えながら会議を行いました。結果としまして、今後、万徳地区は宅地がふえることが見込まれ、また、公共施設の学校があり、避難所となっております。都市防災を考えると避難所などの機能を高めるためには、その重要性があります。また、将来的には公共施設用地のさらなる確保のためにも拡幅が必要と認めました。よって、産業教育常任委員会におきまして審査しました結果、採択と決定しました。

以上で、委員会審査報告を終わります。

○議長（宮田勝則君）これから委員会審査報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。自席に帰ってください。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

陳情書受理番号2番、万徳区内道路（旧万徳保育園東側）の拡張に関する陳情についてを採決します。

この陳情書に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、陳情書受理番号2番は、委員長の報告のとおり、採択することに決定いたしました。

日程第6、陳情書審議についてを議題とします。

本日までに受理した陳情書等は、お手元に配りました陳情書等文書表のとおりです。

お諮りします。陳情書受理番号3番、6番、7番については、会議規則第95条及び92条第2項の規定により、委員会の付託を省略して本会議で審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略して、本会議で審議することに決定しました。

陳情書受理番号3番。

受理年月日、平成29年7月24日。

陳情者名、大切畑区長、坂田哲也。

陳情の要旨、大切畑集落の復旧・復興に向けた集落再生に関する要望。

要望書の朗読を事務局より行います。

(事務局長 坂園まゆみ君 登壇 朗読)

○議会事務局長(坂園まゆみ君) 朗読いたします。

平成29年7月24日、西原村議会議長、宮田勝則様。

要望書。

件名、大切畑集落の復旧・復興に向けた集落再生に関する要望。

申請地、西原村大字小森、大切畑集落。

要旨。

西原村当局並びに村議会におかれましては、日頃より村発展のため、また、平成28年熊本地震から昼夜を問わず復旧・復興に向けて日々ご尽力されていることに対し、心から感謝申し上げます。

さて、当集落におきましては、地震発生以降、甚大な被害を受けた集落の再生にむけて、集落に残る住民、集落を離れる住民全てが集まる会合を約30回に渡り開催してまいりました。集落再生に向けた議論では、村当局、村議会、ボランティア団体等からもご協力いただき厚く御礼申し上げます。

その結果として、当集落を次の世代に引き継いでいくための集落再生計画を取りまとめることができました。集落再生計画に掲載させていただいた住民一人一人の生活再建の拠点となる宅地や住家の再建、コミュニティの拠点となる公民館などの集落施設や道路改良などの住環境整備は今後の集落の再生や維持するうえで必要不可欠であると考えております。

これらを実現していくためには引き続き西原村からの全面的なご支援が不可欠だと考えております。つきましては、村当局におかれましても地震関連事業で財政状況が大変厳しい折とは存じますが、当集落の実情をご賢察いただき、一日も早い集落再生を実現できるよう、本集落再生計画の実現に向けた事業の推進をお願い申し上げます。

阿蘇郡西原村小森2005。

大切畑区長、坂田哲也。

○議長(宮田勝則君) ただいま事務局より朗読が終わりました。

執行部に何か質疑はございませんか。

8番議員、林田直行君。

○8番議員(林田直行君) 8番、林田でございます。

要望書の内容が、さっき説明がありましたように、現在、震災復興推進課のほうで進めておられる事業を早くしてくれというようなことなのか、それとも、まだ補助を出してくれと言われているのかということも感じますが、事業の推進を早めてくれというような解釈でいいのかということでございますが、復興課長、どうでしょうか。

○議長（宮田勝則君）復興課長。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）ただいま、林田議員のほうのお尋ねになられたことは、要望に対してのことだろうと思えますけれども、この要望書につきましては、各集落が集落再生に向けて一日も早く地元に戻りたいという気持ちから、事業の展開を早めていただきたいと。これに対しましては、国の認可も必要でございます。それも踏まえたところで、村当局一環となって、国のほうに早く申請を出していただきたいという要望の中から出てきたものと解釈しております。

以上でございます。

○議長（宮田勝則君）8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）わかりました。

ということは、もう大体、事務手続というか、そういう方向にどんどん進められているというようなことで理解してよろしいですか。

○議長（宮田勝則君）復興課長。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）はい。大体、集落につきましては、基本的には6集落ほどございまして、第1段にこの大切畑地区のほうから上がってきた段階でございます。国に対しての要望をできるだけ早くしないと、一月おくれますと、大体、今回の場合は半年ぐらい事業の認可がおくれるということでもございましたので、大切畑を先頭に風当地区、古閑地区、それと布田地区、畑、そういったそれぞれの地区、下小森も入っていますけれども、一日も早くこういった要望を取りまとめたところで頑張っておりますので、一応、ご理解をしていただきたいと。

集落再生というのは、集落の中でいろんな地がけ関係、宅地の復旧、道路の改良、その辺を含んだところでの国の認可を受けるという一大事業のプロジェクトとして申請をいたしますので、これを集落単位区再生のための一体となった申請ということでございますので、それぞれの集落が、自分たちのところの地形も変わってまいりますので、その辺を含んだ要望書も一緒に含んだところで、地元住民から上がってきたものと解釈しております。これがなければ、あるいは国の認可がおりましても、後で、こういうことじゃなかった、ああいうことじゃなかったということがありますといけませんので、この要望書も十分に考慮しながら、我々は事業を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮田勝則君） 村長。

○村長（日置和彦君） この要望書につきましては、今は大切畑地区の話ですけれども、道路をこうやってつくる、真ん中に1本つくる、用地あたりは全て用地買収に依拠するという、そういった住民の方々が全て了解しますよということであって、その上で要望書を出して進めていただけんかということでもありますので、できますならば、今年度着工できるような段取りに持っていきたいというふうに思っております。

ただ、小規模住宅改良事業、これあたりには約4割が村の負担です。それに、4割負担で交付税措置なし。実質の借金ということにもなりますので、これについても、今、国のほうにどうにかならないかということをおっしゃるので、今のところ不明ということでもありますので、そうなった場合、全体的で約100億円ぐらいかかります。今、計算すれば、全体的に見れば約1割ぐらいで10億円ぐらいが村の負担ということになるかと思っておりますけれども、何しろ、財源が厳しいところもございますので。

しかしながら、財源が厳しいからということでやめるわけにはまいりません。やはり、集落の方々も一時期は、集団移転という話をなされておりました。しかしながら、地震はもう来ないだろうという話の中で、もとのところにおろうかといっても、宅地の石垣から全て自分でしなくてはならない。それに家も建てなくてはならないというかなりの出費がございますので、国の施策として、この擁壁については補助金を出すということでもありますので、それに対して村も応分の負担をしていただきたいということになりますので、この要望書は、要するに地元の意見がまとまったと。だから、この話を先に進めてくれということでもあります。今から先、ほかの集落も上がってくるかと思っております。例えば、風当とか古閑とか布田とか、もうそろそろまとまってきたという話も聞いておりますので、そうなった場合は、また要望書が出てくると思っておりますので、またそのときは、議員の皆さん方にも要望書について了解をいただけるならば進めなくてはならないということになります。以上です。

○議長（宮田勝則君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君） 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立により採決します。

陳情書受理番号3番、大切畑集落の復旧・復興に向けた集落再生に関する要望を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、陳情書受理番号3番は、採択されたものと決定しました。

続いて、陳情書受理番号6番。

受理年月日、平成29年8月9日。

陳情者名、小森水道組合組合長、片山勝潔。

陳情の要旨、村営水道への合併に関する要望書。

要望書の朗読を事務局より行います。

（事務局長 坂園まゆみ君 登壇 朗読）

○議会事務局長（坂園まゆみ君）平成29年8月9日、西原村村議会議長様。

小森水道組合組合長、片山勝潔。

村営水道への合併に関する要望書。

上記につきまして、平成29年8月6日の臨時総会において、小森水道組合員（以下、組合員という）の承認が得られましたので、対応していただきたく、下記のとおり、お願い申し上げます。

記

1、要望の趣旨。

最大限の公的補助を受けることにより、組合員の負担を軽減するとともに、早期復旧を図り、円滑な移管を行いたいと考えます。

2、要望理由。

熊本地震により甚大な被害を受け、仮復旧後、本復旧に向け工事を実施しているところではありますが、将来を考慮した場合、組合員の減少及び高齢化に伴い施設の維持管理等、水道事業運営が困難となることが懸念されることから、国の方針である水道事業の1本化に従い、村営水道に合併したいと考えます。

3、要望詳細。

（1）本復旧に対する復興基金補助率80%の適用。

（2）西原村としての補助の適用。

（3）合併時期を本復旧終了後の平成34年7月頃としたい。以上。

○議長（宮田勝則君）ただいま、事務局より朗読が終わりました。

執行部に何か質疑はございませんか。

9番議員、桂悦朗君。

○9番議員（桂悦朗君）9番議員、桂です。

ちょっとお聞きしたいんですが、ここに、本復旧に当たって復興基金補助、80%ということで適用をお願いしますということで書いてあります。それと、合併が平成34年7月ごろということなんですが、復興基金80%、本復旧するためには、何年まで、これ出るのかなということをお聞きしたいんですが。

○議長（宮田勝則君）建設課長。

- 建設課長（吉田光範君）今のご質問ですが、復興基金につきましては、大体当面3年から5年ということで見込んでおりますが、進捗のぐあいによっては延びる可能性は出てくるかとは思っております。以上です。
- 議長（宮田勝則君）9番、桂君。
- 9番議員（桂 悦朗君）何で平成34年にしてあるかということ、小さいところまで行き渡る、そうすると、今から家を建てられる。そういうこともあるものですから、復旧にそこまでちょっと時間がかかるということで、平成34年とされているかと思っております。そこらあたりまで復興基金が使えるのかなど。私も多分3年か5年だったかと思っておりますが、その点、平成34年7月と書いてあるものですから、そこらあたりまでを見ていいのかなということ、回答を出さないといけないと思うんです、小森水道のほうに。今じゃなくて、こういうのを、ちょっと確認だけでもとってもらって、そして小森水道のほうにそのような旨を連絡いただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。
- 議長（宮田勝則君）建設課長。
- 建設課長（吉田光範君）一応、復興基金につきましては、再度、県のほうに確認をしまして、またお伝えしたいと思っております。以上です。
- 議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。
- 3番議員、坂本隆文君。
- 3番議員（坂本隆文君）3番議員、坂本です。
- 例えば、工事が始まるとすると、そのお金というものは組合がまずは払うようになるのでしょうか。それとも、役場が肩がわりとか、その辺にして、80%、その辺が後から来るとか、そういったものはどういうふうになりますでしょうか。
- 議長（宮田勝則君）建設課長。
- 建設課長（吉田光範君）今のご質問ですが、一旦は組合のほうから出していただきまして、一応、契約書、領収書のコピーをいただきまして、うちのほうから基金をお支払いするという形になると思います。以上です。
- 議長（宮田勝則君）3番、坂本君。
- 3番議員（坂本隆文君）となると、組合が一旦は全額を支払うということになるということでしょうか。
- 議長（宮田勝則君）建設課長。
- 建設課長（吉田光範君）はい、一旦は組合のほうから支払いをしていただきまして、多分、全線にわたって一括支払いというのはできませんので、一旦部分的な終わった区間でお支払いをしていただいた分については、基金のほうから出すような形を、うちのほうではとりたいということでは思っております。以上です。
- 議長（宮田勝則君）結構ですか。

- 3番議員（坂本隆文君）はい。
- 議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。
（「質疑なし」の声）
- 議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論ございませんか。
（「討論なし」の声）
- 議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。
これより、起立により採決します。
陳情書受理番号6番、村営水道への合併に関する要望書を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。
（起立全員）
- 議長（宮田勝則君）全員起立であります。
よって、陳情書受理番号6番は、採択されたものと決定しました。
次に、陳情書受理番号7番。
受理年月日、平成29年8月29日。
陳情者名、阿蘇森林組合代表理事組合長、阿南忠治。
陳情の要旨、森林環境税（仮称）に関する意見書提出を求める要望書。
要望書の朗読を事務局より行います。
（事務局長 坂園まゆみ君 登壇 朗読）
- 議会事務局長（坂園まゆみ君）森林環境税（仮称）に関する意見書提出を求める要望書。

我が県の森林は県土の6割を占め、木材生産をはじめ、国土保全、水源かん養、地球温暖化防止等多面的な機能を有しており、国民全体に様々な恩恵をもたらしている。これらの機能を十全に果たすためには、間伐等の森林整備を着実に実施する必要がある。

森林整備のための財源については、現在、政府において、市町村主体の新たな森林整備を進める財源としての「森林環境税（仮称）」の創設に向けて検討が進められているところでありますが、森林整備を進めていくことは、国土保全などの森林の公益的機能の発揮のみならず、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

以上のことから、下記の実現を強く要請します。

記

森林の持つ多面的機能の恩恵を広く県民全体が享受していることに鑑み、市町村が継続的かつ主体的に森林の整備・保全に取り組むことができるよう、安定財源の確保に向けて「森林環境税（仮称）」を早期に創設すること。その際、税を活用した森林整備等が円滑に進むように、市町村の体制の整備を進めるとともに、県の役割や県の超過課税との関係を明確化すること。

上記を総務大臣、農林水産大臣へ要請していただきたい。

平成29年7月13日。

西原村議会議長、宮田勝則様。

提出者、熊本県阿蘇市蔵原885-1、阿蘇森林組合代表理事組合長、阿南忠治。

次のページに、意見書（案）ということについております。以上です。

○議長（宮田勝則君）ただいま、事務局より朗読が終わりました。

執行部に何か質疑ございませんか。

8番議員、林田直行君。

○8番議員（林田直行君）8番議員、林田です。

一応、森林環境税ということで、仮称でございますが、つくってどうだろうかということですが、私が思うには、ここに書いてありますようにいろいろな条件があり、また、九州北部水害あたりでも、何といたしますか、整備のおくれとか、そういうことで起因して、ああいう自然災害をもたらすということで、早く整備を行い、災害も防げるというような観点下においても求めていきたい。広く国民に求めるというのですか、そういうことは大事だと思っておりますので、これは、決まれば税徴収といたしますか、そういうのは、どういう方向でやられるのかわかりませんが、案としては、大体決まっているのかということところがちょっとわかりませんが、要望書で執行部もわからないのだろうとは思いますが、産業課、そのあたりの話は何か聞いていますか。それか税務課。よろしくをお願いします。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）この森林環境税につきましては、森林の整備に対して、現在、村外におられる所有者とか、そういった方の所在などが森林組合等では非常に把握しにくいというような事情で、この税を使って市町村がそういった情報をもとに整備を進めるというような内容で、今、農林水産省のほうで作業を進めているということでございます。

ただ、具体的に、国税として徴収したこの税金を、市町村のほうにどういった形で配分していくのかというあたりについては、来年度の税制改正に向けて、今、検討が行われているという状況だというふうに聞いております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）林田議員、よございますか。

○8番議員（林田直行君）はい。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立により採決します。

陳情書受理番号7番、森林環境税（仮称）に関する意見書提出を求める要望書を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、陳情書受理番号7番は、採択されたものと決定しました。

日程第7、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。あす8日から11日まで本議会を休会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、明日8日から11日まで本議会を休会することに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、次の会議は12日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会します。

午前11時19分 散会

第 2 号 (9 月 1 2 日)

平成29年第3回西原村議会定例会会議録

平成29年9月12日、平成29年第3回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成29年9月12日（火曜日） 議事日程第2号

日程第 1 一般質問

1、応招議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	坂 園 まゆみ 君
議会事務局書記	松 永 誠 司 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	内田安弘君
総務課長	西山春作君
企画商工課長	須藤博君
教育課長	米口三喜男君
会計管理者	中村義光君
税務課長	佐藤光弘君
産業課長	南利孝文君
建設課長	吉田光範君
震災復興推進課長	高本孝嗣君
住民福祉課長	塚元利文君
保健衛生課長	藤吉昌也君
保育園長	前川ちずる君

○議長（宮田勝則君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第2号のとおり行いたいと思います。

まず、日程第1に移りたいところでございますが、議長より報告いたします。

本日の会議において、曾我教育長より所用による欠席の申し出があつておりますので、議長より許可いたしました。

次に、7日の委員会審査報告で林田産業教育常任委員長の説明の中で、委員会開催日を8月21日としておりましたが、8月1日と訂正がありました。

同じく7日の陳情書受理番号2番、万徳区内道路の拡幅に関する陳情書について採択しておりますが、万徳区内道路の拡張というふうに表示をしておりますので訂正をいたします。

以上、訂正と報告であります。

それでは、日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、8月30日に行われました議会運営委員会の中で、発言時間はおのおの50分以内と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、50分以内と決定いたします。

受理番号1番、6番議員、上野正博君、件数2件、発言を許します。

（6番議員 上野正博君 登壇 質問）

○6番議員（上野正博君）おはようございます。6番議員、上野です。先般通告してました2件について質問いたします。

まず、村内河川の災害予防体制について、昨年の熊本地震で甚大な被災を受けました本村の6集落は、地区崩壊の危機に見舞われました。月日がたつにつれ、住民の地元への愛着心が強くなり、集落再生への気持ちに変わってきています。村長も集落再生には全力で取り組まれると私は認識しております。地区再生には、住民が安心して帰ってこれるような災害に強い村づくりが大事であり、そのためには災害予防体制の確立が必要であります。

今日、異常気象による集中豪雨が、全国、いや世界中で豪雨災害が出ています。7月の九州北部豪雨では、死者、不明者41名が発生し、朝倉市、東峰村、日田市の被害は悲惨なものでありました。豪雨による河川の氾濫は脅威であり、村内の鳥子川、布田川、木山川の河川沿いの住民の命を守るために、河川にセンサーによる水位計とカメラの設置はできないでしょうか。早急な

情報伝達が必要であると思われませんが、防災強化の村づくりをするために、村長の考えをお聞かせください。お願いします。

○議長（宮田勝則君）日置村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）お答えをさせていただきます。村内河川の防災予防体制についてという質問でございます。村民の命にかかわる質問ということで、丁寧にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

昨年の熊本地震では甚大な被害が発生した中、これまで行ってきた発災対応防災訓練の成果が大いに生かされた部分や、培ってきたコミュニティーによってとうとい命が救われた部分が数多くありました。しかしながら、近年、先ほど議員が申されましたように、地球温暖化に伴い、全国各地で発生している自然災害を見ると、いつ次の災害が西原村で発生してもおかしくないと考えられ、西原村でも次に来る災害に向けて、さらなる備えが必要というふうに感じております。

ことし7月に発生した九州北部豪雨では、福岡県、大分県を中心に甚大な被害が発生し、36名の方が犠牲になられ、いまだ行方不明の方もいらっしゃる状況です。熊本地震で犠牲になられた直接死の方が50名であることを考えると、この水害も地震に匹敵する災害であったとも言えるかと思えます。布田川断層を震源とする大きな地震は、専門家の方の意見やこれまでの長い歴史を考えても、しばらくは発生することはないと思われます。そのような中、今後重要になりますのは、豪雨に対する備えであるというふうに考えているところでもございます。今回の九州北部豪雨は、福岡県朝倉市、東峰村、大分県日田市で甚大な被害となりましたが、平成24年7月に阿蘇郡市に大きな被害をもたらした災害もいまだ記憶に新しいところでございます。

梅雨期や台風等による風水害、ゲリラ的な局部集中豪雨などによる被害が多く発生している中、私たちは今後、水害に対する対策を講じる必要があると考えております。大雨による河川の氾濫や危険水位等をより早く把握し、流域住民の方々に周知し避難していただくことが、とうとい命を守ることにつながることであると信じております。防災訓練をすることで多くの命を救うことができました。備えがなかったならば、人的被害はさらに増大していたと思われます。いかに備えが大事であるか、身をもって感じさせられました。集中豪雨により災害もいつか必ず発生すると申し上げてよろしいかと思えます。議員が申されますように、早目に準備し、予防対策を実施しなければならぬというふうに考えております。

今年度、デジタル防災行政無線の整備事業を行っておりますが、追加機能として避難勧告等発令支援システムというものがございます。これには河川の監視カメラや水位計、雨量計を設置し、その情報を全て役場で把握することができる機能が含まれていることから、現場に行かなくても河川等の状況

を把握することができるとともに、迅速な避難勧告等の発令が可能となり、防災力の向上に資することが期待されます。この機能を追加することとなりますと、変更契約も必要となりますことから、今後相談させていただきたいと思いますが、上野議員も元消防団長をなされていて、村民の生命、身体、財産を守るという使命感は変わらぬものと思います。村民の安全安心を守るためにも、前向きに検討を進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○6番議員（上野正博君）ただいま村長のほうから、水害による対策は重要であると、備えが大事であるというふうな答弁をいただきました。

特に真夜中の集中豪雨は、河川の状況がわかりません。今回の九州北部豪雨の災害で教訓となりました流木による被害が拡大化しております。本村の山林間伐は、短く細切りにする指導も必要ではないかと思っております。

また、本村は過去に水害がありました。昭和28年6月26日、いわゆる6.26水害で布田川も氾濫いたしました。龍王社が流され、ご神体が見つかったというふうなこともありました。また、古閑地区では、河川の氾濫による死亡者も出ております。

いかに情報収集と指導体制が必要であることが大事であるかと思っております。以前のように移住・定住者をふやすためには、防災に強い村づくりが必要かと思っております。危険察知器の設置をぜひお願いしたいと思っております。村長も今、住民の生命、財産が一番重要であるというふうな前向きな答弁をいただきました。本当に期待しております。ありがとうございます。

1問目はこれで終わります、村長、もう一回お願いします。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）先ほど言いましたように、防災行政無線の整備事業を今やっております。この工事とセットであれば、緊防債というものがございませぬ。これは充当率100%、交付税措置が70%でございませぬので、実質負担は村が30%で済むというふうに思われますので、予算的にもこの防災行政無線の予算残もございませぬので、その範囲内でできるという金額でもございませぬので、議会のご理解をいただくなれば、それとセットにすれば村の負担が軽くて済むということも考えられますので、追加としてするならばどうだろうかというふうにも思っております。

いずれにしても、水害対策として実施しなければならないと考えておったところでもございませぬ。先ほど言いましたように、地震はいましばらくは専門家の話では来ないと、極端に言えば1000年、2000年は来ないだろうという話もございませぬけれども、水害につきましては、私どもの村も先ほど議員が申されましたように、昭和28年、6.26水害があつて犠牲者も出ております。そして前回の九州北部もそうでありましたけれども、風倒木が流れてき

たということでありますので、そういったことも私どもの村も考えられないことはない、考えられるということでありますので、そういった対策も今後、これは講じる必要は絶対あるというふうに私も理解しておりますので、そういったことを含めて対処するならばというふうに思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）3回目、いきますか。

○6番議員（上野正博君）ありがとうございます。大変前向きなご回答でありがたいと思っております。今後このセンサーによる危険察知器の設備をぜひお願いしたいと思っております。

次の質問にいきます。

のぎく荘の駐車場不足についてお尋ねいたします。

施設において行事や会合がある場合は、現状として駐車場が不足しております。本来であれば、総合体育館建設が順調に進めば問題がなかったのですが、これはもういたし方ございません。これから団塊の世代を迎えるに当たり、施設や駐車場の問題が恐らく出てくるかと思えます。将来ののぎく荘について、施設駐車場に関してどのような考えを持っておられるか、村長の考えをお伺いいたします。

○議長（宮田勝則君）日置村長。

○村長（日置和彦君）のぎく荘の駐車場不足ということでございまして、まず、のぎく荘について少しだけ述べさせていただきます。

のぎく荘につきましては、平成5年4月から西原村社会福祉協議会により運営管理を行っております。当初からデイサービス事業等を行っており、現在の職員数は、非常勤と合わせて30名の職員数で今やっておるところでございます。職員の駐車場につきましては、施設内の駐車場としはら保育園の駐車場をお借りしており、にしはら保育園の駐車場につきましては、七、八名の職員が利用しております。

確かに質問にございますように、民生児童員会や老人会役員会等で施設を利用する場合は、施設内の駐車場では足りなくなり、道路脇の駐車スペース等を利用していただいております。本当に窮屈な思いで道路に駐車をしておられます。また、のぎく荘のイベントを行う場合は、開催が日曜日の休日であるため、役場の駐車場やにしはら保育園の駐車場を利用させてもらっており、駐車場の不足を補っております。

先ほど話がありましたように、現在の団塊の世代と言われる方を含む65歳から69歳の人口は、平成29年4月1日現在で594名おられ、70歳から74歳までの人口331名と比べると263名多いということになります。しかし、いましばらくすると、この数字は逆転して70歳以上の方が多くなるというふうに予想されます。今後、この方たちが後期高齢者となられる5年後ぐらいからは、駐車場の不足が今以上に進むことや施設が狭くなることが見込まれます。

しかし、現在、西原村におきましては、震災復興に全力を挙げて取り組ん

でいるところでございます。用地の確保が必要な駐車場の整備等につきましては、今すぐの実施が厳しい状況でございます。今後は震災復興状況を見ながら駐車場の整備をするか、そのほか何かのよい方法はないか考えていかなければならないというふうに思います。

現在は役場職員も、のぎく荘前の駐車場を利用しており、駐車場不足は十分理解をしておるところでもございます。役場のほうもご存じのとおり、プレハブの建設で駐車場を潰しており、いましばらくは、やりくりしながら駐車場の確保に努めていけたらというふうに思います。老人会の研修や大きなイベント、会合があるときは、役場職員ものぎく荘前の駐車場を開放するなど、お互いが協力し合って当面は対応していけたらというふうに思っております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○6番議員（上野正博君）駐車場不足に関しては、もうこれは大事なことでございまして、老人会の方々が離れた場所から歩いて施設のほうに来られるというのは、もう大変なことでありまして、何とか行政のほうも策を考えてほしいと思います。

施設に関しましても、さっき村長言われましたように、団塊の世代が二百数十名ふえるというようなことでございます。施設のこともまた考えていかないといかんのではないかと思います。施設の拡張といいますが、そっこのほうは考えておられますか、施設自体、のぎく荘。

○議長（宮田勝則君）日置村長。

○村長（日置和彦君）先ほど申しましたように、団塊の世代が、70歳以上の方がかなりふえておられます。のぎく荘を利用する方々が増加するというところで、今のところあの施設も今がいっぱいじゃなかろうかなと。以前、のぎく荘では話をしておりましたが、将来的には増築をしなくてはならないときが必ず来るということでありまして、そのときにあわせて新たにのぎく荘の駐車場をつくるならば、そのとき新たに一緒につくるならばというふうに思います。そう遠くはない、やがてそういった団塊の世代の方々が後期高齢者となられ、老人会を含めてのぎく荘を利用される方も多くなるというふうに思いますので、施設自体が少し窮屈になってくるということでもありますので、そのことも含めて今後また検討をしていかななくてはならないというふうに思っております。

何しろ議員ご存じのとおり、今は当面、この災害復旧に全力を挙げなくてはならないということでございます。きのうも布田地区を初め4つの集落から要望書が上がってまいりました。事業費も100億円まではいきませんが、かなりの事業費となるわけでございます。これももちろん村の負担もあるし、特に小規模住宅改良事業、これにつきましては今現在のところ交付税措置なしの40%が村が負担しなくてはならないということも今現在のところ

ろはそういった時代でありますので、まずは何をしなくてはならないのか、やはり住民の方々が地元に戻って宅地を再生して、特に住家を再建することがまず優先的ではなかろうかなというふうに思いますので、いろんなことをしなくてはならないことも十分理解しております。しかし、今すぐはなかなか厳しいところもありますので、そこら辺はご理解いただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）3回目、続けてください。

○6番議員（上野正博君）何しろ今の時期は災害復旧が一番ということでございまして、私もそちらは理解しております。しかし、やはり年寄りの方々、老人の方々のことも考えると、何とか災害復旧と併用して進めていただきたいと思っております。以上で終わります。

○議長（宮田勝則君）受理番号2番、9番議員、桂悦朗君、件数2件、発言を許します。

（9番議員 桂 悦朗君 登壇 質問）

○9番議員（桂 悦朗君）おはようございます。9番議員、桂でございます。通告しておりました2件について、村長のほうにお答えをお願いしたいというふうに思います。

まず、災害公営住宅についてお聞きしたいというふうに思います。

昨年11月、仮設住宅とみなし仮設住宅入居者に対してアンケート調査をされております。そのとき今後の住まいに関して意見調査ということでされておるわけですが、その結果としては入居希望者が80世帯前後だったということの報告を受けております。本年度4月に、入居仮申し込み及びまた相談窓口を開設され、そのときにまた相談を受けておられます。相談件数がそのときは108件だったと。仮申し込み89世帯、そのうちの23世帯については、自己再建を希望されているということをお聞きしております。実質66世帯前後が申し込まれるのではないのかなというふうに思いますが、最終申し込みについてはいつごろを予定されているか、そこをお聞きしたいというふうに思います。

また、災害公営住宅整備予定地につきましては、山西地区においては鳥越付近ということで通称ドングリ山一帯に45戸ほどですね。そして、河原地区につきましては、河原字秋田原付近にということで、周りには住宅地があるいい場所だというふうに思います。そこに12棟の2カ所で57棟の災害公営住宅を整備する予定というふうになっておりますが、今のところ66世帯が希望されていますので、それ前後になれば57であれば不足するのではないかなというふうに思います。この不足分については、どのように考えておられるかお聞きしたいと思います。

次に、災害公営住宅の整備方法についてですが、県内の同一事業者が設計から施工までを請け負うことで工期の短縮やコストの低減、また村の発注、

検査、確認など事務手続も削減できるなどのメリットがあるということで、公募による災害公営住宅を買い取る方法で整備する方針を決められましたが、その経緯についてお聞きしたいというふうに思います。

そして最後に、住まいのしおりの作成ということで書いておりましたが、熊本地震で持ち家をなくし再建が困難な方々が、仮設住宅やみなし仮設住宅から災害公営住宅、今度は団地での生活を始められるわけですが、今までは家賃を払うことはなかったのですが、今後は家賃を払って住むこととなります。さまざまな問題が生じてくると予想されます。そのためには事前のルールづくりが必須だというふうに思っております。

入居される皆様が安心して快適な生活を送っていただくためにも、必要な手続やルールづくりなどについては検討されておられるのかお聞きしたいと思います。以上を村長のほうに答弁を求めます。

○議長（宮田勝則君）日置村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）災害公営住宅についてということをごさいますて、議員のほうにも数回お話が行っているかと思えます。順序を追って説明をさせていただきます。

災害公営住宅につきましては、ご存じのとおり、今回の熊本地震により家を失い、応急仮設住宅の入居期限を過ぎても自力で住宅を確保できない世帯に向けて、公営住宅法に基づいて恒久的な住まいとして供給をいたします。公営住宅法第1条に、「この法律は国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸しすることにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする」と提言されており、国が建設費を補助し、入居要件や家賃免除等の条件は村で定めます。

今回、桂議員のお尋ねであります災害公営住宅建設の進捗状況についてのご質問は、順を追ってお答えをいたします。

まず、最初の入居希望者世帯の状況及び仮申し込み世帯の状況についてありますが、ことしの4月13日から22日までの間に、村民の方々を対象に宅地復旧・災害公営住宅相談窓口を開設し、要望等を伺ったところであります。その時点で申請者の状況を見ますと、災害公営住宅相談件数が108件であり、そのうち仮申し込み世帯が先ほど申されましたように89世帯でありました。

内訳として1人世帯の仮申し込み申請者が35戸、2人世帯の仮申し込み申請者が31戸でありました。これらの方々の年齢層を見ますと、70歳以上の高齢者の世帯が34世帯を占め、9割以上の世帯が60歳以上となっております。また、そのほかの世帯の申請者も23世帯ありましたが、ほとんどの世帯が70歳以上の家族を抱えておられました。

入居希望者世帯の方、全ての方が入居可能条件に該当することではありません。例えば今後、自宅を再建されます方につきましては、被災者生活再建支援制度の加算支援金が利用できますが、災害公営住宅に入居されますと、その加算支援金の利用ができません。また、自宅を修理・改修を行って、被災者生活再建支援制度の加算支援金をご利用された方も入居はできません。89戸の仮申し込み世帯数はありますが、そのうち23世帯の方は自宅再建を希望されておりまして、その方々につきましては、先ほど申し上げました被災者生活再建支援制度の加算支援金の利用がありますので、現時点での災害公営住宅への入居申し込みについては、辞退を検討されているものと思っております。

現在、加算支援金の制度を活用されて自宅再建に向け検討されている方の相談等もあっておりますので、その方々と実際に入居を希望される方々を勘案したところ、災害公営住宅の建設予定戸数を決定しております。

次に、災害整備予定地の状況についてであります。村内2カ所を計画し、山西地区の戸建て45戸及び河原地区の戸建て12戸として計57戸の戸建ての住宅を建設する予定であります。山西地区につきましては、先ほど申されましたように、山西小学校近くの通称種馬所にまとめた面積の村有地があり、約1万1,000㎡に2LDK30戸、3LDK15戸の建設を予定し、集会所建設も予定をしております。また、河原地区につきましては、河原団地北側の秋田原台地の現況農地に4,400㎡造成し、やはり戸建てで2LDK6戸及び3LDK6戸の建設を予定し、こちらの団地も集会所建設を計画しております。それぞれの団地に1戸当たりの住宅に対し2台の駐車スペースを設ける計画であります。

次の住宅整備方法につきましては、災害公営住宅を設計から施工、管理等を同一民間業者が行い、その完成した災害公営住宅等を村が買い取る方式を採用し、西原村買取型災害公営住宅整備事業という方法により実施いたします。村が買い取ることにより、災害公営住宅の整備を迅速かつ円滑に推進することを目的としておるところであります。

続きまして、設計、着工、竣工、入居手続、入居までの工程につきましてお答えいたします。

先ほど申しましたように、西原村買取型災害公営住宅整備事業の公募により、スケジュールを参考に申し上げますと、設計、着工、竣工の工程は業者のほうで行います。西原村への引き渡し予定を来年7月下旬にしております。入居手続につきましては、新年度に入りましてから本申し込みの受け付けを行いたいと思っております。また、入居につきましては、引き渡し後、速やかに入居できるよう進めてまいりたいというふうに思います。

次に、住まいのしおりの作成については、現在、村営住宅河原団地におきましては、入居の際に面談の上、各種手続を行っております。その際、入居

者に対しまして、河原団地入居に際しての注意事項というもので説明を行っております。提出書類、住居の鍵、家賃について、住居内点検、電気・ガス・水道・浄化槽等生活関連の手続の案内及び費用について、保守・修理負担等建物の管理について、駐車場の使用方法等や出生や転出等入居者の変更、家賃算定のための収入報告の提出について、禁止事項や協力事項、地区としての活動やルール、地域活動への参加について等でございます。

災害公営住宅につきましても、実際の入居前に入居者の皆様に入居説明会等でご説明を行っていくことと思っておりますが、入居に際しての注意事項または住まいのしおりは、どの程度のものを作成するのか、今後検討を行う予定としておりますが、入居される皆様のわかりやすいものを準備したいというふうに考えております。

また、集会施設を設置する計画でございますので、その施設やスペースの利用方法、管理方法等は、今後、団地ごとに入居者の方々とともにその運営方法を決めていくことと考えており、その協議の場を通じ、お年寄りや子どもたちの憩いの場として活用してもらいたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮田勝則君） 2回目、続けてください。

○9番議員（桂 悦朗君） ただいま村長のほうから詳しく答弁いただきまして、公営住宅整備とか、そういう入居者に対する気持ちというのは、こちらのほうも受け取ることができました。安心して住める住宅づくり、それを考えてやっていたければなというふうに思っております。

そこでお聞きしたいのが、住宅の整備形態については木造建ての平屋建て、2LDK、3LDKを建てますということで先ほども説明がありました。部屋については、どれぐらいの部屋をつくられるのか。

今、仮設住宅を見ますと4.5とかありますけれども、かなり狭く感じておられるというふうに思います。それと6畳の続き部屋になれば2人、3人になればまた違うのかなというふうにも思いますので、そこらあたりをどのように考えておられるのか。

それと2LDKは1人住まい、2人住まいまでは2LDKなのか、何名までが2LDKに入られるのか。それと3LDK、これは何名までが3LDKに入ってもらえるのか、そこらあたりもちょっとお聞きしたいというふうに思います。

それと山西地区団地と河原地区団地におきましては、先ほど村長が言われましたように、山西地区では1万1,000㎡に2LDK30と3LDKが15、計の45、それと集会所を整備するとなっております。この団地につきましては鳥子地区、小森地区、布田地区といった地区からの入居者希望がここに入られるのかなというふうにも思います。2LDKが30となっておりますので、希望者は高齢者単身か高齢者夫婦世帯が多いのではないかと。先ほどその分でも

35と31ということで言われましたので、そういう方がここに希望されているのかなというふうに思います。

整備するのに高齢者が集える憩いの場所としては、この1万1,000㎡の中で45戸という公園をつくるとか、そういうのはちょっと狭くてできないんじゃないかなというふうにも思います。しかし、高齢者の方々が集える場所、憩いの場所というのは必要だというふうに思いますから、そのところをどのように考えておられるのか、そこをお聞きしたいというふうに思います。

それと河原団地につきましては、4,400㎡で2LDKが6、3LDKが6ということで、こちらのほうも整備するにはここはちょっと広いんじゃないかなと。そこで公園等も考えておられるのかなということで、そこも質問したいというふうに思います。

それと、先ほど山西地区団地については45の住家になるわけですが、こちらについては集落ごとに地域を決めて入ってもらえるのか、それとも抽せんをされる考えでおられるのか、そこらあたりをお聞きしたいというふうに思います。

そして最後に、先ほど住まいのしおりの件でいろいろと説明を受けました。私も県営住宅管理センターにおったものですから、いろんな問題が出ております。その中には先ほども言われましたけれども、駐車場の問題とかありますけれども、家賃の問題、そういう問題がよく問題とされておりました。それと近隣との問題、それと動物の問題ですね、犬猫の問題。そういう問題も毎日毎日、電話があり、どうにかしてくれということで大変困った状況でもありました。それも県の住宅課のほうにも相談しましたが、なかなかそこらあたりが改善できなかったというのがその当時の私たちが感じたところでございますので、そういうところも考えながら運営はしてもらいたいなというふうに思っております。

そこで管理については行政が行っていくのか、それとも民間に委託して行われるのか、そこをお聞きしたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）質問が多うございますので。

○9番議員（桂悦朗君）すみません、申しわけないですが。

○村長（日置和彦君）まず部屋、書いてありますけれども、基本的には6畳です。基本的には6畳であって2LDK、3LDKは何名かと申されましたけれども、全体的に入居者の方々の家族構成を見なくてはなりませんけれども、2LDKは基本的には一、二名の家族、3名以上は3LDKになるとは思いますが、家族構成も今後検討しながらこういうのは進めていきたいというふうに思います。

それから公園でありますけれども、今のところ用地内で公園をつくるスペースが大変厳しゅうございます。河原にしろ、種馬所にしろ、厳しいところ

がございますので、団地内に公園を整備することは少し厳しいかなというふうに思っております。

それからペットの件でありますけれども、これも今後決めていかななくてはならないというふうに思います。マンションとかアパートのような作りではございませんので、戸建てでありますので、そこら辺は少し緩和できる場所がありはしないかというふうに思っておりますけれども、これは今後そういうことも含めて、しおりの中で進めていくなればというふうに思っております。

それから、最後と思っておりますけれども、管理運営は、やはり団地の中で区長さんではございませんけれども、その中の代表がおられて、その中で住民、入居者さん同士でいろんなことを管理していただければというふうに思います。やはり地区内の例えば草が生えたから草を刈るとか、そのあたりも一般の集落と同じような形でしていただければというふうに思っております。ただ、高齢者の方が多うございますので、そこら辺がどこまでできるのか、そこら辺も内容を精査しながらお願いをするならばというふうに考えております。以上ですかね。

○9番議員（桂 悦朗君）また聞きます。

○議長（宮田勝則君）3回目、続けてください。

○9番議員（桂 悦朗君）今、管理の面で、その住宅内におられる方々が管理する。それは皆さん方の横のつながりとかそういうものは必要でありますので、それは別に頑張ってもらわなくてはならないことだというふうに思っております。

しかしながら、今度は建物の管理、それについてはどう考えているのかということでお聞きしたつもりであります。何でかといいますと、いろんな問題が出ます。そしたら必ず行政のほうに常に電話が来るということですね。それを今度は行政でこれをずっと管理していくのか。それと、今度は空いたところ、5年10年先に空いたところをじゃ、どうしていくのか。そういうものも考えておかないと、空いたところをそのままにしておけば、また管理は大変だろうというふうにも思います。

これは私たちが山古志に行ったときに、山古志が30のうちの12も空いていますということで、そこに入らないとかそういう状況でしたので、西原村の場合はそういうところをどういうふうにして管理していくのか、そしてどういうふうにして募集していくのか、そういうものも考えておかななくてはならないのかな。45の住宅が多分、5年10年先には空いてくるというふうに思います。高齢者が多く入られるということになれば、施設に入ったりとかそういう問題もございますので、そういうところも考えておかななくてはならないのかなというふうに思います。

それと、今度は退去というのもあります。退去されるときには、やはり家

族、やっぱりそういう人たちにきちんとした連帯保証人、要するにそういうふうになっても連帯保証人を必ずきちんとした形でとってもらう、それもやっておかないと最後には問題が起きてくるのもそこらあたりだろう。そこから出られるときには、どこまでは要するに本人さんたちの工事としてやってもらう、そういうものから考えておかないと、そういうことを聞いていなかったというふうになりますので、そういうところも考えてもらいたいというふうに思っております。

先ほど、それと公園の問題を言いましたけれども、山西地区についてはドングリ山、小学校がちょうど今度建てられるところの南側にドングリ山がありますけれども、今までがドングリ山というところだったものですから、あそこを整備して少し公園、皆さん方が集えるような場所をつくってもらえればまた違うのかなと。周りも考えて、やっぱりそういう癒しの場をつくってあげないと皆さん方、ストレスがたまるんじゃないかなというふうにも思っております。そういうところも考えていかがでしょうか、村長。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）建物管理でありますけれども、もちろん村の所有になりますので村が管理するのは当然であると。そして、そのほか空き部屋になったらどうするかということでもありますけれども、空き部屋になったら、もしあそこの建物が許されるならば、転入者とかいろんな方々が今、村営住宅も申し込み者が多くて入居できない方々も多うございますので、そういったことに利用できるならばしていきたいというふうに思っております。

それから、ドングリ山、あそこにもう半世紀以上たったようなドングリの木がございます。ドングリの木は村の村木でもございます。あれも大事にしていかななくてはならないと、ああいった木は多くはございません。実はあそこをミニ公園化できないかということで、私が村長に就任した1番目の質問で当時の山西議員が質問されました。確かに万徳地区には学校が開放されない、学校もいろんな事件がございますので開放されないということで、あそこをミニ公園として整備できんかというような話がございました。

実は今回、災害公営住宅をあそこに建設するというので、その敷地内には面積が足りませんので公園はつくる余裕がないということで、じゃ、あそこを少し整備して公園化するならどうだろうかというふうな話は実際しておりました、担当者。そういうことで下のほうを擁壁じゃございませんけれども擬木等を並べて土留めをして階段をつくって、上のほうを少しきれいにするとといった形で整備して、災害公営住宅に入っている方々の少しだけでも憩いの場となることができはしないかなというふうに思っております。工事内容が全然違いますので建設等が違いますので一緒にできるかどうかはわかりませんが、そういった公園化することは、以前も質問がありましたように、今後進めていくのはいかがかなというふうに思っております。

当時もその必要性はあるというような答えはしておりましたがけれども、今回、災害公営住宅ができますので、それにあわせて余り多くの金はかからないと思いますので、その辺は一緒に整備して、例えば下からまた階段で上がれるような形をして、道路も広くしますので、そこの古庄さんところから入った道路ですね、あれも広くしますので、そちらのほうからも入られるような形で整備するならばというふうに思っています。

いずれにしても、詳細につきましては今後検討していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）この質問、ちょっとまとめていただけますか。

○9番議員（桂 悦朗君）今、村長が答弁されましたように、そこに入る方々の癒し、そういう場所というのは必要になってくるというふうに思っておりますので、両地区ともそういう場所をつくっていただきたいというふうに思っておりますので、そちらのほうを検討は必ずしてください。よろしく願いしたいと思います。

それと高齢者がおられますので、それと農家の方もかなりおられると思いますので、敷地内での何かちょっとした畑のようなそういう事も考えてもらえれば違うのかなというふうにも思いますので、そういうふうな形の住宅の建設をお願いしたいというふうに思います。

次に、保育園運営についての質問に移りたいというふうに思います。

保育園確保についてはどのように考えておられるかということで第1問にしておりますが、にしはら保育園は若い女性職員が多いとあります。産休、育休で保育士不足になることもあると聞いております。現在、2人の方が産休、それと育休で休んでおられるというふうに思っておりますので、不足は出ているということを知っております。

保育園運営上については、その不足した者に対しては、県のほうも現在、国が言うておりますように、政府が言うておりますように、待機児童を0にするということで目標を掲げておるものですから、県のほうも今、施設整備を計画したりとかされていると思います。そのように施設がふえれば、保育士というのはますます不足していくのではないかなというふうに思っております。県下で保育士不足のため、定員どおりの受け入れができなかったという保育園もあるというふうに新聞のほうにも記載されておりましたが、そのような状況の中で、今後どのようにして確保していかれるのかお聞きしたいというふうに思います。

また次に、臨時職員の手当について、次に書いておりますが、にしはら保育園の保育士は正規職員と臨時職員、それと非常勤職員という雇用形態であります。現在、0歳児から5歳児までを10クラスに分けて運営しておられますが、今までは8クラスを正規職員が、そして2クラスを臨時職員が担当しておりましたが、現在、2人休んでおりますので臨時職員が担任を担当する

機会が多くなってきているというふうに思っております。担任になれば、運動会や発表会などの責任者でもございます。また、保護者とのコミュニケーションもとりながら子育てもしていかななくてはならないというふうに思っております。担当を持つ臨時職員に対しては改善の点が一つあるのではないかと、業務手当などを検討する必要があるのではないかとというふうに思います。また、村長の考えをお聞きしたいというふうに思います。

それと、給食の今後の運営についてということで書いておりますが、にしはら保育園の園児の状況は、以前に比べると0歳児が多くなり、また、アレルギーのある園児も増加していると聞いております。

現在、給食体制は正規職員が1名で再任用2名、それと非常勤2名の5人体制をとっているんですが、アレルギー食がある日には大変気を使いながら作業をしているということでございました。また、職員が休みのときに問題が生じた場合に、どのように対処するのがいいかと大変不安を持っているというふうにお聞きしております。それだけ気配りをして調理をしているんだというふうに私たちも感じております。給食の責任者は正規職員であるため、病気等で長期に休むことになった場合、どのように対応されるのかお聞きしたい。また、再任用2人は60歳を超えておられますので、今後の運営はどのように考えておられるか、村長にお聞きしたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）日置村長。

○村長（日置和彦君）お答えをさせていただきます。保育園運営についてということで、1つ目が保育士の確保、2つ目が給食についてという内容であると思います。お答えをさせていただきます。

職員の採用につきましては、今の複雑多様化する中、行政需要や地方の新しい課題に的確に対応するため、有能な人材の確保が不可欠であると考えております。そこで、西原村も優秀な職員を確保するため、熊本県町村会に1次試験の実施に係る事務の取り扱いをまとめて依頼して、関係市町村等の共同による第1次試験を実施しております。

ことしは1次試験が9月17日に予定されており、西原村では、保育士1名、一般事務4名程度の募集をしておりました。今年度は職員募集人員も多いため、よりよい人材確保の観点から、受験資格の一つでもあります年齢制限を従来の28歳を30歳に引き上げる受験資格の拡大を行いました。

しかし、保育士につきましては、募集受け付け申し込み期限の8月10日を過ぎても応募の申し込みがございませんでした。このような状況ですが、保育園における保育士の確保の必要性を考慮し、平成30年度採用の保育士職員につきましては応募がございませんでしたので、西原村単独による採用試験を実施し、必要とされる保育士職員の確保を行おうというふうに今考えているところでございます。

一方、臨時職員の確保につきましても同様な状況であり、村の広報紙やホームページ等で募集をかけても申し出はなく、職員の友人、知人を頼った試みでも見つかりませんでした。募集範囲を広げる目的で7月に行ったハローワークを通じた募集にも、いまだ問い合わせはない状況でございます。

このため、以前行った人材派遣会社を通じた保育士の確保を試みることで、本議会に關係する委託費を補正予算として計上させていただきました。派遣を依頼する人員は3名で、保育士2名、看護師1名を予定しております。看護師につきましても、0歳の乳幼児や未満児の増加傾向にあり、園児の健康で安全な園での生活を確保するための常勤として勤務をしていただきたいというふうに考えております。

一方、臨時職員の確保が難しいのは、職員の待遇等に手当等が充実していないのではないのかというお話ではありますが、本村の臨時職員の採用に当たっては、現行の規定では手当等の支給は行っておりません。他の市町村で、一部保育園で以前からの経緯で通勤手当を支給しているところはありますが、近隣市町村では通勤手当を支給している市町村はありませんでした。ただ、近隣市町村において保育士の確保のため、保育士の臨時職員としての日額等を特別に引き上げて保育士の確保に努めています。本村も同様な対応を行っており、他市町村と遜色のない対応であるというふうに思っております。

保育士につきましてもは近年、人手不足であり、近隣の保育園も苦慮されている現実があります。にしはら保育園でも同様ですが、正職員及び臨時職員の確保、人材派遣会社を通じた保育士の確保等、よりよい保育環境を整えるため、これまで以上に保育士の確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

続きまして、給食についてでございます。

この給食の問題につきましてもは、村において従前から、小学校、中学校、保育園の給食を一体と捉えて対応してきたところでもあります。これらの給食業務につきましてもは、民間委託を行うとの方針のもと、正職員の定年退職と残る学校や保育園の体制の強化等も考慮し、山西小学校は平成27年度から、河原小学校は本年度から、その業務を民間のNPO法人に委託しております。計画では、平成31年度に西原中学校、その後、保育園の民間委託を行う予定でございました。

この計画を進めるに当たっての課題の一つに、中学校の調理場のドライ化がありました。県から今後の学校給食施設は、国の学校給食衛生管理基準に基づき、ドライシステムを導入するように促されております。ドライ化と狭い調理場の改善なしで民間委託は困難ということで、計画年である平成31年以前の改築を考えておりました。このようなときに昨年4月の熊本地震で村は大きな被害を受け、業務量の増大と財政的な負担増の中で、この計画の推進が現在、困難な状況にあります。最後に残る保育園の給食業務につきまし

ては、民間委託まではこのような計画の中でその体制の充実を図りながら、園児たちに安全安心な給食を提供することとしていました。

現在、先ほど議員申されましたように、常勤の正職員調理師1名、臨時の調理師1名、臨時の栄養士1名の3名と非常勤調理師4名の中から2名が出ていただき、5名体制で調理を行っております。民間委託の計画的推進が困難となった場合、保育園の体制充実を図るため、再任用の活用による常勤職員の負担の軽減や、将来的には任期つき職員の採用による体制の充実を考えておりました。

乳幼児を含む園児の食事は、生涯にわたる体力づくりの基礎と考え、季節の味覚を大切に、添加物を控えた食品を提供するなどの工夫を行いながら業務に当たっております。これからもこの考えのもと、保育園における給食業務における体制の充実に苦心してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○9番議員（桂悦朗君）今、保育園の運営ということでお聞きしたわけですが、保育士の確保というのも今大変な状況ということ、村長のほうもそのように今答弁されました。

その中で今、保育園を見てみますと、保育園だけじゃないですね、小学校、中学校も見てみますと、生活能力の向上や集団生活への適用、社会との交流促進等の療育、訓練、そういうふうにする子どもたちがふえてきているんですね。保育園はその入り口なんです。入り口の中でそこで子どもたちとのかかわり合い、また保護者とかかわり合いをしながら保育をしているというふうに思っております。それが小学校、中学校につながっていくというふうに思っております。

そういう中で保育士の不足で大変な状況であるということで、そういうところも考えながら、やっぱりきちんとした保育園運営をしていかななくてはならないと。先ほど臨時職員等の手当のことが言われましたけれども、今、私立保育園、公立保育園を考えますと、どうしても条件がいいとなるとそちらのほうに流れていくのではないかと。そうすると保育士の確保というのはなかなか難しくなるのではないかとこのように思っております。

先ほど派遣会社からの職員を採用するということでは言われましたけれども、以前も派遣社員を入れておられました。現在はもう派遣会社からの保育士はいないのではないかとこのように思いますが、派遣会社においても、メリットというのはすぐ補充できるというのはもうメリットあります。しかしながら、デメリットというのが派遣会社への支払い等も考える。それと来られた人に数年おってもらわなければならないものから、そこ何カ月とか1年とか、そういう人も出てくるわけですね。ということになると、先ほど言いましたような、ちょっと不安を持っている子どもたちの状況とかそういうものがな

かなか見づらいのではないかというふうに思います。

やはり今、臨時とか非常勤で来ている保育士さんたちが大事ではないかと。そういう人たちは何年もずっと見てきておられます。そういう人たちに対してのやっぱり支援というのも考えていかななくてはならないのかというふうに思います。その点について村長はどのように考えておられますか。

また、給食については、先ほど保育園もNPO法人にというお話がありました。以前からこれは進めてこられていました。山西小学校、河原小学校、NPOでされております。中学校ということで、今回の地震でちょっとおくれる状況になるかもしれませんし、また今後できないかもしれないという状況であります。

また、保育園のほうも、先ほどの答弁では再任用を活用していきたいと。本当に責任を持ってやれる人というのは、今、職員で50近く、40代ですかね、職員が1人、それとあとは再任用です。再任用の人たちも60歳を過ぎて、それだけの責任を持ってやらなくてはならないとなると大変ではないかというふうにも思いますので。給食のほう、そちらのほうもやはり何らかの形でやらないと、本当に今の職員が長期に休んだとき、誰がそれを責任持って調理していくのか、そういう責任の場も考えてやらなくてはならないのではないかと思いますけれども、その点について、村長、どのように考えておられますか。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君） いろんな処遇を改善してするのも結構でありますけれども、いろんな臨時の職員さんもおられます。庁舎内にも臨時職員さんはおられます。そして、他町村との比較もございます。そういったことを考えると保育士だけいろんな手当をつけるというのもいかなものかなというふうに思っております。保育士も足りないかもしれませんが、役場庁舎内もこのような状況の中で、職員が足りないで皆が一生懸命に頑張っておるということもございますので、そういったことでありますけれども、職員は職員として今回新たに採用の計画はしておりますので、そちらのほうで対応するならばというふうに思います。

それから調理師関係でも同じであります。いましばらくドライ化というのはなかなかすぐさまできるのが厳しゅうございますので、しばらくは今までおられた経験豊かな退職者の方々を再任用として来ていただくと、そしてそれも今は期間が短こうございますけれども、最大の5年間、このような状況になりましたので、5年間を再任用として来ていただければと。そしてまた、あわせて任期つき職員、こちら辺もそういった給食関係に勤められた方々が任期つき職員として来ていただいて、それに対応するならばというふうに考えております。

地震の災害復旧復興のめどがつかますならば、ドライ化のほうに着手した

いというふうに思っておりますけれども、着手する中であの中学校の給食室、ランチルームもございましてけれども、調理室だけつくるのか、ランチルームも合わせて全面的な改築をするのか、そこら辺も考えていかななくてはならないというふうに思っております。

いずれにしても、子どもたちの食に関すること、非常に大事な問題でありますので、そのドライ化も一日も早くできるように進めていくなればというふうに思っております。金、金ばかり言っておりますといろんなことできませんので、財源の許す限り早くできるように努めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）時間が来ますのでまとめてください。

○9番議員（桂悦朗君）今、村長が答弁で、実際、食育というのは大事なものだというふうに思っております。何か間違ったときにじゃ、誰が責任をとるかということも考えていただきたいというふうに思っております。

また、保育園を運営していくためには、私は近隣の町村というのは、やっぱり公立の場合だったらわかりますけれども、私立の場合は、自分たちが運営していくためにはやはり出すものは出さなくてはならないということを入れておられるというふうに思います。そういう面を考えると今から先、じゃ、この保育士を本当に募集できるのかな、それも大変心配しております。そこらあたりも今後考えてもらいたいなというふうに思っております。

時間が来ましたので、これで質問を終わらせていただきます。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午前11時14分）

（午前11時24分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

受理番号3番、1番議員、堀田直孝君、件数2件、発言を許します。

（1番議員 堀田直孝君 登壇 質問）

○1番議員（堀田直孝君）1番議員、堀田です。それでは、一般質問通告表に従いまして質問いたします。

第1問です。県道28号線（熊本・高森線）の復旧についてお尋ねいたします。

熊本地震において、県道熊本高森線も全線において甚大なる被害を受けました。被害当時は、俵山トンネルの崩落、そのトンネルまで通ずる桑鶴大橋を初め、全ての橋が損傷、道路の亀裂等、当時はその復旧に相当な期間を有するのではないかと不安と落胆を抱いたのではないのでしょうか。それでも俵山トンネルは南阿蘇への重要な道路として位置づけられ、国交省の直轄の工事となり、昨年末には損傷した橋は大規模な迂回路をつくり、想像を上回るスピードで開通しました。また、損傷した橋も現在、急ピッチで復旧工事が

行われております。

しかしながら、同じ高森線ではありますが、益城町の杉堂から小森までの区間はいかがでしょうか。震災後、益城町の杉堂から土林区間は、通行どめのバリケードを張ったままで復旧工事関係の車両が行き交うこともなく、半年以上たってもそのまま、地域住民からも通称シズ坂はどうかとすると、工事はまだせんとかいといういら立ちの意見が、当然、村にも寄せられたかと思えます。我々河原の地元議員にも数多くの意見が寄せられました。

そこで、昨年11月に宮田議長を初めとし河原校区議員全員で、上益城地域振興局に復旧の現状と早期の復旧工事の要望を行いました。そうしたところ、フレコンバッグ等による危険防止の処置を行い、片側通行等による通行はできるようにしていただきました。しかしながら、その後は震災後1年半がたとうとしている中、高森線の益城町の管内では、当時、道路の突起も激しく車での走行も相当走りにくかった道路も着実に補修されております。この中、この杉堂土林間は片側通行ができるようになったものの、その後そのままの状態が続き、この区間は現在、セイタカアワダチソウ、寒根葛等の雑草がはびこりガードレールを覆ってしまうほど生え放題で、片側通行の信号機も見えなくなるよう覆って、安全走行ができないような危険な状況になっております。こういう状況を見ても、当然ながら河原地域の住民は、復旧工事の停滞に憤りさえ感じております。

また、星田から小森までの区間ではありますが、現在、堀切の擁壁工事は行われておりますが、特に緒方精米所前付近では、当時、亀裂等が走り損傷が激しい道路でありました。現在、応急修理は終えておりますが、路側帯ではまだ路面の凹凸があり、サイドには鉄筋を埋め込み、ロープを張った状態があります。現在、中学生がこの区間を自転車で通学しておりますが、最悪の場合、この凹凸によりハンドルをとられ転倒し、その転倒のはずみでサイドの鉄筋に体が刺さるような事故、または転倒により車道に投げ出され車にはねられるような重大な事故が発生することも考えられます。

県道は県の工事ですが、河原校区にとっては非常に大事な重要な道路であります。そこで今回の要旨であります。村としては、県に対しまして、今申し上げました区間におきまして、早期の復旧の要望は行っているのか、また、復旧計画等の報告は受けているのか、質問いたします。

○議長（宮田勝則君）日置村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）県道28号線（熊本・高森線）の復旧についてということでございまして、熊本高森線の益城町杉堂から小森区間において、現在、応急処置により片側通行となったものの、震災から1年がたったが何ら復旧工事の気配さえないと。村として県に対して復旧の要望は行っているのか、また、復旧計画等の報告は受けているのかという内容の質問でございます。お

答えをさせていただきますが、まず今回の地震の災害について少しだけお話しさせていただきます。

昨年の熊本地震により、北向山断層、布田川断層、日奈久断層と一連の断層帯で甚大な被害が発生しております。国道、県道、河川、橋梁、砂防堰堤、または建物を含む公共施設などなど、莫大な被害総額となっております。

本村におきましても県道を初め村道、農道、農地、河川、そして農業にとって不可欠な大切畑ダムや宅地、建物、それも住家の56%が全半壊で未曾有の大災害となりました。一日も早い復旧と復興に向けて全力で取り組んでいるところでございます。そのような中、災害復旧工事におきましては、29年度中に公共土木災害、農業土木災害、全て発注が完了するまでになりました。このことは、よその町村と比較するわけではございませんけれども、まずは順調に復旧事業が展開していると自負しているところでもございます。

お尋ねの県道28号線熊本高森線の益城町杉堂から土林間の災害復旧の状況等について県に問い合わせたところ、復旧箇所が点在しておるため、用地の交渉に時間がかかったということでもございました。今月中に用地交渉が終わり、年内の工事発注を計画しているということでありました。可能な限り早い工事発注をお願いしているところでもございます。

また、堀切から布田までの復旧工事につきましても、現在の堀切ののり面復旧工事について年内に完了する予定だそうでございます。残りの復旧工事につきましては年内発注する予定だそうでございます。この区間につきましてもできるだけ早く発注したいということでもございました。

私も建設業をやっておりましたので、発注までの手順は理解しているつもりであります。工事というものは、事前調査し事業に着手して、用地交渉がまずは完了し、測量、設計、なかなか目に見えないものでございます。また、1路線で同時に施工することができず、1つの工事が終わらないと次の工事に着工できない場合もございます。

お尋ねの堀切布田間も、のり枠工事と土木工事で業種も違ってまいります。県でも苦慮されて工事を発注されていると推察するものでございます。阿蘇地域振興局でも業者不足の中、まずは舗装工事など着工できるところから施工していただいております。布田区間におきましても、いましばらく時間をいただけたらというふうに思います。私も再度、また振興局にお願いしたいというふうに考えております。

気配さえないという厳しいお言葉でございますが、私どもも工事の気配は感じているところでございます。職員も村民の生活に直接関係する村の災害復旧に全力で日々努力しているところでもございますので、どうかご理解をいただきますようお願いいたします。私どもも何回ともなく県にお願いしておりますが、ようやく年内発注のめどがついたということでもあります。

地元の方々、特に河原地区は杉堂までの道路が片側一方通行ということでございますので、大変ご迷惑をおかけしておりますが、もうしばらく待っていただけたらというふうに思います。何しろ上のほうの転石がひどうございますので、あれをどうするかということで事前調査をやって、その後、用地交渉を今やっておるということでございますので、そこら辺はご理解いただきたいと。普通の工事とは若干違うところがございますので、そういったところもあわせてご理解いただければというふうに思います。また再度、上益城振興局にも要望はしてまいりたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（宮田勝則君） 2回目、続けてください。

○1番議員（堀田直孝君） 年内発注ということで安心をしました。転石の危険性があるというシズ坂ですね。

ということで、震災前の平成15年10月の俵山トンネル開通後で、第二空港線の交通量が多いためか、南阿蘇への抜け道、迂回路として河原方面を通る通勤車両等がふえてまいってきております。今回、熊本高森線の益城の堺の沼山津から寺迫までの区間が、今回の地震復旧に伴い4車線化が計画されております。もし、その県道が拡幅されたら、当然ながら延長沿いの本村通過する車両もさらにふえることと考えられます。ということは、杉堂土林区間の曲がりコーナーが多く、見通しも悪く交通事故がふえる懸念性もありますし、この区間は現在、日雨量100ミリで今通行どめとなっております。震災前も日雨量200ミリに達した時点で通行どめになっておりました。今回の震災復旧工事が完全に終わったとしても、今後の大雨のたびに落石の危険性を伴っていくことになり、通行どめになれば、河原地区住民は益城町方面、熊本市方面の移動については大きく迂回することになり、今までと何ら変わりません。

過去に星田の堀切から河原団地の北側を通り、秋田原の尾根を拡幅し、杉堂集落に通ずるバイパス計画があったかと思えます。当時は計画の路線上に墓地が多数あり、路線の問題、または地元地権者の理解が得られず、計画倒れに終わったかと思えます。現在、昭和63年の水害により、集落内の県道木山側は整備されました。

そこで、どんなに改修しても大雨のたび崩落する危険性のある現在の土林の西から、集落内を外した西から路線を立ち上げ、前回の計画のように杉堂集落へおろしたバイパス工事をしたら、今後、大雨があってもその尾根を通るということでその危険性はなくなると思えますが、そういう益城町の4車線化も今回、建物が全て解体されておる、そこでやりやすいというところでされております。前回は益城町の集落に抜けるというところの問題があったかと思えますが、現在、杉堂地区も申しわけないんですけども解体が進んでおる。やるなら今ではなかろうかと思えますが、そのバイパス工事に対し

てはいかがお考えでしょうか、お伺いたします。

○議長（宮田勝則君） 村長。

○村長（日置和彦君） 以前、バイパスの話もあったということは私もお聞きしております。議員指摘のとおり、大雨があった場合はたびたび通行どめになるということでございまして、今回もあそこを工事してもまた通行どめになりはしないかということは、一回お話ししたこともございます、県のほうにも。しかし、現時点でそういった新しい道路を申請することは、県のほうでも今のところは厳しいというような話も伺っております。

秋田原道路を通れば、多分、河原地区から上のほうにまた道路を1本つくらなくてはなりません。そういったことで村のほうも村道を少し改良しなくてはならないということもありますが、そのような要望がございましたらば、また県のほうにもお願いをするならばというふうに思います。1回だけは私も、この際、新たな別な道路をルートをつくったらどうかということも話をしました。杉堂地区の取りつけ道路関係が高さがどうなるかなというような思いもありますが、そういったことでご要望であれば、再度、県のほうにお願いをするということも検討していきたいと。ただ、それが要望したからできるかできないかは県のほうの考えでありますので、私どもは当村の要望としてするならばと。

それに伴いますのは、多分にも通行量の調査等あたりが大分重なってきはないかなというふうに思います。万徳山西線のあのヘアピンカーブの改修もお願いしましたがけれども、通行量が足りないと、1種改良工事は行っておるということで、なかなか厳しゅうございますという県からの返事をいただいておりますけれども、そういったこともございますので、基準がございしますので、その基準に合わせて可能であればできる可能性もあるなというふうに思っております。また再度、そういったことは要望していきたいというふうに思います。以上です。

○議長（宮田勝則君） 3回目、続けてください。

○1番議員（堀田直孝君） 現在、私、河原校区活性化特別委員会として、今現在、河原小学校部会を立ち上げ少子化対策等を話をする中、また、数名の区長さんから、河原の活性化にはまず交通インフラの確立、特にこの県道熊本高森線の整備、シンズ坂、安心して通れる道が一番重要という声が上がっております。

さきに申しあげましたとおり、俵山トンネルは南阿蘇への重要路線と位置づけられたように、村としまして、杉堂小森区間は河原地区において最重要の区間として位置づけとして、河原住民の声を鑑み、県への要望を今後とも根強く行っていただきたいと思います。ということでお願いしまして、私の1番目の質問を終わりたいと思います。

○議長（宮田勝則君） 今のは答弁を求めますか。

- 1番議員（堀田直孝君）はい。
- 議長（宮田勝則君）村長。
- 村長（日置和彦君）先ほど言いましたように、県は県での基準があるかと思えます。通行量調査あたりをやって。1つは1種改良工事をした道路がございますので、それに対して通行量が多いからバイパスをつくってくれということであれば、県も本当に動くかもしれませんけれども、そういったことを県にも話をしながら、これは危険な道路であるということしか言うところがないと思えますので、危険な道路だからバイパスをつくってくれということで話を持っていきたいというふうに思えます。

○議長（宮田勝則君）堀田議員。

- 1番議員（堀田直孝君）ありがとうございます。以上です。

それでは、第2の質問でよろしいでしょうか。

それでは、ドローンの活用についてということで質問いたします。

ドローンといえば、以前は首相官邸に原発反対を訴え墜落させ、その男性が逮捕される事件などがあり、一般的にはプライバシーの保護や事故などの危険性からイメージの悪いものとの印象でした。もともと軍事目的で開発されたドローンですが、今ではその用途は多岐にわたり、大きさも機能もさまざまなものが開発されています。また、通信システムや飛行システムの開発により劇的にコンパクトになり、高性能カメラを搭載し、驚くほど高機能なドローンもふえてきました。

今回、熊本地震においても、このドローンがさまざまな分野で活躍しました。河原小避難所におきまして、救急医療・災害対応無人機等自動支援システム活用推進協議会の協力により、被災した河原地区を空撮し、避難所において上映会を行い、被災者の方々にその現状を正確に伝えることができました。

この経験をもとに、本村でもドローンの導入はぜひ必要だと思っていたやさき、ありがたいことに本村に建設組合より高価な最新のドローンの寄贈があったということですが、村として、このドローンをどのように活用していこうと思われるかお伺いいたします。

○議長（宮田勝則君）村長。

- 村長（日置和彦君）2番目に、ドローンの活用についてという質問でございまして、本村へ建設組合よりドローンの寄贈があったとのことだが、今後、村としてこのドローンをどのように活用していくかという内容であるかと思えます。

7月25日に、西原村建設業組合を代表して、堀田会長から西原村に被災現場の確認等で使ってもらうため何かお役に立ててほしいと、小型のドローンの寄贈がございました。そして早速、納入業者による役場職員に対する操作等の説明も行われました。贈呈があったのは、専用ディスプレイ付きの送信

機で捜索する4つのプロペラがついた小型タイプのドローンでございます。

ドローンは無人航空機の総称ですが、無人航空機とは人が乗ることができない飛行機等で、遠隔操作により飛行させることができるものでございます。小型のドローンは、近年、容易に立ち入れない場所を空撮するなど、普及が進んでおります。小型のドローンは、カメラを搭載して写真や動画を撮れる空撮システムを備えたものが多く、主に撮影に多く用いられるようでございます。滑走路なしでその場で上昇することで離陸ができるほか、空中に停止したり、ゆっくり飛んだりすることができます。

活用については、写真や動画撮影により、大規模災害時の情報収集用での活用が考えられます。人間が立ち入ることができない場所や直接見ることができない場所での土砂災害や水害等の現場で被災状況の映像を送信したり、上空から人が行方不明者の捜索をしたりすることもできるようでございます。また、公共施設や社会インフラの維持補修管理のための記録・調査、熊本地震関係の復興状況等の記録、西原村の行事や観光関連等、幅広い用途で活用することもできると考えております。さらには、原野火入れや山林火災等にも幅広く活用することも可能と思われまます。

しかし、実際使用する場合は、飛行の禁止空域もあるようでありまますので、航空法における基本的なルールに従い、法令を遵守しながら安全に飛行させなければならないと思います。また、日中での飛行、直接肉眼による範囲内での飛行、雨天のときや強風等天候により利用できないなど、飛行ルールに従い活用する必要があると思います。

ドローン操縦自体に必要な資格はないものの、今後、使用する者の安全講習等により操作に関する技量を保持し、安全で事故のない運用に努めてまいりたいというふうに思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○1番議員（堀田直孝君）そうですね。今、村長がおっしゃられたとおり、ドローンの活用というのは非常に防災、空撮、調査、いろいろ使えます。今、総務省でも緊急医療対応、災害対応におけるICT活用モデル事業として、前回、山間地において行方不明者を今までどおり人的に捜索する、ドローンを使った捜索をするという検証があったら、ドローンのほうがはるかに人を出して派遣するよりも速かったという結果が得られております。

また、和歌山県田辺市では、人の近づけないような場所に、先ほど村長が言われた災害現場に飛ばして、それを遠隔モニターで会議室にリアルタイムに送ってその対策が練れるとか、それとか香川県の観音寺市では、あそこは瀬戸内海の島々があります。その島々に対して医療物資、特にAEDを運ぶ、そういう実験も成功しておるといことです。こういうAEDとか医薬品が、西原村も今回の地震、河原地区も一瞬の間、孤立しましたが、そういう孤立した集落に必要な物資が送り届けられるということは、非常に重要ではない

だろうかと思えます。

また、今、固定資産税の基本データとして、今、高額な金額で飛行機を飛ばして写真を撮っておりますが、このドローンを飛ばすことによって、ドローンも今4K、もうやがてそういうのは8Kのカメラが搭載されると思えます。そういう搭載したカメラによって撮るということで、安価にデータの収集が可能になるのではないかと考えております。

ただ、先ほど村長も言われましたとおり、ドローンは便利がいいというだけじゃなくて、いろんな規制があります。というのが冒頭申し上げましたとおり、ドローンは使い方によってはテロに完全に役立つ、軍事目的でつくっておりますので。ドローンを飛ばすのに、何百mも飛ぶんですが、まず航空法では、高度150m以上の飛行は実際禁止されております。また、空港から10km以内では、さらに低い高度の規制がされております。実際、西原村を飛ばすときはそれに飛ばす申請が必要となります。また、道路上での飛行は国土交通大臣の承認が必要になります。先ほど村長が今は免許は要らないということですが、今、政府のほうはその資格というのを検討されております。

愛知県の豊橋市では、こういう地震・災害発生時に被害情報を迅速に把握する目的として、市の十数名で構成されたドローン飛行隊というのを結成されておると。本村でも、発生時に1人だけが使えるのではなくて、やはり今言いますとおり、ここに課長さんが並んでおられますが、税務課でも使える、産業課でも使える、教育委員会でも使える、そういう総務課でも使えるというようなものです。ですから、そこの各部署の担当職員で構成されたドローン飛行隊、あっても使える人がいなかったでは宝の持ち腐れになりますので、本村でも、そういう場合に備えてドローンパイロットの養成が必要だと思われれます。

ということで、もうまとめていきますけれども、民間企業ではいち早くドローンを取り入れ、さまざまな活用が行われております。ですのでドローンのノウハウも十分に蓄積されております。このような企業と災害時に協力協定を結んでいる自治体もあると。隣の南阿蘇村も何か結んでおられるということをお聞きしましたが、本村でもそのあたりの検討もしてもよいのではなかろうかと思っております。以上でございます。いかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）今回の熊本地震におきましても西原村の上空をドローンで撮影をいたしております。当時の状況は、屋根にブルーシートをかぶっておったり、崖崩れがあったりというようなところを撮影しております。

しかしながら、先ほど議員申されましたように、操縦するその技術、免許は要らなくてしても、それがなければ何にもならないということでもあります。この前、テレビを見ておりましたら、ドローンで宅配便を配送するというようなこともテレビで流れておりましたけれども、いろんな利用方法がござい

ますけれども、それに職員も普段使わないといざというときになかなか使えないようなこともございますので、常日ごろから、例えば原野火入れのときから使うとか、特に山林火災あたりはどこに火がどっちに流れておるとかいうことも上から見ればわかりますので、災害現場、あるいは村の復興の状況を時にはドローンで撮影してみたりとか、そういうことも常日ごろからやっていかなければ、いざというときに利用できないこともありますので、そういったことも含めて、その操縦については勉強させていただきたいというふうに思います。

○議長（宮田勝則君）3回目。

○1番議員（堀田直孝君）じゃ、まとめます。

ということで、本当にドローンというのは多岐にわたるいいものだと思います。例えば、そういうふうには職員で使うということで、今、本当、使用の未知の世界になっております。役場の中でもドローン使用の検討委員会とか設けていただいて、フル活用ができるようにしていただきたいということをお願いしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午前 11時55分）

（午後 0時59分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

受領番号4番、4番議員、中西義信君、件数3件、発言を許します。

（4番議員 中西義信君 登壇 質問）

○4番議員（中西義信君）こんにちは。4番、中西です。通告に従いまして質問をいたしたいと思います。よろしく申し上げます。

まず初めに、高遊地区の調整池についてと書いております。

ご存じのとおり、宅地開発が進みまして、主にコモン地区と中区のところにある調整池のことです。この質問は、昨年、地震発生前の28年当初予算に、鳥子工業団地の調整池の立木伐採や堆積物の排除等の予算が出まして採決をした記憶があります。残念ながら、災害の復旧復興が優先ですので今は中止していますが、そのことが出たときから高遊にも手がついていないところがありましたので、いつかは出していこうと思っておった案件です。

住宅街の中にありまして、宅地の大規模開発に伴ってできたもので、残念ながら開発当初から全く手つかずで今日まで来ています。当初は宅地も少なかったんですけれども、現在は大方、住宅が建ちましたし、隣接地にも道路事情や排水等の利便性から開発が進みまして、また、当時はなかった高遊コミュニティ前の村道からも連結されていまして、昨年、地震後の6月でしたか、大雨の時期には一時満水状態だったと聞きました。

そこで、1回目の質問なんですけど、昨年、このことに関して何度か役場で

話をしたのですけれども、まずどこの担当課になるのかの前に、村の財産ですかという話まであったような状況だったのを覚えています。私個人は、村の財産だと思って話を進めていったのですけれども、まず財産としてあるのか、それと担当はどこなのかという話で、大分時間がかかったことを覚えています。

したがいまして、1回目の質問でございますが、村の財産だということを確認、村長、お願いしていいんでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（宮田勝則君）日置村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）お答えいたします。高遊地区の調整池についてという質問でありまして、住宅開発当初から何ら管理されていないが、今後、定期的に対応すべきではという質問内容に従いまして、そのままお答えをさせていただきます。

まず、この調整池の役割は、集中豪雨などの局地的な出水により、河川の流下能力を超過する可能性がある洪水を、河川に入る前に一時的にためて流出を調整するものでございます。特に小さな河川への流出ではその役割は大きいものであり必要性の高いものでありますので、その能力を維持するためにも管理しなくてはならないと考えております。そこで、開発許可申請に伴う調整池設置基準は、開発に伴う流出量の増大を抑制し、下流河川に対する洪水負担の軽減を図ることを目的として設置する洪水調整池の計画、設計、施工については、熊本県の対応方針及び技術的基準を示したものでございます。

今回お尋ねの高遊地区も大型開発により調整池を開発許可申請に伴い設置されたものと認識をしております。現在、西原村には、調整池として最近つくりました万徳、新所、星ヶ丘と合わせ、以前からあった鳥子工業団地、緑ヶ丘、コモンビレッジの計6カ所に調整池が設けられておりますが、いずれも現在のところ村によって清掃管理は行っていないのが現状であります。

今回ご質問のありました調整池については、開発当時は開発会社の名義でテニスコートなどの施設を兼ねていたため、管理につきましては、管理会社か地元で管理されていたものではないかと思われまます。その後、平成16年に開発会社から西原村に土地が寄附されておりますが、その後の管理は村としては行っていないのが現状であります。そのような中、宅地開発が行われた緑ヶ丘地区については、平成10年に住宅団地が完成し、同時に完成した調整池を年に数回、地元の方々に清掃活動を行っておられます。住んでいる地域は自分たちできれいにしようという奉仕の精神と郷土愛によって、清掃活動をされていると理解しております。

今回の調整池につきましては、清掃活動につきましても、できますならば地元でお願いできないかと考えております。あの調整池は側面がコンクリー

トですので、底面だけと思われれます。春秋の公役のときにでも草刈りをしていただけたらありがたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○4番議員（中西義信君）その件でございますが、きちんとしたことが明確に決まれば、地区としてもやっていただけるような話を進めようと思っております。地元の財産でありますし、生活の最後の住みの場所であります。これがなければ生活が成り立たない現状というのは皆さんわかっておられると思いますので。

ただ、底のほうの堆積物等の管理をどこがするとか、そういったきちんとした明確なことを一度決めていただけるならば、取り組みができるのではないかと考えています。そこらあたり。それと多分、先月でしょうか、区長が連名で来られていると思います。やっぱりそこらあたりの状況のことと、近隣住民から、地震においてのひびなのではないかというような話も出ておまして、そこらあたりのところにちょっと入り込んでいただきまして、その後、今、村長が言われたように、こことここは地元でやる、壁、雑草掃除とかですね。全く手がついておりませんので、底のほうの堆積物云々はできれば役場でと考えていますけれども、そこで明確な線引きといいますか、そういうのを今度やっていただけないかなと考えて質問しております。

それともう一つ、何といっても住宅地なので、村長が言われたように、公園的場所も若干ありますし、あとは衛生面ですね。そこらあたりも何かできるものであるならば、日ごろ雑草もちょっときれいにしてあるのであるならば、さほどお金はかからなくても衛生管理もできるのではないかと考えています。今のままなら消毒をしても、余りメリットがないのかなと考えています。そこらあたりのことを両方取り組んでいただけないだろうかと思って、再度質問します。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）あの調整池も村に寄附をされておられますので、村の所有というふうな形になるかと思えます。そうなれば堆積物の「浚渫」は村でやるのが当然ではなかろうか。ほかにもこの調整池は、先ほど言いましたように6カ所ございますので、維持管理だけは地元でやっていただければ、もし堆積物があった場合は村のほうでやると。

あそこは2段階の調整池ですもので、コンクリート張ってあるところはテニスコートとしてもともとあったと。そこに子どもたちが遊んでおる場合、周りのほうに水がたまる半ば、その間に避難するという形にできておる2段階の調整池ということですので、多分、下のほうにも、やはりコンプレッジメントができてからかなりたちますので堆積物があるかと思えますけれども、その能力を損なうような堆積物がある場合は「浚渫」しなきゃならないというふうに思っております。以上です。

○4番議員（中西義信君）すみません、亀裂の件は。亀裂等がちょっと入っているそうなんです。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）多分、亀裂が入っておるということは聞いております。だから、それをつくり直すまでの亀裂ではなかろうかというものでありますので、修理できることならば修理でしていきたいというふうに思っております。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○4番議員（中西義信君）わかりました。お忙しいでしょうが、そのところの対策はとっていただきたいと思えます。そういった線引きがきちんとできれば、地域住民の方々とも、区長さん方とも話をしていまして、そこら辺はまとまってきておりますので、再度、現場を見ていただいて対応をしていただいて、区長さんあたりと会合をお願いします。1番目の質問はこれで終わりたいと思えます。

では、2番目の質問に入ります。村のホームページのあり方についてと書いております。

初めての質問ではないようではございますけれども、今回の質問はこれまでと違いましたというより、これまで質問したことが全く意を突いていなかったなとつくづく反省しながら話しております。

ことしの5月末に村の体育協会の仕事を8番議員の林田さんから受け継ぎまして、もともとこれまでも群市対抗駅伝とか陸上の選手発掘と、なかなか存在そのものが薄い村の陸上協会が取り組んでいるリレーハーフマラソンやトレイルラン、そして先月20日、河原小学校を起点にありました12時間耐久リレー走等のサポートをやってきております。余談ですけども、同じ8月20日に萌の里で復興イベントがありまして、外部からのご協力のもと、大規模な大会が開催されましたけれども、熊日さんの記事の掲載は、まず地元の小規模の地道な陸上協会が催した12時間耐久の記事を先に出してもらいまして、その数日後に萌の里のイベントが出まして、地元を優先してくれて、ちょっと陸協の会長とともに感謝したのを覚えています。

さて、体育協会を引き受けまして、今は災害でグラウンドもトレーニングセンターも使えず寂しい状況ですが、なおのこと各種村内でのスポーツイベント等なことや村の看板を背負っていろんな大会に出る方々もおられますし、イベントもあります。少しでもその存在のあることを伝えるべく、私も覚えただのフェイスブックを活用してみようと、3番議員の坂本さんからいろいろ教わりまして準備をいたしました。しかしながら考えてみると、個人の携帯よりも、まずは村のホームページからだと考え直しまして、携帯で村のホームページを出しまして、体育協会というのがあるのかないのかをちょっと見たんですけれども、なかなか画面が小さくてわかりませんで、自宅でパ

ソコンで見まして、恥ずかしながら数分かかってやっと存在があることがわかりました。ただ、中身そのものはちょっと寂しいものでした。

その体験を持って教育委員会に行った際、体育協会のことでいろいろ話をした際、ホームページに体育協会というのがあるのを教育委員会の職員さんが知られませんが、じゃ、出してみたと尋ねまして、もちろん、私より操作は速かったんですけども、ああ、ありますねぐらいの話で、これが現実だというのを実感した瞬間でした。

そこで、1回目の質問なんですけれども、これまでホームページに掲載するに当たってルールがあったのかなかったのか。また、もしあったなら、これまでも何回か質問はしました際、改善する等は伺っておりましたが、なかなか進んでこなかったのはなぜなのかをまず伺いたいと思います。

○議長（宮田勝則君） 村長。

○村長（日置和彦君） 2番目、村のホームページのあり方ということでありまして、村のホームページについて、行政の情報はトップページのお知らせ等に随時更新されているが、業務の担当などの内容が更新されていない。以前にも同じ質問をしているが何ら改善されていない。今後は詳細に変更すべきではという質問内容でございます。その内容に従いまして、お答えをさせていただきます。

行政団体のホームページは、近年の情報通信技術の発展に伴い、インターネット等による村行政の情報発信や村の魅力を発信するための重要なツールと認識しております。また、災害発生時における情報発信についても重要な役割を持っているというふうに認識をしております。

本村においても、昨年の熊本地震後、紙媒体による広報臨時号での行政情報提供とあわせて、村のホームページにおける災害関連の情報を提供してまいりました。村のホームページのウェブサイトへのアクセス実績は、平成27年度はアクセスした人が2万9,587人、ホームページ内で閲覧されたページは15万8,064ページでありました。平成28年度は、熊本地震発生により災害関連情報の確認による増加もあり、アクセスした人は16万5,519人、前年度の5.6倍、ホームページ内で閲覧されたページ数は158万9,183ページで、前年度の10倍でありました。

現在、村ホームページの情報の掲載については、各課から村ホームページサイト管理システムで掲載情報を直接入力後、企画商工課で公開承認処理後、公開する手順と、各担当からの掲載原稿の電子データ提供に基づき、企画商工課で編集して公開する手順で行っております。この手順により、新規情報の追加及び既に掲載している項目の更新の事務処理を行っており、特に各課からの新着情報掲載は、随時、村ホームページの新着情報として掲載をしております。

議員ご質問の村のホームページのあり方についてでございますが、現在、

村ホームページは、平成27年度一般会計補正予算にて専門業者への委託によりシステム等の更新をしております。主な内容は、ホームページ内のデザイン見直し、新規コンテンツ等追加対応システム化、各課管理の業務関係ページの情報更新を担当職員が簡単に掲載可能なシステム構築、災害発生時の緊急時の情報を速やかに提供可能な機能の追加、職員操作マニュアル作成等でございます。

しかしながら、議員がご指摘のとおり、各課から掲載しております一部ページは、情報内容が更新されていないものが見受けられます。平成27年度のシステム更新化以降の計画として、平成28年度内においてホームページに掲載する関係各課との新規コンテンツ等の検討や、情報更新入力操作の簡易化を図り、更新頻度を高めるための職員のホームページ作成者研修の開催を予定しておりました。しかし、熊本地震に伴い、災害対策業務等を優先せざるを得なかったため、実施ができていない状況でございます。

現在、各課の掲載内容を確認し、最新の情報を更新がされていない項目について関係課に確認し、内容の更新作業を進めております。あわせて、ホームページに掲載する関係各課との新規コンテンツ等の追加や職員対象のホームページ作成者研修の開催については、早期に実施したいと考えております。また、ホームページの関係各課の業務担当内容の更新については、関係各課の掲載内容について情報更新がおくれないようにするための注意喚起と徹底と、企画担当課による確認を図っていきます。

議員ご指摘の内容を踏まえて、村のホームページの情報発信力の強化に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）今のでよございませうか。2回目、続けますか。

○4番議員（中西義信君）力強いお言葉をいただきましてちょっとびっくりしたぐらいです。ルールがあつてちゃんとやつていくと、またなかなか地震等でできなかった分に関しては今後やつていくという話をいただきまして、若干安心しております。

確かに私も思つておりました。予算をかけてリニューアルはしましたけれども、何ら変わつていないことがずっとでした。担当部署は企画商工課ですが、それ以外の課が活用しようという雰囲気になつていないというのが現実だと私は思つています。そこで、明確なルール作成と準備を企画商工課で行つていただき、各課に担当項目は責任を持っていただいて、各課で掲載できるものならばそうならぬと思つています。

それぞれ仕事は懸命にされておられますけれども、ホームページも利用してはというふうになつていないことが今回の質問の趣旨になつております。認識が薄いというのはあれかもしれませぬけれども、せつかくあるお金をかけた品物、そして今の時代に合つた通信のツールだと思つています。発信するにはいいものだと思つています。それを利用しないというのは本当にもつ

たいないので、金銭的には見えませんがももったいない姿勢ではないだろうかと思っています。

各課に提示していただければ余計な作業がふえるということではなく、日々行っている業務内容の中から必要と思える内容を掲載し、また掲載したい、住民に知らせたいなど、やり出すといろいろできることが多々あると思っています。もちろんチェック機能が必要だと思います。ホームページでは最新の情報以外は、今現在はほとんど停滞のままです。今回、質問書を出してからちょっとだけ更新されたところもあります。前回もそうでした。それはよかったと思っています。一つだけ挙げれば、左の下のほうに各課のご案内という中身が出てきますけれども、今までは出てきませんでしたけれども、今は各課の説明が記入してありますけれども、そこから先に行けるわけではありません。

また、議会から提案して予算化になりました不妊治療の村助成等の画面もあります。もったいない話だと思っています。

今週末、県体がありますが、7月の郡市民体や小学校の自転車競技大会の速報等もなかなか村の広報紙でしか出てきません。また、村長室のコーナーもありますけれども、せつかくなら4月まで何回も放送された挨拶文等も本当は載っていないのではないかとと思っています。議会も一緒です。議長の一言も書いてある項目がありません。

また、先ほどの一般質問の中にもありましたけれども、7月に河原小学校でありました河原地区の活性化等の会議の中でも、児童数の問題等も議論に出まして、やっぱりそこで出てくるのがPRの問題です。昔、一時期、事業等がありまして増加したときもあると思います。山村留学等ですかね。それ以降は、確かにいろんなことがなかなか出てきませんから、やっぱり地元でPRできる分は村でPRしていくべきではないかと思っています。そのためのホームページではないでしょうか。

よく考えてみますと、昔は町内で、村のことではありませんけれども、個人的私用があつて新聞に多々載ったとか、よくにぎわしたことがあります。今はほとんど死語になってしまったかと思っています。私もですけども、各自が、ここにいる皆さんも大方、スマホを使われて、趣味や家族のため、仕事のためとか見られているかと思っています。活用されているかと思っています。そういったふうなところにホームページもなっているのではないかと思っています。

西原村は確かにここ数カ月、人口の減少もストップぎみで少し安心していきますけれども、それはこれまでもそんなに村でいろんな活動をしたわけではなく、熊本市の周辺で自然で増加の感が強いかと思っています。数年前、議会で研修に行った東京近郊の都市がありまして、高齢化した団地の再生をやっているところを見たこともあります。西原村だって何もしないと、今現在はそうではないかと思っていますけれども、将来はなる可能性があります。

ホームページをつくったところでどうなるわけではありませんけれども、改造したところでどうなるわけではありませんけれども、少しでもやっぱり取り組んでいくべきではないだろうかと思っています。ただ、昔の流れでつくったままではどうなのかと思っています。各課の方が取り組んでいろいろやっていただければ、今現在のものもいろいろ不具合が出てくると思いますし、見る側からの見る目線とかも出てきて改善されてくるのではと思っています。高齢化社会は現実問題ですけれども、なおのこと福祉やスポーツ等、取り組むためのツールとしても、また医療費削減等までなっていく可能性もあります。河原地区活性化に対しても一緒です。表に発信したりすることも大事ではないでしょうか。西原村と似たような環境なんですけれども、何回かしゃべったことがあります。岡山県の奈義町という人口増加日本一のところのホームページ等は、本当にやっぱり参考になるところが多々あります。

改めて申しわけないですけれども、再度、村長からしっかり取り組むという言葉をお願いしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）しっかり取り組むという言葉は言わなくちゃなりませんけれども、ただ、議員指摘のとおり、地震のせいにするわけじゃございませんけれども、平成28年度においては、その作成者の研修等もできませんでした。まずは復興第一ということで進めておりましたので、そういったこともできないできたことはおわび申し上げたいというふうに思います。

人口増加につきましても村は何もしていないというようなお話がございませぬけれども、村は村なりにやっていることはございますよ。この自然環境を守ったりとか、中学生の医療費の無料化とか、あるいは交通アクセスを進めていくとか、そして宅地あたりも最低80坪ぐらいの面積を確保してほしいとか、開発業者には。そういったことがあって西原村に来ていただいているということもございまして、何もしていないとおっしゃいましたけれども、やっていることはやっているということは申し上げておきたいというふうに思います。そのことによって、この村の環境がいいから西原村に来たいというような方もいっぱいおられます。そういうことでありますので、既に西原村は特にきれいであるというようなことも言われますので、そういったことに引かれて西原村に来ていただいた方も多くおられるということもご理解していただきたいというふうに思います。

今回、議員のご指摘のこのホームページの件ですけれども、今度は企画商工課が中心で、それぞれの担当各課にそういった内容の精査をしながら、そして当たり前の行事等も含めて掲載していくよう指導していきたいというふうに思います。

○議長（宮田勝則君）よございますか。続けてください。

○4番議員（中西義信君）ちょっと言葉が足らぬところもありましたけれども、

なかなか棒読みになって申しわけないところもありまして、皆さんで取り組んでいただけることを願っております。では、これで2番目の質問を終わりたいと思います。

では、最後の質問に移ります。

内容そのものは事前に書いてきたとおりです。災害公営住宅についてと書きまして、新設する災害公営住宅の居住者の方々、特に交通弱者の方々の対策として、日ごろの交通の便に対してどのような対策を考えておられるかというのを出しました。

それは今現在、2カ所設定がなされております。3カ所目もあるのかもしれませんが、もともと何処に決定しても遠い方がおられます。特に交通弱者の方は大変だと思います。通院はバス等がちょっとあるかもしれませんが、もともと住んでおられた地区、住みなれた地区、そしてご先祖のお墓等もあると思います。やっぱりもとの居住地、もとのところの方々とはたまには会いたい等もあって居住地に行く回数もふえるのではないかと考えています。経費もかさみます。現在は車の運転できる方も、もともと入られる基準の方々が高齢の方とかお二人とかが多いと思われまますので、運転できなくなることも考えられますし、自転車のほうだってやっぱり交通の便、交通量はふえてくると思われまますので、やっぱり心配することがふえてきます。

そんな中、そんなことを考えると、もちろん、今現在は災害公営住宅をつくって入居していただくというのが優先ではありますけれども、やっぱり交通弱者の方々の足の便を一緒に考えていくべきではないかと思っています。現在の福祉タクシーを活用した取り組みとか、バスなのか、それとも別な案があるのか、何か考えるべきではないかと思っています。

村の対応が早ければ、希望地と違ったところに住まわれる方でも安心感が出られるのではないかと考えています。一番心配しているのは、やっぱり喪失感といいますか、なかなか希望、ちょっと遠いところとか仕方がないというところで住まわれると思いますけれども、やっぱり西原村は現在では起こっておりませんが、孤独死等も出てくるかもしれませんので、少しでも事前にできることはやっていったが、対策をとるべきではないかと思って今回、質問いたしました。何かそのような対策を考えるべきではないだろうかと思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）新設する災害公営住宅の居住者、特に交通弱者対策として日ごろの交通の便に対してどのような対策を考えているかという内容でございます。

現在、災害公営住宅は、先ほど一般質問にありましたように、山西小学校近くの種馬所に45戸と河原団地北側に12戸分整備を今進めております。場所の選定に当たりましては、山西地区におきましては、まとまった面積の土地

の確保が可能であり、生活する上で利便性などさまざまな要件を勘案して選定をしております。また、河原団地北側につきましても、まとまった面積の土地の確保が可能であり、水道などの生活基盤の整備が速やかに導入できるか、河原地区の発展につながるなど、さまざまな要件を勘案して決定をしております。

西原村では、重度の障害のある方や高齢者の方々、そしてまた特に免許証を返納された方々、交通費を助成する制度として福祉タクシー用の助成事業がございます。平成28年度におきましては、349人の方が7,206枚、360万3,000円利用されており、ここ数年は同様な利用状況が続いております。お年寄りの方からも大変喜ばれており、少しはお役に立っているのではないかと考えております。災害公営住宅に居住される方についても、重度の障害のある方や高齢者の方々、福祉タクシーについての周知を図り、利用を進めていきたいと考えております。

中西議員が、新たな事業を予定しているのかということになるかと、そういった質問内容であるかと思えますけれども、やはりほかの地区の方々との均衡を考えた場合、住宅の方だけに特別な制度を設けることは難しいのではないかというふうに考えております。高齢者の方で車を所有していなく公共交通に頼っておられる方も多くおられます。今現在のところ、交通の便に対して特別な対策は考えておりません。

西原村どこにいても、交通手段はいろんな形で必要かと思えます。今回の山西地区はバス停も近く利便性はいいと考えております。河原地区におきましても、河原団地の近くで近隣の住民の方々との兼ね合いもございます。それぞれバスの利便性も、河原地区も10分以内でバス停まで行け、割と利便性はよいと思われれます。

まずは、被災者の方々に住宅を提供し、普通の生活をする事ができればと思われ、そして住宅を提供し、真の自立に向かっていたらというふうに思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○4番議員（中西義信君）わかりました。

先週ですか、平成28年度決算を伺ったときにも福祉タクシーの話が出まして、利用者の方はほぼ100%、金額のほうはまだゆとりがある、利用金額のほうです。そういったところを活用しながらでも、やっぱり枠を広げるではありませんけれども、どんどん取り組んでいって、少しでも安心。一部の方ですけれども、やっぱり遠い方もおられます。近くの方ばかりではない、大半の方は近いと思われれますけれども。数年後は、やっぱり先ほども言いましたように、運転ができない方々も出てこられますので、そういったところで予算化に関しては、特に現在の福祉タクシーをメインでいかれるのであるならば、予算化の面でもうちょっと内容とかを深めていただければと思いま

す。質問そのものをこれで終わります。全部終わります。

○議長（宮田勝則君）今の答弁はもらわなくて結構ですか。

○4番議員（中西義信君）大丈夫だと思います。

○議長（宮田勝則君）村長、答弁がありましたら。

○4番議員（中西義信君）よろしいですか。じゃ、終わります。どうも。

○議長（宮田勝則君）受領番号5番、5番議員、西口義充君、件数1件、発言を許します。

（5番議員 西口義充君 登壇 質問）

○5番議員（西口義充君）5番議員、西口です。通告1件、質問をさせていただきます。

介護事業についてでございます。

軽度要介護者向け総合事業、7段階の要介護のうち、軽い要支援1・2の人を対象に、2015年4月から2017年4月にかけて各市町村が始めた訪問・通所・介護サービスが全国一律の介護保険と異なり、各自治体が地域の事情に応じて基準や使用料を定めることができるということが始まりました。介護予防・日常生活支援総合事業、本年より当村も取り組みを始めたわけでございます。

8月の熊日の県の市町村内の36市町村の回答が新聞等で報道されていて、今回の事業サービスについて、50%の市町村が運営に苦慮されているとの答えが載っておりました。苦慮の理由において最も多かったのが、新たな担い手の確保と運営のノウハウがない、また活動場所が確保できないとの声が上がっているとのことでありました。今回の移行で順調に進んでいるという答えが出たのは10市町村ほどであったと報告されております。

そのほかいろんなデータも発表されていましたが、本村も本年4月から65歳以上を対象にした介護予防・日常生活支援総合事業が始まりました。一人一人に合わせた利用が始まりましたわけですが、サービスの種類で、今までどおりの訪問型サービスは現行どおり、また通所介護サービスも現行どおりとなっておりますが、新たに通所型、その中に通所型サービスA、また通所型サービスCというのが新たに入っております。

今回、西原村が新たに取り組んでいくこのサービスの内容、また状況等はどうなっているのか、我々にはわかりませんので、お聞かせをいただきたいということで質問いたします。

○議長（宮田勝則君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）介護事業についてというお尋ねで、村事業に移行した軽度の介護者向けサービス状況はどう考えているかという内容の質問であるかと思えます。

介護保険は平成12年の4月から制度が始まりまして、今年で17年目になり

ます。平成12年度は認定者が139名、給付費が2億7,044万円でしたが、平成28年度は認定者数が337名、給付費が6億2,760万円となり、認定者数が2.4倍、給付費が2.3倍となっている状況でございます。全国的に見ると平成28年度の介護給付費は10兆円を超えている状況であり、今後も増加していくというふうに思われます。

このような状況では、介護保険財政が圧迫され、団塊の世代が75歳を迎える2025年には高齢者の数はこれまで以上にふえてくると考えられており、認定者数、給付費の増加は避けられない状況であります。また、介護の必要な高齢者を支える若い人や介護に携わる人材は減少している現状であり、このままでは介護を受けたくても受けられない、もしくは介護が必要な人の子どもたちが仕事をやめて介護をするという悪循環につながりかねません。これを今のうちに防ぐには、高齢者が住みなれた地域で元気に安心して生活ができるよう支え合う仕組みをつくらなければなりません。この支える仕組みとして、平成27年度より既存の介護事業者によるサービスに加え、ボランティア、NPO等の地域の多様な主体を活用して支援する仕組みを市町村の事情に応じて体制をつくることとなりました。

この取り組みについては、平成29年4月までに全国全ての自治体が行うこととなっており、西原村も今年4月より軽度の認定者数及び高齢者向けサービスとして介護予防・日常生活支援総合事業を開始しております。

事業の内容につきましては、広報西原4月号でお知らせしておりますが、要支援と認定された人が村が行っている基本チェックリストにより生活機能の低下が見られた人が利用できる介護予防生活支援サービス事業と、65歳以上の全ての人が利用できる一般介護予防事業がございます。

介護予防生活支援サービス事業として、4月より通所型サービスAをのぎく荘にて実施しております。現在の利用者数は、8月末20名で、日常生活上の支援及び運動レクリエーション活動等による機能訓練を行っております。また、7月より通所型サービスCをみどりの館で実施しております。現在の利用者数は、8月末で13名で、身体や認知等の生活機能の改善をするための運動機能向上や栄養改善等のプログラムを熊本リハビリテーション病院の協力を得て作成し、3カ月から6カ月の短期間に集中して実施をしております。

また今後、地域包括支援センター、社会福祉協議会等と連携して、ミニデイや地域ふれあいサロン等の一般介護予防にもこれまで以上に力を入れ、高齢者が集える場所づくりを行い、要支援者等の軽度の認定者が通所型サービスで改善した生活機能を再度悪化させないように、地域の集いの場をふやしていき、地域で安心して生活を送れる環境づくりを進めていけたらというふうに考えております。どうか今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○5番議員（西口義充君）通所型サービスすみれの会、のぎく荘のほうで20名

の方が今お世話になっておられると。また、サービスCにおいては、ひまわりの会と言われておりますけれども、7月より熊本リハを通じて、みどりの館さんのほうで機能訓練を短期間で予防されているということでございます。

我々も66歳であります。村長も70歳近くなると。いずれ、みんなお世話になるわけでございますけれども、それに伴いまして各地域におきましては、いきいきサロンとかミニデイとかふれあいですか、いきいきサロンとかで各集落によっては月に1回から2回、それ以上されているところもあるということで、本当に活動されて地域の声を活発にやられておるということで、大変頼もしく思っているところでございます。こういうことも我々どンドン年をとっていきますので、やはり機能訓練は必要かと思えます。

それで、その中で新たに組んでおられる地域のリハビリテーション活動支援事業というのが村独自で行われていると思えますけれども、これも万徳の公民館だったですか、それと河原のほうで今取り組んでおられるということで、週に1回だとお聞きしておりますけれども、この事業は個人で参加ということで送迎等はございません。これによって集落の方においては、なかなかそういう機能訓練を受けられない方が出ると思えますけれども、こちら辺でも何らかの支援ができるならばという思いであります。

これにおきましては、地域においてのリハビリテーションの支援ですけれども、専門職の方が来て指導をされていると思えますけれども、やはりこれをする職員の方が当村におられるのか。今後とも熊本リハの応援をいただいて指導をお願いしていくのか、そこら辺をちょっとお聞かせ願えるならばと思っております。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（藤吉昌也君）お答えいたします。

西口議員さんから言われた件ですけれども、今、通所型サービスCということで熊リハのほうにお願いして7月から実施をしております。まだ7月から実施ということで、現在どういった感じになるかということで、実際は3カ月、6カ月やってみて皆さんの機能回復がどういうふうに変っていくのか、栄養プログラムでどういうふうに変っていくのか、今後いろんな検証をやらせていただきたいというふうに考えております。

万徳地区と河原も1カ所ですけれども、モデル地区ということで、まずはモデル的に今実施しております。今後、全体的に輪を広げていって、先ほどから給付金が上がっている等いろいろな問題がありますが、やはり介護を受ける人も高齢者、介護する人も高齢者というのが現状になってきております。そのあたりで地域でいかに今後、介護を推進していくか。介護と言うとちょっと言い方が悪いんですけれども、元気な高齢者をつくっていくかという部分で、今後も熊リハさんの実際今やっている体操を地域に広めていき、やはり地域のミニデイとかサロンでもそういう体操とか機能訓練を広げていって、

地域でも少しでもそういう活動ができるようにしたいと考えております。

当面は、熊リハさんのほうに今年度、来年度、ある程度そのあたりの事業効果なりそういうものを今後出しつつ、やはり専門というのは熊リハさんでするので、その分は熊リハさんのほうにお願いして今後とも進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮田勝則君）3回目、続けてください。

○5番議員（西口義充君）何にするにも専門の方が必要になってきます。のぎく荘さんのほうには、そういう専門の方はいないと思うので、リハの専門はいないと思うんですけれども、やはり今から長い目で見れば、そういう方の職員も必要じゃないかなという思いもあります。

今から介護、私もみどりの館のほうの保護者会の役員をしておりますので行きますけれども、本当に今、若い人たちが少なくて、もう問題は入って来る人がなかなかいないということで大変苦勞されております。この人たちのためにも、どうか賃金のほうも上がってほしいんじゃないかなと思うんですけれども、なかなか介護のほうでは、苦勞の割には賃金は上がっていないというような状況で若い人が育たないというのが現状でございます。

そのためにも、少しでも我々がいつまでも元気でいられるような体を持って行って皆さんに迷惑をかけないように、そういうふうにみんなが捉えていけばいいんですけれども、やはり年にはかかないません。機能訓練等をしながら、少しでも自分の体力を維持しながらやっていかなければ、自分のことは自分で守らなければいけませんので頑張っていきますけれども、やはり体の弱った方に対しては今後も村独自としての温かい手を差し伸べることができるような、これは村独自の事業にもなりますので、皆さんで考えていただいて、本当に西原村に住んでよかったというような、よそにないような支援ができればいいなと思っておりますので、その辺、村長いかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）介護について、私個人もおやじがいておふくろがいてということで、つい先日、おやじは亡くなりましたけれども、我が家における場合は、なかなか相手をすることができませんでした。このまま家にいてベッドでひとりで寝ておれば認知も進むんじゃないかなろうかなという思いで考えておりました。おやじはそういったことで病院に行かざるを得ないということで病院に行きましたけれども、おふくろは体のほうはいいということでありますけれども、認知症が進んでまいります。このまま家に置けば、誰もというか、いつも24時間、家に女房がついているわけにはいきませんので、一人でおるときもあるとぼうっとしておるといふこともありますので、このままでは認知が進むんじゃないかなろうかなということで、今、施設に預けております。

まず、施設も大事でありますけれども、それぞれの家庭も大事ではなから

うかなど。一番大事なのは本人の心構えでありますけれども、それはできないからこういった介護が要るということになるかと思えますけれども、それができないときはやっぱり家族、あるいは周りの人だろうと思えます。介護を必要としないためには、いろんなやり方があるかと思えます。いろんな人と接することとか、いろんな人と話をするとか、あるいは手先を動かすとか、時には健康管理をチェックするとか、要は早い話が体を動かすこと、頭を動かすこと、そこら辺が一番大事ではなかろうかなど。私も経験した手前、そういったことが一番大事ではなかろうかな。時には、おやじであるけれども叱ったりして、「そんなにしていると体が全然動かんようになるよ」というようなことを言いながらやってきたことを思っておるところでございます。

やはり介護が必要となりますと、周りが大変であるということは、これは誰しも同じでありますけれども、そういったことにならないように、まず家庭で、そしてそういった人々からの助けがあって、介護度が進まないようなことをやっていけたらなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君） 3回使いましたのでまとめてもらえますか。

○5番議員（西口義充君） そうですね、本当に家族というのが一番大事でございます。やはり家族があって自分があるわけでございますので、やはり家族でもみんなに声かけ合ったり、家に一人でおればいろんな場所に出ただいて交流の場をつくってあげたりとか、そういうのをどんどん進めていくようなふうにしなければいけないなというふうに思っております。

私もちょっと足のほうが悪くて、また手術せなかなと思うんですけども、皆様に迷惑をかけないような体を維持するためには、やはり機能訓練等をしてながら少しでも元気でいたいなという思いであります。

今回、介護問題については本当に奥が深くて、どこまでいったいいのかなという思いがありますけれども、皆さん元気で過ごされるような、そういう事業に持って行っていただきたいと思えます。質問を終わります。

○議長（宮田勝則君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

これをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君） 異議なしと認め、次の会議は明日13日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 1時57分 散 会

第 3 号 (9 月 1 3 日)

平成29年第3回西原村議会定例会会議録

平成29年9月13日、平成29年第3回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成29年9月13日（水曜日） 議事日程第3号

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 認定第 1号 | 平成28年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 | 認定第 2号 | 平成28年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3 | 認定第 3号 | 平成28年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 4 | 認定第 4号 | 平成28年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 5 | 認定第 5号 | 平成28年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | 認定第 6号 | 平成28年度西原村工業用水道事業会計決算の認定について |
| 日程第 7 | 報告第 3号 | 平成28年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |
| 日程第 8 | 承認第 6号 | 専決処分の報告及び承認について「（専第6号）熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」 |
| 日程第 9 | 議案第33号 | 報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第34号 | 西原村税特別措置条例の一部を改正する条例の |

制定について

日程第 1 1 議案第 3 5 号 西原村工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 1 2 議案第 3 6 号 西原村企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 1 0 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1、応招議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	坂 園 まゆみ 君
議会事務局書記	松 永 誠 司 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	内田安弘君
教育長	曾我敏秀君
総務課長	西山春作君
企画商工課長	須藤博君
教育課長	米口三喜男君
会計管理者	中村義光君
税務課長	佐藤光弘君
産業課長	南利孝文君
建設課長	吉田光範君
震災復興推進課長	高本孝嗣君
住民福祉課長	塚元利文君
保健衛生課長	藤吉昌也君
保育園長	前川ちずる君
代表監査委員	河上勝彦君

○議長（宮田勝則君）おはようございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第3号のとおり行います。

日程第1、認定第1号、平成28年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

（会計管理者 中村義光君 登壇 説明）

○会計管理者（中村義光君）おはようございます。

認定第1号についてご説明いたします。

認定第1号、平成28年度西原村一般会計歳入歳出決算書、あけていただきまして、1ページの歳入でございます。

款、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順序で朗読いたします。

款1 村税 6億9,908万円、8億1,476万8,712円、7億6,609万7,045円、28万3,099円、4,838万8,568円。

款2 地方譲与税 4,157万5,000円、4,157万5,000円、4,157万5,000円、0、0。

款3 利子割交付金 59万3,000円、59万3,000円、59万3,000円、0、0。

款4 配当割交付金 137万7,000円、137万7,000円、137万7,000円、0、0。

款5 株式等譲渡所得割交付金 100万7,000円、100万7,000円、100万7,000円、0、0。

款6 地方消費税交付金 1億2,512万9,000円、1億2,512万9,000円、1億2,512万9,000円、0、0。

あけてください。

款7 ゴルフ場利用税交付金 2,078万3,000円、2,078万3,755円、2,078万3,755円、0、0。

款8 自動車取得税交付金 703万円、703万円、703万円、0、0。

款9 地方特例交付金 589万6,000円、589万6,000円、589万6,000円、0、0。

款10 地方交付税 23億3,153万4,000円、23億3,153万4,000円、23億3,153万4,000円、0、0。

款11 交通安全対策特別交付金 55万3,000円、55万3,000円、55万3,000円、0、0。

款12 分担金及び負担金 5,993万1,000円、5,738万6,841円、5,728万1,261円、0、10万5,580円。

款13使用料及び手数料571万9,000円、711万4,260円、711万4,260円、0、0。

款14国庫支出金37億532万4,000円、28億4,400万3,523円、28億4,400万3,523円、0、0。

あけてください。

款15県支出金44億9,262万7,000円、11億6,248万7,419円、11億6,248万7,419円、0、0。

款16財産収入2,937万5,000円、2,973万2,493円、2,971万4,093円、0、1万8,400円。

款17寄附金3億929万9,000円、3億929万8,153円、3億929万8,153円、0、0。

款18繰入金2億1,158万9,000円、2億1,159万577円、2億1,159万577円、0、0。

款19繰越金4億3,623万1,000円、4億3,623万1,675円、4億3,623万1,675円、0、0。

款20諸収入1億682万8,000円、1億148万4,803円、9,961万8,503円、0、186万6,300円。

あけてください。

款21村債34億7,430万円、21億8,310万円、21億8,310万円、0、0。

歳入合計160億6,578万円、106億9,267万6,211円、106億4,201万4,264円、28万3,099円、5,037万8,848円。

あけてください。

9ページの歳出でございます。

款、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額の順序で朗読いたします。

款1議会費7,092万5,000円、7,057万2,904円、0、35万2,096円。

款2総務費14億2,963万5,000円、12億6,019万7,208円、1億3,891万円、3,052万7,792円。

款3民生費16億283万9,000円、15億1,850万6,168円、0、8,433万2,832円。

款4衛生費46億4,102万6,000円、39億9,530万5,413円、6億3,784万6,000円、787万4,587円。

款5農林水産業費34億5,600万1,000円、7億8,157万1,436円、26億6,351万6,000円、1,091万3,564円。

あけてください。

款6商工費5,852万6,000円、1,137万6,618円、0、4,714万9,382円。

款7土木費14億7,802万7,000円、2億3,080万8,956円、12億861万3,000円、3,860万5,044円。

款8消防費6億8,540万4,000円、1億7,433万3,199円、5億418万4,000円、688万6,801円。

款 9 教育費 2 億3,749万4,000円、2 億2,721万3,528円、0、1,028万472円。
款10災害復旧費20億6,393万5,000円、10億442万8,493円、10億5,122万
3,000円、828万3,507円。

あけてください。

款11公債費 2 億5,812万8,000円、2 億5,706万5,082円、0、106万2,918円。

款12諸支出金1,000円、0、0、1,000円。

款13予備費8,383万9,000円、0、0、8,383万9,000円。

歳出合計160億6,578万円、95億3,137万9,005円、62億429万2,000円、3 億
3,010万8,995円。

あけてください。

歳入106億4,201万4,264円、歳出95億3,137万9,005円、歳入歳出差し引き
残額11億1,063万5,259円、うち基金繰入額 0 円、翌年度繰り越し額11億
1,063万5,259円。

平成29年 9 月 7 日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

あと実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書並びに財産に関す
る調書を添付しております。議員各位のご質問により、それぞれ担当課長よ
り答弁させていただきます。以上でございます。認定方よろしくお願いた
します。

○議長（宮田勝則君）ただいま認定第 1 号の説明は終わりましたが、質疑に入
ります前に、代表監査委員の河上勝彦君に平成28年度決算について審査報告
を求めます。

（代表監査委員 河上勝彦君 登壇 報告）

○代表監査委員（河上勝彦君）皆さん、おはようございます。

代表監査の河上でございます。

ただいまから平成28年度西原村一般会計・特別会計・企業会計決算審査意
見書並びに西原村定額資金運用基金運用状況調書審査意見書について報告を
させていただきます。

なお、この審査意見書につきましては事前に配付済みであり、内容につき
ましては十分精査されていることとしますので、要点のみについて報告を
させていただきます。

1 ページをお願いいたします。

まず、審査についてでございますが、1、審査対象、平成28年度西原村一
般会計歳入歳出決算、同じく国民健康保険特別会計歳入歳出決算、介護保険
特別会計歳入歳出決算、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、中央簡易水
道事業特別会計歳入歳出決算、工業用水道事業会計決算報告、実質収支に関
する調書、財産管理に関する調書及び財産管理について、目的基金の管理状
況、以上が審査対象となっております。

2、決算書の調整並びに提出月。

決算整理事務が迅速に行われ、会計管理者から村長に対する決算書は、法定の期限内に提出されております。

3、審査の期間、平成29年7月12日から同7月28日までの16日間のうち、実日数6日。

4、審査の方法。この決算審査に当たっては、監査基準によるほか、次の諸点に重点をおいて審査をいたしております。

次の（1）から（7）の項目について重点を置き審査を実施いたしました。2ページをお願いします。

審査の結果、平成28年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算額は、第1表のとおりで、各会計とも決算書、関係諸帳票、証拠書類を審査した結果、決算計数はいずれも符合し、正確であることを確認しました。また、予算執行、収入支出事務の処理については適正に処理され、財産管理についても後の審査意見に述べているとおり正確であることを認めました。

第1表歳入歳出決算額、一般会計予算現額160億6,578万円、決算額、収入済額106億4,201万4,264円、支出済額95億3,137万9,005円、差引額11億1,063万5,259円、執行率、収入66.2%、支出59.3%。

以下4つの特別会計の計が予算現額23億1,012万1,000円、収入済額20億9,330万7,122円、支出済額20億3,575万4,358円、差引額5,755万2,764円、執行率、収入90.6%、支出88.1%。

合計でございますが、予算現額183億7,590万1,000円、決算額、収入済額127億3,532万1,386円、支出済額115億6,713万3,363円、差引額11億6,818万8,023円となっております。執行率につきましては、収入が69.3%、支出が62.9%となっております。

なお、一般会計におきまして、執行率が低いようになっておりますが、これは、平成29年度への繰り越し事業として19件、額として16億6,200万円を繰り越した影響によるものでございます。

続いて、3ページをお願いいたします。

歳入でございますが、歳入総額は106億4,201万4,264円でございます。前年度と比較して著しい伸びとなっている費目としましては、地方交付税11億1,390万3,000円、91.5%の増、国庫支出金は22億3,907万8,000円、370.1%の増、県支出金は8億6,795万7,000円、294.7%の増、村債は19億590万円、687.6%の増で、熊本地震からの復興の財源として、国庫支出金、県支出金及び村債が大きく増大をいたしております。今後も財源確保には大変苦慮されると思われませんが、復旧復興に傾注されたいとの思いでおります。

続いて、6ページをお願いいたします。

6ページは、一般財源の根幹をなす村税についてでございます。

予算現額6億9,908万円に対し、調定額8億1,476万9,000円でございます。税額では8,074万3,000円の減額となり、9.5%の減少となっております。こ

の大きな要因としましては、熊本地震に伴い個人村民税は5,863万4,000円、件数では1,625件、固定資産税は3,488万2,000円、1,234件の減免となったことによるものでございます。税収は伸びておりますが、住宅等の全壊・半壊世帯に対する減免措置により、税収減の結果となったものでございます。

次に、13ページをお願いします。

歳出でございます。

歳出総額は95億3,137万9,000円となっております。主な構成比の高い順から列挙してみますと、衛生費39億9,530万5,000円、民生費15億1,850万6,000円、総務費12億6,019万7,000円、災害復旧費10億442万8,000円等となっております。

続きまして、14ページのウの不用額についてでございます。

予備費を除いた実質不用額は2億4,627万円でございます。主なものとしては、土木費、商工費については、予算執行残は平成27年度から平成28年度への繰越明許分であり、熊本地震後の復旧・復興を最優先するため、事業を休止したものと推測いたします。民生費においては、震災関連による災害救助費である応急修理等の申請件数の実績が確定しないことによる執行残と推測いたします。

エの予算の流用、予備費充用。地震関連費用課目更正のため、1件のみの目間流用となっております。この繰越明許費は別表のとおりでございます。平成29年度へ19件を繰り越しております。

次に、19ページをお願いいたします。

この表は、熊本地震に伴う震災からの復旧・復興及び関連費用を目的別にまとめたものでございます。

議会費から災害復旧費まで、歳出合計が64億9,928万6,000円、歳出合計の68%を占めております。主なものとしましては、衛生費36億9,081万9,000円、主な事業としましては、廃棄物処理事業費36億1,705万1,300円となっております。

続いて、災害復旧費10億442万9,000円、民生費が6億1,577万2,000円、主な事業としては、被災者住宅応急修理2億1,258万8,517円、罹災手当金等1億5,472万円、農林水産業費4億3,435万3,000円にあつては、主な事業としましては、経営体育成支援事業補助金4億2,935万8,000円となっております。

続いて、20ページは性質別の内訳を記載いたしておりますが、この中で大きいものは物件費41億5,322万円となっております。災害廃棄物処理事業費等々でございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。

財政運営について。

審査意見。

審査の結果、財政運営については厳しい財政事情及び社会情勢の中であるが、歳入歳出とも適切な判断のもと予算執行がなされた結果だと推察いたします。これは、国庫補助金等の財源をいかに効果的に運用して、健全財政運営を図っていくかに相当努力がなされた結果、実質収支の黒字が確保されたことは成果として評価できます。

今後においても、震災復興は村民祈願の目標であると思われるので、その財源確保に向けて推進されることを望むところでございます。

財政運営の目標は、限られた財源を最も効果的に活用して、住民福祉の向上に積極的に取り組み、福祉の向上に寄与することにあります。この目標を達成するための基本原則は、第1に、収支の均衡のとれた健全な財政運営がなされているか（計画性）、第2に、財政の構造が経済変動や地域社会の状態の変化に耐えて行政需要に対応し得るような弾力性の確保がなされているか（弾力性）、第3に、住民生活の向上や地域産業の発展に即応し得るような適正な行政水準の確保の努力がなされているか（積極性）にあると認識をいたしております。

次に、35ページをお願いいたします。

ここからは特別会計になります。35ページが国民健康保険特別会計、次に40ページが介護保険特別会計、それから44ページにおきましては後期高齢者医療特別会計、47ページが中央簡易水道事業特別会計、49ページが工業用水道事業会計となっております。

次に、52ページをお願いいたします。

西原村定額資金運用基金運用状況審査意見書。

第2、審査の結果及び意見。

定額の資金を運用するための4基金の運用状況調書はいずれも正確で、それぞれの目的に従って正確かつ効果的に運用され、計数及び証票類、預金貸付証書など、合致していることを認めました。今後ともさらに基金の設置目的に沿って有効な運用を望むところでございます。

次に、54ページをお願いいたします。

審査のまとめでございます。

平成28年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに実質収支に関する調書及び基金運用状況の審査結果については、各会計決算並びに基金ともに計数に誤りはなくよく整理され、会計経理は正確であることを認めました。

財政運営については、さきに記述しているとおり、昨年発生した熊本地震により、その復旧・復興及び関連費用を含め初年度として64億9,900万円を投じ、復旧事業が実施されました。このことは、国の特別措置法の指定が認められなかった中で、財源確保には多大な苦労と労力を要したものと推察できます。この結果、実質収支額として4億1,800万円が確保できたということは、大きな成果として評価できます。

平成28年度の一般会計決算は、前年度と比較し総括的に述べると次のとおりであり、歳入歳出決算額は地震後の復興も相まって、ともに前年度を大きく上回っております。その収支は、まず実質収支で4億1,800万円の黒字を計上し、前年度と比較して1億1,400万円の増であり、単年度収支は前年度同様1億1,400万円の黒字となっております。財政調整基金は、1億5,300万円を積み立てているが、2億円の取り崩しを行っております。実質単年度収支は6,800万円で、前年度より1億500万円の増となっております。

歳入では、地方交付税が11億1,300万円、91.5%、寄附金3億700万円、2万686.2%、国庫支出金22億3,900万円、91.5%、県支出金8億6,700万円、687.6%、村債19億600万円、232%など、今回の地震からの復興事業として大幅な増となっております。

歳入決算額では、61億8,000万円の増となっております。財源構成比は、自主財源が18%で、前年度対比23.1%の減、額では8,300万円の増であります。依存財源は、構成比82%で前年度対比23.1%の増、額では60億9,700万円増加しております。自主財源の額としては、前年度より8,300万円の増となっているが、率では23.1%の減と減少しております。その原因は、上記で記述のとおり、震災復興事業による依存財源の増によるものであります。村債発行については、総額21億8,300万円を借り入れておりますが、そのうち20億7,800万円、率で95.2%が震災復興事業及びその歳入不足を補うための財源となっております。今回の村債には、交付税措置がある起債が多く含まれていると思われませんが、今後ともさらなる措置が講じられるよう要望するところであります。

歳出では、熊本地震に伴う関連費用の大幅な増によって、衛生費36億800万円、1,121.4%、災害復旧費9億9,500万円、1万1,490.4%、民生費6億4,300万円、73.6%、農林水産業費3億3,800万円、76.4%が大きな伸びとなっております。

性質別では、物件費41億1,900万円、1,073.7%、災害復旧費10億8,600万円、1万2,536.7%、補助費等5億6,100万円、100.8%の増となっております。これらの増は、言うまでもなく震災に伴うものでございます。

財政運営については、経常収支比率は86.9%で、前年度より1.6%増加しております。この要因は、分母である経常一般財源のうち、村税が震災に伴う減免措置によるところが大きいものと思われませんが、望ましい標準値より高いことには変わりはなく、財政の硬直化が見られます。平成20年度決算から地方公共団体財政健全化法が新たに施行され、設定された指標と実績をより具体的に確認把握し、健全化への対応が要求される中で、さらなる財政硬直化に向けた是正の努力が望まれます。

特別会計決算については、医療費の高騰が続く中、国民健康保険特別会計は、震災に伴う減免措置を行ったにもかかわらず、実績収支として2,600万

円、対前年度対比12.6%の増、単年度収支も黒字となっております。今後も突発的な医療給付費等の増加に対応するためにも、決算剰余金の基金への積み立て、あるいは食生活の指導等、生活習慣病予防対策にも努力をされたいと思います。

介護保険特別会計は、震災に係る減免措置により保険料前年度対比4,800万円41.2%の減が影響し、単年度収支2,600万円の赤字となっております。健康づくり推進については、食生活の改善や地域づくりへの参加など、枠を超えた関係者の積極的な指導助言により医療費抑制に向けた新たな取り組みと関係する担当者の連携がさらに必要と思われれます。

後期高齢者医療特別会計にあっても、震災による減免措置により保険料前年度対比1,200万円、率で50%の減となっており、単年度収支では赤字となっております。

村税滞納については、公平負担の原則に鑑み、早急な対応を求める。収納作業は困難であります。税負担の公平性からも時効対策に留意し、収納向上を図り、財政確保に努力されることを望みます。

次に、中央簡易水道特別会計については、今回の地震により大峯、秋田原において配水管、導水管及び中継層等に甚大な被害を受け、その復旧を実施しました。その結果、決算額として、歳入で前年度対比7,900万円、94.6%、歳出では9,000万円、159%の大きな伸びとなっております。主な要因としては、歳入では国庫支出金3,300万円、繰入金2,300万円、村債3,300万円の増、歳出では、災害復旧費9,200万円の増となり、繰越明許費として2億2,400万円を計上しており、平成29年度で完了する予定となっております。また、水道事業収益における前年度対比1,700万円、27.3%の減においては、主な要因としては、震災における減免措置によるものでございます。今後の見直しとしては、秋田原水系における配水池の更新、老朽化した配水管の更新が必要であります。

昨年発生した熊本地震により、村内は今まで類を見ないような甚大な被害を受け、村内の様子は一変しました。公共施設、住宅、農業施設、農地等、そしてとうとい生命を奪われ、皆一様に心を病んだことと思われれます。この復旧には、想像を絶する費用と期間が必要かとはかり知れないが、国の特措法の指定がない中で、今後においても情報発信を行い、過去の災害とならないよう、震災復興を推し進めて行かなければならないと改めて痛感するところあります。今後もさらなる復興を念じながら、以上で決算審査を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（宮田勝則君）以上で、平成28年度決算についての審査報告が終わりました。

これより、認定第1号の質疑に入りますが、認定第1号は歳入と歳出に分けて質疑をお受けしたいと思いますので、まず初めに、58ページまでの歳入

についての質疑をお受けします。質疑ございませんか。

7番議員、山下一義君。

○7番議員（山下一義君）7番議員、山下です。

歳入の48ページの3番、4番ですけれども、指定寄附金510万円、それから2番の災害復興復旧寄附金、ふるさと納税災害復興復旧寄附金6,381万2,180円入っております。

これの指定寄附金での説明とどういうふうな指定寄附金を受けられたのか、それと2番のふるさと納税のほうですけれども、この6,300万円、これの納税額の高額納税者、例えば10万円以上、100万円以上、何人ぐらいおられるのかの内訳はできますでしょうか。お願いします。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（須藤 博君）お答えいたします。

ふるさと納税、17番寄附金、1番指定寄附金及び災害復興復旧寄附金の中のふるさと納税寄附金に関しましては、企画商工課が所管でございますのでお答えさせていただきます。

議員のご質問の、まず実績につきまして冒頭ご説明したいと思えます。昨年度の納税の受入額といたしましては、この1番の指定寄附金のふるさと納税寄附金と2番の災害復興復旧寄附金、合わせまして6,397万7,180円ございました。件数といたしまして1,132件ございました。内訳といたしまして、個人が282件、3,630万9,000円、あと残りが被災地方公共団体の代理納付ということで、6自治体様から代理納付ということで受け入れておまして、850件の2,766万8,180円ございました。

ご質問の高額の部分についてでございますが、一応100万円以上ということで調べております。100万円以上の方につきましては、8名の方が寄附をいただいております。内訳といたしまして、100万円が4名、150万円が1名、300万円が1名、500万円が1名、1,000万円が1名という状況でございます。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）ただいま質問がございました中で、まず指定寄附金510万円の説明をさせていただきたいと思えます。

510万円のうち500万円につきましては、川崎市より福祉車両、保健活動等に役立ててほしいということで寄附を指定でいただいております。

それから、10万円につきましては、佐賀県太良町体育協会より社会体育等スポーツ振興へ役立ててくださいということの指定で寄附をいただいております。以上です。

○議長（宮田勝則君）7番、山下君。

○7番議員（山下一義君）そういう内訳はよくわかりました。

それで、議長、お願いなんですけれども、支出70万円の関連の役務費でふ

るさと納税寄附金へのお金がやはりありますけれども、これ質問してよろしいでしょうか、関連として。

○議長（宮田勝則君）はい、許します。

○7番議員（山下一義君）このふるさと納税の高額者、いろいろありますけれども、今回のふるさと納税寄附者への特産品送料4件、28万8,000円。70ページです。支出です。これが高額によって28万8,000円の寄附者への特産品の返礼、これは今お話がありましたように、10万円、100万円、300万円といういろいろありますけれども、お金によって28万8,000円の返礼品がなされますけれども、金額によってある程度の品物の金額の差をつけられて返礼品がされるわけですか。例えば、上限10万円ならば幾ら、300万円ならば幾らというような、そういうふうな返礼品の差はあるのでしょうか。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（須藤 博君）お答えいたします。

歳出のほうで計上しております役務費、ふるさと納税寄附者への特産品送料外4件という形での計上でございますが、純粹なふるさと納税に係ります送料といたしましては21万4,730円でございます。送付件数については、209件の礼の品を送っているところでございますが、先ほどご質問の主でございます寄附金額に応じた記念品ということでございますが、一応今のうちの内規によって平成28年度につきましては、その寄附金額に応じた記念品を設定して送らせていただいているところでございます。また、寄附金の申し込み等につきましては、寄附金額に応じたお礼の品を選択して、また申し込んでいただくというような形も取り組んでおります。

高額な納税者につきましては、今のところ最高が10万円以上につきましては、西原村特産品5,000円相当ということで平成28年度やっておりますが、かなり高額な金額につきましては個別に、予算も関係してきますので、どういった品物がいいのかというのを判断しながら対応していきたいと思っております。

一方で、所得税法の中で、一時所得というシステムがございますので、50万円以上になりますと、先方の方に一時所得としての税金が課税されるというのもございますので、その辺も勘案しながら検討していきたいと、個別に内容を精査して対応していきたいと考えております。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

6番議員、上野正博君。

○6番議員（上野正博君）6番議員、上野です。

ページは46ページ、株主の配当金についてお尋ねします。

現在、村が毎年40万円の空港ビルの配当金をいただいておりますが、現在、空港ができて四十五、六年になるかと思えます。ずっと毎年40万円、当時は幾らかわかりませんが、株券500万円に対しての40万円が入ってきて

おります。

今度、熊本空港が民営化にもう動き出しております。民営化になった場合、この現在ある株券がそのまま新しい民間企業運営会社に譲渡されて、今後も配当金が入るのかというふうなことをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（宮田勝則君） 村長。

○村長（日置和彦君） お答えさせていただきます。

上野議員がこの質問をするということで、前もって話もしておられましたので、できるだけ詳しくお答えをしたいというふうに思っております。

熊本空港の民間委託ということで、昨年12月、県知事が表明し、そしてことし6月に国土交通省に要望されたということで、今進めているところでございます。

流れといたしましては、滑走路、空港ビル、駐車場、飛行機の駐機場、そこらあたりを一体として民間委託するというところでございまして、その内容は、今まであった熊本ビルディング株式会社も解散をせざるを得ないということになります。そうなれば、私どもが空港ビルに500株、500万円の出資をしておりますけれども、全体で約2万株、2億円の出資が各種、熊本県を初め、いろんなところから出資をなされております。今回民間委託となれば、その運営会社に株式を譲渡するということになると思います。ただ、譲渡といいますが、その株価、私どもが投資をしている株価が今現在の評価額ということの評価をするということで、その評価額によって各自治体に、各出資者に配分するという話になると思います。これは、まだ決定ではございませんけれども、そういった形になるというような空港ビルのほうの話でございますので決定ではございませんけれども、そうなれば、新しい会社に対してどれだけ私どもの関係周辺自治体ができるのか、物言うには、熊本県が新会社に10%か15%ぐらいは出資するんじゃないかなというような話も伺っております。そうなることによって熊本県はそうでありましてけれども、この周辺自治体は何もできないということでもありますので、熊本県と一体となって結局今の持ち株が多分数倍になると思います。うちが500株、500万円の出資は、数倍に今の評価はなるというような話でありますので、全てを配分してするんじゃないくして、一部を熊本県と一体となってその新会社に出資をする、株を持つ。これはあくまでも我々空港ビルの中の役員会等の話でありますので、相手方がありますので、相手方がそれを受け入れてくれるのかわかりません。そういったことで、今のところは株の評価をして、それを分配するところまではいくだろうということで、これは結局、空港ビルの役員会あるいは株主総会で決定をなされます。ことしの10月か11月ごろからそういった話が出てくるというふうに思います。といったことで、株はそういった形でなされるということでもあります。

そして、また空港ビルでありますけれども、あれは国内線と国際線を1つ

にまとめて、今度新しく運営会社が建設するという話でございます。その間はどうするかというと、今のあそこのYS11という駐機、展示をしております、飛行機が。昔の日本製の飛行機です。あそこに仮ビルをつくと。これは国のほうでつくっていただくということで、仮ビルをつかって、そして今のターミナルを解体し、新しく今のところに建設するという形になると思いますけれども、その間数年かかりますけれども、新しい仮のビルが平成31年までにはできるということで、その後解体、あるいは新しいビルを建設するという形になってくると思います。新しいビルもお店あたりも今までよりも充実して、飛行機に乗るだけじゃなくして、遊びに来られるようなビルをつくるというような話も伺っておりますけれども、そういったことでいろんなことは今後の役員会、株主総会で決定するという話になっております。以上です。

○議長（宮田勝則君）6番議員、上野君。

○6番議員（上野正博君）前の株券を配分する、できれば配分するでなくて、今度新しい民間の運営会社に譲渡されて引き続き継続、配当金がいただければと思います。今、公営でも熊本空港は数少ない黒字経営でございます。これがまた民間が運営するとなれば、ますます黒字になるのではないかと思います。そのところをやっぱりできれば引き続き配当金が入るような形に持っていっていただきたいと思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）確かに、熊本空港は黒字ということで、ローカルではいいほうということでございます。だからこそ、今まで、昨年もずっと40万円という形で配当がなされてこられました。以前、昔の配当金は幾らかわかりませんが、今、熊本空港ができて四十数年、四十五、六年かな、そのぐらいたっていると思いますけれども、500万円の出資で今までの配当金を計算するとかなりの利益を得ているということとあわせて、今の出資金が多分かなりの倍数でふえておると、評価額があるということでもありますので、それを全てでなくして一部をその出資会社に出資して、近隣町村としていろんなことがございます。環境問題、騒音問題、それから夜間飛行を飛ばすじゃなかりうかなとか、あるいは貨物便を飛ばすじゃなかりうかなというようなことも考えられないではないと思いますので、そういったことに対してある程度物が言えるような体制をとっていくなればというふうに思っております。

これは、今話しているのは私の一つの考えでありますけれども、関係町村あたりと話をしながら、少しは投資をして物が言えるように、今度は運営会社のことがありますので、こちらが思っておっても向こうができないということになれば仕方がございませぬけれども、熊本県もするならば、熊本県と一体となって出資をするならば、それなりの民間会社になりますので、民間

運営になりますと会社会的な組織でありますので、今までと違った利益も出てくるんじゃないかなというふうに思いますので、そこら辺はそれとして、今後話をする中で進めていけたらなというふうに思います。

思っていることが全てかなうかかなわなかわかりませんが、我々の村に対しての利益も考えるならば、そちらのほうがいいんじゃないかなというふうに思っております。そういったことでありますので、今後、私も取締役に一応なっておりますけれども、私は監査役でありますけれども、そういった中で話をさせていただくならばというふうに思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようでしたら、最後に歳入歳出を一括してお引き受けいたしますが、次に59ページからの歳出について、最終ページまでの質疑をお受けします。質疑ございませんか。

1 番議員、堀田直孝君。

○1 番議員（堀田直孝君）1 番議員、堀田です。

3 点ほどお聞きしたいと思います。

まず118ページ、災害援護資金の貸付金が994万円ほどありますが、この貸付金の基準、または貸し付けに対する目的、件数をお聞きしたいと思います。

2 点目、132ページになります。

負担金、補助及び交付金ですけれども、これに負担金として菊池農業高等学校後援会の負担金と阿蘇中央高校の負担金があります。一部の高校だけにご負担と思われま。多分これは農業高校関係と思いますが、県内には熊農を初め、ほかの農業高校が多数あると思いますが、こういった経緯でこの2校に負担がされているかということをお願いしたいと思います。

3 点目、142ページ、イノシシの鳥獣対策補助金ということでなっております。ここがメインですけれども、現在西原村、イノシシ・鹿被害、かなり増大しております。成果の中にも書いてありますが、一昨年前は捕獲頭数がイノシシが147頭、ニホンジカが25頭捕獲されております。それに対して、平成28年度はイノシシが43頭、ニホンジカ2頭とかなり少なくなっている。これは熊本地震でいたし方ないことでございます。そうする中で、今、各自治体、人口以上に鹿の生息数はふえておるということになっているかと思っておりますけれども、猟友会、一番お世話になって駆除していただいておりますが、メンバーを見ますと、かなり高齢化が進んでいるのではないかと思います。そうした場合に、今後、そういう猟友会の数が多分減ってくる。村としての対策ということを考えなければなりません、そうしたときに今、各自治体、今は捕獲した鹿の処分は生かされていないのかなと。今、ジビエ料理とか、そういうふうなほうに進んでおります。それとこの有害鳥獣対策の研修会と

か話を聞く中に、やはりイノシシに対しまして、これはイノシシが勝手に荒らすじゃなくて、もともとは例えばカライモ畑にほとんど入ってしまいますけれども、これも農家の方が、以前は山奥とかそういうところに種芋とかを処分していましたが、高齢化が進んだのかもしれませんけれども、面倒くさいということで、近くの山林に捨てられるということで、それを食べたイノシシが味を覚えてその畑に入ることになっていきますので、農家みずからイノシシを餌づけしているんじゃないか。ですから、餌づけをしないということで、多分指導もあっているかとは思いますが、この問題に対して農協を含めて、できれば種芋とかそういうところの処分、そのあたりを一括して管理する。例えば今、道路清掃の場合草を、歳出にもありますが、借地を借りてそこに一括して置いておりますが、処分しておりますが、そういう処分するということのようなことは、一括して鹿も含めてそういう味を覚えないと、餌づけをしないというふうな考え方というのはお持ちなんではないでしょうか。

以上、質問になります。

○議長（宮田勝則君） 3点ありますので、1点ずつ答弁お願いしたいと思います。

まず、118ページの貸付金について。

保健衛生課長。

○保健衛生課長（藤吉昌也君）お答えいたします。

今回、災害関係の実績につきましては、私のほうでやらせていただきましたので、私のほうからお答えさせていただきます。

ちょっと明確な基準につきましては、資料を手元に持ってきていませんので後ほどお答えさせていただきたいと思っております。皆さん方には、被災者の方へというお知らせの中で、その基準等につきましてはお知らせをしております。件数につきましては、5名の方について貸し付けをしております。以上です。

○議長（宮田勝則君） 1点目よございますか。

○1番議員（堀田直孝君）後の報告ということでお待ちします。

○議長（宮田勝則君）次に、2点目、132ページ、負担金補助金。

産業課長。

○産業課長（南利孝文君）負担金補助金の農業高等学校関連になります。

まず、菊池農業高等学校後援会ですけれども、これは菊池農業高校周辺自治体、これに西原村も入りますけれども、菊池市とかの自治体で後援会がつくられております。これに西原村も参画しておりますので支出をしておるといふところでもあります。

それから、阿蘇中央高等学校につきましては、阿蘇郡町村会のほうで一括して負担金を配分されているというところでの支出でございます。

それから、有害鳥獣関係でございます。

142ページでございますけれども、こちらにつきましては、まず頭数につきまして、先ほど堀田議員からもありましたように、平成28年度については、イノシシ43頭、鹿2頭ということで減少しております。これはおっしゃるとおり震災に関連して駆除期間が短くなったということでございます。今、駆除期間につきましては、お盆の時期、夏の時期については、犬が非常に動きが鈍くなるということで、以前は夏の時期もずっと続けて許可を出していたんですが、駆除隊のほうから夏はどうしても犬が弱るからということで、前期と後期に分けて、今、駆除の許可を出しておるところでございます。昨年につきましては、前期の駆除の許可が出せなかったということで、後期のみということで頭数が減っているところです。ちなみに、今年度につきましては、前期のみでイノシシが75頭、鹿が21頭ということで、非常に順調に捕獲はされておるところです。

ただ、おっしゃるとおり非常に高齢化が進んでおりまして、現在駆除隊16名ということでございます。ただ、この中には、これまで駆除隊といいますと猟友会ということで、銃猟、鉄砲の免許を所持されていた方が主だったんですが、農家の方で、わなの免許だけとって駆除隊に加入されたという方もいらっしゃるのので、今後はこういった方たちをふやして行って、自衛というようなことを強化していかないといかんのではないかなというふうに考えているところであります。

それから、ジビエについてのお尋ねがございましたが、ジビエ、特に佐賀県なんか非常に先進地でございます。ただ、どうしても今、ジビエの消費といいますか、そちらが進まないということで、先進であります佐賀県の処理場については、現在休止している状況というふうに伺っております。食肉取り扱い法とも絡みまして、なかなか取り扱いが難しいところがございますけれども、ジビエについては今のところ特に検討はしていないと。

それから、一番問題であります残渣処分ですけれども、これについてはご指摘のとおり農協の各部会、また今、国の補助事業で鳥獣被害防止対策事業というのがございまして、これを使いまして電気柵の設置を今推進しておるところです。これは3名以上の団体でなければできませんけれども、設置された団体には設置の仕方の講習会並びに残渣処分の講習会というようなことで、講習会をしております。ただ、おっしゃるようにやっぱり農家さん方からもまとめて処分できるようなところがあればいいんだがというようなところがございまして、これについては、まだ具体的な検討はしておりませんけれども、できるならば地区ごとにまとまってこの辺とかというようなことをやっていただくような、そういった指導をまずしていくのが先かなと。おっしゃるような西原村で所定の場所というようなことについては、ちょっとその先のことかなと思いますが、現在益城のクリーンセンターのほうに処分の持ち込みができないかというようなことで、今、検討は進めているところで

す。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）ご回答ありがとうございます。

ということで、本当に農作物の残渣処理、今後検討していかなければいけないことかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（宮田勝則君）農業高校についてでございますが、ご意見ございませんか。

○1番議員（堀田直孝君）農業高校出身ですので、余り言うということ。

大体、こういう負担金、例えばほかの高校からの依頼とかあった場合は、やはり予算化するということでございますか。それと、今負担している高校については、その使い道とかいう報告はあっているのでしょうかということにします。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）まず、単独の高校についてはちょっと検討が必要かなど。と申すのが、先ほどご説明いたしましたように菊池農業高校に關しましては協議会がつくられていると。それから阿蘇高校については、町村会を通じて請求がされているというところですので、やはり一定の団体というような形でのやり方をしないとなかなか単独校というのは、ちょっと検討を要するかなというふうに思ひますが、あくまで私見でございますが、そういったところでございます。

○議長（宮田勝則君）よございませうか。

○1番議員（堀田直孝君）今、質問しました目的、使途目的はどういったふうに使われて、その協議会のほうから依頼があったか。

○産業課長（南利孝文君）はい、失礼しました。

阿蘇高校につきましては、市町村を通じてありますので、総会等ございません。

菊池農業高校につきましては、毎年総会が開かれておまして、そちらに出席をさせていただいております。使途としましては、特に農業の研修、そういったところに学校だけではなかなか出せないようなところに、この協議会から負担しているというところで決算報告等いただいているところであります。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

4番議員、中西義信君。

○4番議員（中西義信君）4番、中西です。

先ほどのイノシシ、鳥獣関係です。

1頭当たりの支払いに対する村の負担額等でいろいろ区分けがあるなら教えていただきたいです。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）イノシシの駆除に対する1頭当たりの補助金ということでございますけれども、イノシシ、鹿とも国の補助事業で、1頭当たり8,000円いただいております。それに対しまして、これは国の補助が始まる前から村のほうでも行っておりましたけれども、1頭当たり5,000円ということで支出しております。さらに、鹿に関しましては、特定鳥獣ということで、1頭当たり1,000円出ますので、実質的にはイノシシが1万3,000円、それから鹿が1万4,000円というような内容になります。以上です。

○議長（宮田勝則君）4番、中西君。

○4番議員（中西義信君）それで、他町村と単価が違うというのはご存じでしょうか。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）他町村の単価については、把握はいたしていませんけれども、国の補助事業を使ったところで、村の従来のものに上乘せをしたというような形で考えております。

○議長（宮田勝則君）4番、中西君。

○4番議員（中西義信君）実は、単価が違うんです。

町村の負担金をもっとふやしているところがあると伺っています。そこらあたりは確認されていますか。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）特には確認はしておりません。

○議長（宮田勝則君）許します。

ちょっとまとめてお願いします。

○4番議員（中西義信君）じゃ、もう終わります。

実は、聞いた話で申しわけありません、確定はしておりませんが、高森町かどこかが高いそうです。だからそういうところはどうか。よそがちょっと上げて、やっぱり鳥獣対策に対して力を入れているところもあるというところで、そこら辺はちょっと今後検討していただきたいのと、これはすみません、関連で申しわけない。

これも鳥獣のことですけれど、若手といっても、特に自衛隊を退職された方々数名ができればやってみたいという方がおられます。今は会話の段階です。しかもわなのほうでちょっと取り組みたいという話をいただきます。したがって、そこに対してちょっと助成じゃありませんけれども、そういった方々もおるというところで、ちょっと手厚い部分も今後考えてもらえればと要望です。以上です。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）周辺町村等よく調査しまして、また補助金については検討していきたい。

それから先ほど申しましたように、村の中でもやっぱり農家さんがそうや

ってわなの資格等を取り始めていらっしゃると思いますので、そちらについても今後は検討していきたいというふうに考えております。

○議長（宮田勝則君）ほかに歳出について質疑ございませんか。

9番議員、桂悦朗君。

○9番議員（桂悦朗君）9番議員、桂です。

ページは182ページ、ここにトレーニングセンターの件で役務費、それと工事請負費として、震災による応急工事をされているわけですが、こちらのほうは、以前雨漏り等で体育館が使えないような状況であったというふうに思います。今、体育館をこちらのほうにつくる予定となっていたのですが、それができなく、今のところできない状況にあります。この体育館を今回の地震で二百何十万円とありますけれども、どのように今後使っていくのか、これ使えるようにできるのか、それをちょっと聞きたいというふうに思います。

それと、その下のほうの農地等災害復旧測量、これも委託料として6件、1億3,000万円ありますけれども、この6件の内訳をちょっとお願いしたいと思っております。

○議長（宮田勝則君）教育長。

○教育長（曾我敏秀君）トレセンの震災の処理工事ですけれども、これは震災直後、非常に危険な状態でありました、天井も落ちましたし。そしてどうするかということですが、当面使用できない状況、そしてまたガラスも割れましたし、もともと壁も若干傷んでおりましたが、外の外壁とサッシ、この辺を当面は雨ざらしにしておくわけにはいかないということで、その後、物資を入れる状況にもなりましたので、当然これは災害のたくさんのご支援をいただきまして、今、物資の保管庫でかなり活用されたと。またこれを体育館として使用することはもう当然できないなど、村長とも相談いたしまして、全てライトも落ちたし、つり天井でしたから全て落ちて、つり天井の残骸も全部この工事費で、金具がかなり上からつり下がっておりますので、当面はこれは使うための処理ではなくて、ある程度、その後のしばらく管理するための工事をしたということでもあります。この工事が終わってから、そういった支援物資の保管庫として活用したということでもあります。雨漏りは幸いにも、以前から少しはしてはしていましたが、しない状況でしたので、支援物資の保管庫として活用させていただいて、将来的には当然これを復旧する考えは、その時点でないということでもあります。以上です。

○議長（宮田勝則君）1点ずついきたいと思っておりますので、桂議員、今の答弁でございませうか。

9番、桂君。

○9番議員（桂悦朗君）今、体育館を使うことはないということで、何でそういうことを言ったかということ、危ない状況であるのに、今回震災でこのよ

ういうようにしてから、工事費として出してそれを使うということであれば、将来的にあそこをどういうふうにするのか。今度は今、倉庫として使うということであれば、将来的にはやはり壊すのか、体育館ができれば壊すのか、その後は何か利用していかれるのか、そこらあたりも考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）教育長。

○教育長（曾我敏秀君）震災前は、そういった考えでありましたし、それもまだ残っては、当然そうするためにも、かなりの経費はまたかかるわけです。ですから、床を外して屋内練習場とか、あるいは屋内の高齢者のグラウンドゴルフ的なものもやれないこともないということ。ですけれども、そうされるようになるためには、かなりの経費は当然また必要になってまいります。ですから、その辺の検討はいろんな協議会とか、そういった中でまた再検討する必要があるのではないかとこのように思っています。以上です。

○議長（宮田勝則君）9番、桂君。

○9番議員（桂悦朗君）以前から体育館として使うわけではなくて、その中で雨が降っても使えればいいのではないかなということ考えておられたというふうに思うんです。今回の地震でもう完全に使えなくなった状況になっているのであれば壊さなくてはならないんですが、使える状況であれば、何らかの形でそれを室内で練習できる何かそういうものにしてもらいたいというふうに思っております。村長、どうでしょうか。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）さっき教育長のほうから話がありましたように、地震がなかったならば、あの体育館は別な形で利用するならばというふうに考えておりました。しかし今回、このような地震が発生し、トレセンもかなりの被害が出たということで、これを修理して別な方向で使えるのか、それにはかなりの修理費が、改築とか費用がかかるだろうということで、その費用対効果はあるのか、そこら辺も検討しながら進めなくてはならないというふうに思います。この総合運動公園構想が今しばらくはできませんので、体育館等は、学校の体育館等を使わせていただかなければならないというように思っておりますけれども、再度専門家に見ていただいて、その後は検討するならばというふうに思っております。

○議長（宮田勝則君）次の委託料。

建設課長。

○建設課長（吉田光範君）182ページの農地等災害復旧測量設計業務委託の6件につきまして、ご説明させていただきます。

査定箇所が208件ありまして、農地が107件、施設が101件、それにつきまして一応県内の業者で一応箇所を、箇所数が多かったために大字単位で一応、鳥子、小森、布田、河原、宮山、あとため池と橋梁ということで、6カ所に

地区割りをして発注した委託料でございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）9番、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）わかりました。

一応、農地等も今なかなか進まない状況のところもでございます。また、水路等も以前から私も言っているんですが、まだまだ進まない状況。農家の方々がやはり大変な状況で今おられるというのを私たちも聞いていますし、また今後、農業を本当に高齢化した人たちがどうするのか、自分たちでもわからないような状況の方々も今おるみたいで、そういうものもあって、この測量したり、いろんな面で進んでいけば、農家の方ももうすぐ自分のところもできるんだなということになりますので、なるべく早目の対処をしてもらいたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）ほかに歳出についてご質疑ございませんか。

8番議員、林田直行君。

○8番議員（林田直行君）8番、林田です。

118ページの震災対策費のところでの扶助費のところです。

災害弔慰金についてでございますが、これは関連死も含まれていると思いますが、今後、まだどういう期間内で関連死あたりを取り扱われるのかはわかりませんが、また不用が900万円からありますが、今後そういう申請があった場合、受け付けてやられるのかなということと、同じ扶助費で、罹災手当等が1億5,400万円ぐらいありますが、大体件数といえますか、それぞれに分類とは言いませんが、数字がわかればちょっとお知らせ願いたいと思います。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（藤吉昌也君）災害関連ですので、私のほうからお答えをさせていただきます。

罹災弔慰金につきましては、一応関連死含めまして7名の方の弔慰金でございます。補助金の関係で、関連死含めて8名の方が今災害でお亡くなりになっておられますが、1名の方については、補助金の関係で平成29年度に入ってくるという形をとらせていただいております。

村の罹災手当等につきましては、約2,080件分を今お支払いしております。不用額が928万円ということで、まだ一部損壊とかいろんな分がありまして、実際にその段階ではどのくらいの申請が来るかどうかかわからないということで、一応不用額がちょっと多くなっておりますが、新年度に入りましてもまた百何十件ぐらいは申請がっておりますので、来年の3月31日まで村の手当につきましてはお支払いをしていくという形をとっております。以上です。

○議長（宮田勝則君）林田議員、よございますか。

○8番議員（林田直行君）林田です。

今の答弁では、3月31日までということで、切られるということで解釈し

てよろこびますか。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（藤吉昌也君）すみません。

一応、義援金の申請と一緒に日付という形で、今、総務課のほうと打ち合わせをしております。まだ、申請されていない方につきましては、広報等いろんな分で、また再度お知らせしたいというふうに考えております。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午前11時24分）

（午前11時34分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほどの堀田議員の質問に対し、答弁を行わせませう。

保健衛生課長。

○保健衛生課長（藤吉昌也君）すみません、先ほどの堀田議員の質問に対しまして、お答えいたします。

一応、対象となる世帯ということで、すみませんがお手元のほうに資料をお配りさせていただきました。一応、被害の程度によりまして、150万円、250万円、270万円、350万円という金額を貸し付けるということになっております。利率につきましては3%、据え置きが3年で10年以内の償還ということになっております。これにつきましては、平成28年度で貸し付けは終わるといふ形になります。

それと、1つだけ訂正をさせていただいてよろこびますか。

先ほどの申請期間を3月31日というふうに申し上げましたが、3月31日は土曜日でございますので、一応3月30日までということに訂正のほうをお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）堀田議員、よろこびますか。

1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）貸し付けがあると、当然償還をしなければならないということ。先のことですが、償還ができない方が当然ながら出てくるかと思ひますが、そういう場合はどういった対応をとろうと思ひておひますでしょうか。どういった対応をとるかということにお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（藤吉昌也君）一応、償還をされるということに考えておひます。

もしもされない場合は、保証人のほうをつけておひますので、そちらのほうに請求という形をとらせていただひたいと思ひます。

○議長（宮田勝則君）これよりは、歳入歳出一括して質疑受けたいと思ひます。質疑よろこびませうか。

3番議員、坂本隆文君。

○3番議員（坂本隆文君）3番、坂本です。

歳入のほうでいえば、42ページになります。

青年就農の給付金ということで2,700万円ほど上がっておりますけれども、これが5年続いて1人の個人であれば150万円ということでしたけれども、これのほうは5年を過ぎた後に、この内容的なものは私たちはわかりますが、その5年後どういうふうになるのか、またあと西原村での就農率はどういうふうになるのか。

また、こちらのほうが給付金がなくなった後の農業の生活はこれで成り立っていかれるようなサポートをされているのか、その辺のほうをお聞きしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）青年就農給付金ということでございます。

現在、15経営体17名ということで、対象といたしております。5年たった場合、当然5年で打ち切りになるわけなんですけど、現在5年目、5年経過した者というのはいないのではないかなと思っております。5年後の対応でございまして、やはり自立をしていただかないといかんというようなことで、その5年のうちに資金ですとか、また本体、就農給付金自体で経営を確立してもらうような指導体制というのを県を含めてとっておるところです。ですので、5年後は、今度は認定農業者を目指した指導というようなことを行っております。

認定農業者につきましては、一定の資金ですとか、それから補助対象者ということになってまいりますので、やっぱりそういった形態になっていただかないとなかなか支援を受けにくい。逆に言いますと、この青年就農給付金を受ける時点でそういう目標を持てるような者を対象にしていくというような形で取り組んでおるところでございまして、以上です。

○議長（宮田勝則君）3番、坂本君。

○3番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

今、5年はたっていないということで、今のうちに農業ですので、つくられることは皆さんなれてきてうまくなるとは思いますけれども、やはりつくった商品を全てはけるような売り先、この辺をやはりその間のほうで充実していただきたいので、ぜひ役場のほうもその辺を充実したサポートをしていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）売り先につきましては、現在就農している者については、ほとんどが農協系統、甘藷とか里芋中心でございまして、また一部ニンジンとか、それから万次郎カボチャなどもございまして、この辺、売り先はある程度確保しているというところでございます。以上でございます。

- 議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。
4番議員、中西義信君。
- 4番議員（中西義信君）4番、中西です。
すみません。今の件です。
青年給付の件ですけれども、売り上げ、事実上250万円以上は出ないということだったかと思っています。まだそこまではなされていないということですかね。そういう方が1人ぐらい出られたかと思って。
- 議長（宮田勝則君）産業課長。
- 産業課長（南利孝文君）250万円の所得ということでございますので、売り上げは500万円以上と、恐らくそれぐらいになってくるかというふうに思います。恐らくそれに届く者がもう出るのではないかなというふうには理解しております。
- 議長（宮田勝則君）よございますか。ほかに質疑ございませんか。
8番議員、林田直行君。
- 8番議員（林田直行君）一応収入で村債を21億円やられておって、たいていが国の交付税措置あたりで対応されるかと思っておりますが、実質の負債は、村が単費で払うといいますか、財源で払っていくという金額が大まかではございますが、何億円ぐらいになるのかというのをちょっとお尋ねしたいと思っております。
- 議長（宮田勝則君）総務課長。
- 総務課長（西山春作君）起債におきましては、それぞれの起債ごとに起債への充当率と、それから交付税措置が異なりますけれども、今の時点の試算といたしましては、実質の借入分の起債の負担としましては4,500万円ほどではないかと思っております。
平成28年度、平成29年度を合わせますと、歳入の借入としてが47億9,000万円ほど、それから実質負担で7,300万円ほど、そして償還の実質負担で7億3,700万円、それから借入分の償還実質負担として4億8,700万円ほどというふうに試算をしております。
- 議長（宮田勝則君）総務課長、今の説明、ちょっとわかりづらいようですので、今の実質で結構ですので、トータルで言ってもらおうと議員がわかると思いますけれども。
村長。
- 村長（日置和彦君）総務課長と資料同じだろうと思っておりますけれども、平成29年度に限って申し上げます。
21億6,700万円、これが借入額。実質の負担額は大体借入額の約8.5%ぐらいということで2億9,400万円、これが実質の負担というふうな形になります。（「平成28年度」の声）平成28年度。
よろしゅうございますか。

○8番議員（林田直行君）平成29年度を合わせれば7億3,000万円ぐらいという、さっき……。

○村長（日置和彦君）平成28年度に限って今、話をしておりますので。平成29年度はまた別個でございます。

○議長（宮田勝則君）林田君、よございますか。

実質8%ぐらいということですよ。

ほかに質疑ございませんか。

8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）何度もすみません。

これも災害関連ではございますが、126ページ、一応災害ごみの搬出というか、処理が主なもので、36億円ぐらいかかっていたなと思っておりますが、今後、あと今月いっぱい災害ごみの収集が終わりになっておるようでございますが、今後まだ事情でできない、解体が進んでいない家屋におきましては県のほうに持っていくと、県の処理場というか最終処分場ではありませんが、県の災害ごみ対策のところへ持って行くとなっておりますが、そこに対して証明書が要るような感じで9月号広報がありました。それについてちょっとお尋ねいたします。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（藤吉昌也君）お答えいたします。

二次仮置き場のほうということで、一応スケジュール的には9月いっぱいうちの村民グラウンドの持ち込みは終了という形でお知らせをしております。その後になりますと、二次仮のほうに業者に直接持って行ってもらうと。それにつきましては、車の指定が要りますので、証明書をうちのほうから発行するという形になります。それ以後につきましては、二次仮が閉鎖したということになりますと、後は直接業者のほうに持ち込み、それもうちのほうからちゃんとした形で確認をするという形でございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）よございますか。

8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）それは、自主解体はどうすればいいのかなと。業者さんによればそれですが、自主解体は個人の場合でもというような感じで受け取っていいんですか。

○議長（宮田勝則君）衛生課長。

○保健衛生課長（藤吉昌也君）自主解体につきましても、持ち込みはちゃんとした証明が必要ですので、それはうちのほうで証明書をとっていただくということになります。以上です。

○議長（宮田勝則君）8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）すみません、何度も。

災害ごみではございませんが、さっきトレセンの問題が出まして、そのと

き災害の物資、ああいうのがまだトレセンには大分あると思っております。それについての処分といいますか、対応はどうされるのかをちょっとお尋ねしたい。

- 議長（宮田勝則君）今の質疑内容の確認ですけれども、トレセンの中にある資材ですか。物資。（「支援物資」の声）
暫時休憩します。

（午前11時50分）

（午後 0時59分）

- 議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。
8番議員、林田直行君の質疑に対しまして、保健衛生課長が答弁いたします。
保健衛生課長。

- 保健衛生課長（藤吉昌也君）お答えいたします。
昨年までの災害救助担当課長ということで、現状についてお答えいたします。

トレーニングセンターのほうには、皆さんご存じと思いますが、各避難所の支援物資、全国からいただいた分の支援物資につきまして、今、搬入しているところがございます。それにつきまして、必要なもの、必要でないものを判断いたしまして、処分しながら必要なものを今、トレーニングセンターのほうに持って来ております。例えば、毛布とかベッド、紙おむつ、災害救助で必要なものということで考えております。ほとんど新品でございます。これにつきまして、今後、当村といたしましても備蓄が必要になりますので、そのあたりの備蓄品も考えながら、必要な分については備蓄をする。その他、量が大変多いですので、多い分については、災害救助、いろんな分でNPO法人等があられます。そのほうともお話ししながら必要ならばそちらのほうに寄附という形で、いろんな分をやりたいなというふうに考えております。今回、その中の一部としまして、仮設住宅で必要な方については、備品を配ったり、また今回の九州北部豪雨、東峰村が被災しております。そちらのほうにも一部支援として持っていつている状況でございます。以上でございます。

- 議長（宮田勝則君）8番、林田君。
○8番議員（林田直行君）大体管理する所轄課がわかりましたが、いろいろまだ大分残っているようでございますので、それについては管理及び新たなる倉庫というか、そういうところできちんとした管理を行いますよう努力していただきたいと思っております。以上です。
○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。
○保健衛生課長（藤吉昌也君）今、8番、林田議員が言われたとおり、今後は

その備蓄につきましても、村の執行部一体となって考えながら備蓄倉庫も必要になってくるだろうし、いろんな部分で当村が被災に遭ったときの必要な物資については、今後検討しながら備蓄のほうも考えていきたいと思います。

○議長（宮田勝則君） よございますか。ほかに質疑ございませんか。

9番議員、桂悦朗君。

○9番議員（桂 悦朗君） 9番、桂です。

62ページの村長交際費についてお聞きしたいというふうに思います。

予算が30万円です。以前はこれについては150万円ぐらいあったと思います。今30万円になっております。そして、これで見たら8万円ほど使われておりますが、村長が交際するのに年間8万円では何ができるのかというふうに思います。総務課長、この件についてお聞きします。

○議長（宮田勝則君） 総務課長。

○総務課長（西山春作君） 村長交際費につきましては、補正予算である程度見越しながら、減額もさせていただいてこの予算ということですが、実際は支出で8万円ほどですけれども、なかなか交際費の使途といいますか、範囲が何にでもというわけにはいかないものですから、今、主に出ているのが香典等とか、そちらのほうの村としての分というのが主な現状でございます。懇談とかそれについては食料費のほうからというふうなやり方をしております。以上です。

○議長（宮田勝則君） 9番、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君） 村長という職は、今回地震でこれだけの被災を受けている。村長は、かなり予算をいただくために東京に行ったり県に行ったり、いろんなところで動いておられると思います。そこに行って、こういうのに計上できない、それもちょっと違うのではないかと。やはり村長も相手と行って話をし、その後やはり食事ぐらいはするのではないですか。そういうのも交際費の一つなんです。そういうのも考えていってやらないと、村長は多分手出しでやっているのではないかと。自分のところの村長に手出しをさせるというのも違うのではないかなというふうに思いますが、その点についていかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君） 総務課長。

○総務課長（西山春作君） 先ほどもお話ししましたが、懇談会費等につきましては、食料費のほうから支出をさせていただいておるところでございます。

○議長（宮田勝則君） 9番、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君） 食料費から出されておるといっても、村長の交際というのは、どういう範囲で交際をしているかというのを考えれば、幅広く交際されていると思います。国会議員さんとも会って、いろんな話をしなくてはならない。そのときに、この交際費というのは使えるのではないかと。そ

ういうものまでやってやらないといけないのではないかなというふうに思います。以前は150万円あったときは、百数十万円までは使われていたとか、それぐらい使ってやはり皆さん方と話をしながら予算をとってくる、これが村長の仕事ではないかなというふうに思います。今後は、やっぱりそこらあたり考えてやらなくてはならないんじゃないか。

それで、ちょっと村長にお聞きしたいのですが、この村長交際費、村長、30万円で本当に村長として、これでやっていけますか。

私からすると、30万円で行っていいというのは、村長もなかなか、自分が行ってからこういうふうになっておれば、領収書があっても出せないんじゃないかなというふうに思います。やはり一つの村を動かしていく、長である村長は、やはりそれなりの出費というのは、これは村民もわかってもらえるというふうに思います。そこらあたりを、私たちからするともうちょっと考えてもらいたい。そして、村長にそういう人たちとの、やはりつき合いをきちんとしてもらって、そしてそれなりのやっぱり予算をもらってこられるわけですから、そこらあたりを考えていかななくてはならないと思います。村長、ちょっとそこらあたり何かあればお願いしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）交際費というものは、なかなかどこまで出していいか、枠があるということで、今のような状況であるというふうに思います。

暫時休憩をいいですか。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩いたします。

（午後 1時08分）

（午後 1時10分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

○村長（日置和彦君）そういったことで何かしら、桂議員が私の応援をしておられるような感じがしますが、そういったことで、できる範囲内、それも多少許容範囲があるのではなかろうかというところもございます。これは、村のためにするならば、そちらのほうから出してもいいのではないかと、いうことは、多々、多くございます。しかしながら、今のところ、決まり通りというところで交際費を使わせていただいておりますという状況でもございます。そういったことで、自分のポケットマネーはポケットマネーとして、おまえは給料やるからこれでやれと言われていたのではなかろうかという思いで、今やっているところでございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）9番、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）今、村長はかなり自分で言いにくい点もあったと思いますが、私たち議員としても、やっぱりそこらあたりまでは村長に頑張ってもらおうということでは、村民のため、村のため、そしてそれなりの予算を

とるためには、それだけの出費もやっぱり考えなくてはならないというふう
に思います。今後は、そういうものを考えながら、この村長交際費という枠
もきちんと決めてもらって、どこまでやったら出しましょうということや
ってもらって、それを今後はしてもらいたいというふうに思っております。
以上でございます。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）いろんなことで、いろんな会合にも行って、国のほうに
もいろんなお願いをしております。県と話をする中で、県がどうしても動き
が鈍いということで県職員と上京して、予算をすぐさまそのときも即答で、
二千数百万円ですけれどももいただいたということでございまして、その晩、
飲む機会があったということで、そのときに担当の職員も一緒におりました。
担当の職員が、これは私の仕事ですから私が出しますということも言った職
員もおりました。それは、私が出させるわけにまいりませんので、そこら辺
のことは私がやりましたけれども、そういった形で、やはり全て代議士だろ
うが、県職員だろうが、人間でございますので、ほどよくしたならばほどよ
く返ってくるというところも多々あると思います。それが人間ではなかろう
かなというふうに思います。もし許される範囲であるならば、去年は8万円
でありましたけれども、もう少し使わせていただいて、さらにこの復興の予
算の獲得等もスムーズにできるようにできるならばというような思いはござ
います。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

9番議員、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）9番、桂です。

124ページと128ページ、この合併浄化槽について、ちょっとお聞きしたい
というふうに思います。

124ページの場合は、5人槽が12基、7人槽が2基ということで、これは
通常分ということでなっております。128ページの場合は、熊本地震による
補助金として35基、15基というふうになっているわけですが、地震前は西原
村では、普及率どれぐらいだったのか。今回新築されるところについては、
ほとんどの方が合併浄化槽にされるというふうに思っております。西原村は、
合併浄化槽を大体するところになっているのではないかなと、そうい
うふうにして村が取り組むと。要するに下水道をつくるわけじゃないから合
併浄化槽でやりますよということやっておるのではないかなとということ
でありますので、そこらあたり地震前のことについて、それと今後についてち
よっとお聞きしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）建設課長。

○建設課長（吉田光範君）今のご質問についてお答えいたします。

平成28年12月31日現在、設置基数が1,449基です。処理人口で5,065人とい

うことで、大体処理人口で74%となっております。現段階の設置は、震災後のもので把握はちょっとできないと思っております。12月31日現在の段階になっております。

震災分と通常分とありますが、補助率が違いまして、通常分につきましては、国が3分の1、県が3分の1でございます。それと、震災分につきましては、国が2分の1、県が4分の1ということでなっております。その辺の使い分けを今、水道のほうでしていますが、担当のほうで使い分けをやっているところでございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）9番、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）今74%ということであったということですが、本来であれば、これを機に合併浄化槽にかえていってもらって、やはり下流で生活している人たち、要するに下川の人たちから言われたいようなことはやっていけないといけないというふうにも思っております。

それと、ちょっといいですか。今度公営住宅ができますけれども、公営住宅の場合は、多分合併浄化槽にされると思うのですが、個別個別の合併浄化槽なのか、それとも、何戸かあわせての合併浄化槽か。それと、個別であればひとり暮らしのところは小さくなるから……それはならないですよ。ちょっとそこを、よければお願いしたいのですが。

○議長（宮田勝則君）復興推進課長。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）ただいまの質問でございますけれども、浄化槽につきましては、山西地区45、河原12ということでございますけれども、それぞれの団地に基づいて、合併浄化槽の設置を今のところは計画しております。一括管理もある程度目安として、村としては計画をしている段階でございます。

床面積につきましても、浄化槽の大きさになりますので、多分大体75㎡が3LDKぐらいになりはしないかというふうに思っておりますけれども、その床面積からしますと5人槽程度ではないかというふうに、1軒に直せば、だけど全体をそのぐらいの規模で、全体の規模としての浄化槽の設置を予定しているところでございます。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）9番、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）全体的を考えて、そこに浄化槽を入れるということではございますか。であれば、そうすると今度は世帯数というか2LDK、3LDK、それによって負担が変わってくるということではございますか。

○議長（宮田勝則君）復興課長。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）負担割合といいますか、ご存じのように仮設住宅のほうも全体の浄化槽を設置しております。団地ごとだろうと思っておりますけれども、それぞれのA団地からE団地までございますけれども、そういった状況の中で今、買い取り型ということでお話をさせていただいておりま

すけれども、多分その辺から申し上げますと、一定あたりの割り振りではなくて、全体の見直しとしての災害の住宅の費用になるかと思imasので、その辺わざわざ3LDK、2LDK、家族世帯数で加算することはないだろうと思imas。部屋の大きさによって、住宅の災害については、収入もありますけれども、収入に基づいて家族の人数には関係なく、家族の収入に基づいたところの家賃といimasか、そういったところでの料金になると思imasので、浄化槽についての加算金をわざわざ分けることはないと思imas。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午後 1時20分）

（午後 1時25分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

答弁を行かせます。

復興課長。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）住宅につきましては、災害公営住宅ということで、村営住宅に将来的にはなつてまいりますけれども、基本的にはご存じのように、設置につきましてはどうか、住宅の建設につきましては買い取り型ということでございまして、河原、山西。特に山西の場合45戸ということで、非常に規模的に大きくて、9,000㎡から超えている開発地ということでございまして、浄化槽の設置を戸別にしますと1万を超えるのではなからうかという懸念もございまして、その辺につきましては、買い取り型で相手方の要望にもよるかと思imasけれども、村といたしましては、個別の方でやっていきたいという気持ちは持っていますけれども、ただ1万を超えますと、土地開発の届け出ということで、そこでまた二、三カ月おくれたりする可能性の懸念がありますけれども、その辺はまた協議の中でしていくということで、もし共同型で設置をいたしますならば、先ほどからお話があつておりますように、やはり水道の使用量を勘案して、使用量になるかと思imasけれども、今のところでは、まだ特定はしていないということでございまして、

浄化槽については、特に山西の場合はそういった状況です。河原のほうについては、どちらかといimasと個別の浄化槽を設置するならというところの提案で、買い取り型のほうにプロポーザルを申し込んでいるそうございまして、よろしく願ひいたします。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）9番、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）大変これ難しい問題であると思imas。ひとり暮らしが多いところであれば、合併浄化槽を使つていて足りないのではないかという心配もするのです。

あれは、大体5人槽だったら5人槽で、何家族がそこを使用するからいい

ということなのですよ。ところが、ひとり暮らしで高齢者といったら、そんなにそれを使えるような状況になるのかと、そういう心配もあったものですから、ちょっとお聞きしたのです。単独でするのか、それとも幾つかの住宅を賄っていくのか、そういうのは今から検討してもらいたいということで、ちょっとその分について触れました。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第1号、平成28年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、認定第1号は原案どおり認定されました。

日程第2、認定第2号、平成28年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

（会計管理者 中村義光君 登壇 説明）

○会計管理者（中村義光君）認定第2号についてご説明いたします。

認定第2号、平成28年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書3ページをお開きください。

歳入合計を朗読いたします。一番下の最終行でございます。

歳入合計、予算現額11億188万6,000円、調定額11億5,790万657円、収入済額11億1,845万8,409円、不納欠損額17万100円、収入未済額3,927万2,148円。

7ページをお開きください。

歳出合計を朗読いたします。最終行でございます。

歳出合計、予算現額11億188万6,000円、支出済額10億9,220万3,717円、翌年度繰越額0、不用額968万2,283円。

あけてください。

歳入11億1,845万8,409円、歳出10億9,220万3,717円、歳入歳出差引残額2,625万4,692円、うち基金繰入額0円、翌年度繰越額2,625万4,692円。

平成29年9月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

あと実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書並びに財産に関する調書を添付しております。

議員各位のご質問により、それぞれ担当課長より答弁させていただきます。

以上でございます。認定方よろしくお願ひいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第2号、平成28年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、認定第2号は原案どおり認定されました。

日程第3、認定第3号、平成28年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

（会計管理者 中村義光君 登壇 説明）

○会計管理者（中村義光君）認定第3号についてご説明いたします。

認定第3号、平成28年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算書3ページをお開きください。

歳入合計を朗読いたします。最終行でございます。

歳入合計、予算現額6億7,962万3,000円、調定額6億7,714万5,096円、収入済額6億7,407万9,496円、不納欠損額0、収入未済額306万5,600円。

7ページをお開きください。

歳出合計を朗読いたします。最終行でございます。

歳出合計、予算現額6億7,962万3,000円、支出済額6億6,051万3,327円、翌年度繰越額0、不用額1,910万9,673円。

あけてください。

歳入6億7,407万9,496円、歳出6億6,051万3,327円、歳入歳出差引残額1,356万6,169円、うち基金繰入額0円、翌年度繰越額1,356万6,169円。

平成29年9月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

あと実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書を添付しております。

議員各位のご質問により、担当課長より答弁させていただきます。以上でございます。認定方よろしくお願ひいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

8番議員、林田直行君。

○8番議員（林田直行君）この決算におきましては、実質的には1,300万円ほど残るといってございまして、会計監査のほうからの見解にもありますが、単年度の収支は2,600万円ほどの赤字になっているというのが実際的な状況です。今後、団塊の世代といいますか、そういう人たちが介護を受ける方が増加してくると思いますが、それに対して、今回はある程度、震災による収入減の不足もあつたかとは思いますが、今後、経費といいますか、歳出の増加がふえると思われまので、それについて課長はどういう見解を今後持っておられるか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（藤吉昌也君）今、8番議員のご質問に対してお答えいたします。

確かに、昨年度は、ちょっと単年度収支赤字ということで、実際はなっております。今年度第7期の計画、来年度から第7期に入ります。今年度、桂議員さんを委員長に7期の計画を今からやるところでございまして。実際に今、林田議員が言われましたとおり、団塊の世代を踏まえて、2025年、それを踏まえた計画も含めて、今後介護保険の給付費がどういうふうな伸びになっていくかというのを踏まえて、財政がどういうふうに変っていくかということで検討をいたしている次第でございまして。

本来なら3年間の計画、1期1期の計画は3年でございまして、今度は先ほど申しましたとおり、団塊の世代を含めて、いろんな給付費の上がりぐあい、またいろんな事業で給付費を抑えられるのではないかと西口議員さんのご質問にもありました、いろんな事業、サービス事業を入れて、そのあたりを操作しながら今後の給付費の伸びあたりを計算いたしまして、ちゃんとした保険料の算定なり、給付の見込みを出していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮田勝則君）8番議員、林田君。

○8番議員（林田直行君）今、十分な検討をされているということですが、保険料の徴収、それについて未納者というか、災害関連でもありますが、だんだんそういう方も出てくるというか増加するのではないかと感じておりますので、そういう徴収面におきまして、どういう手だてを考えておられるかをちょっとお尋ねいたします。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（藤吉昌也君）確かに、今2人で介護保険のほうをやっております。徴収、昨年度につきましては、やはり徴収事務がなかなかできなかった状況でもありますが、やはり過年度分については、前年度対応あたりで入ってきたというふうには、平成27年度にいろんな分に対応したから平成28年度に入ってきたかなというふうには思っております。

今後は、やはり言われますとおり、震災等で払えないとかいろんな部分が出てくると思いますので、そのあたりは早目に、保険料については2年でございまして、担当者のほうにも催告なり、いろんな滞納処分のあたりも税務課サイドにご指導いただきながら、今後も頑張っていきたいと思っております。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

1 番議員、堀田直孝君。

○1 番議員（堀田直孝君）今の林田議員の関連でございまして、調定額7,200万3,894円に対しまして、収入済額が6,893万8,294円と。収入未済額が306万5,600円ほどありますが、本来これだけあれば、これがずっと続いておるといふことであれば、不納欠損が少しぐらいはあっても当然と思われまして。

今、藤吉課長が申しましたとおり時効は2年ということで、これ非常に正直言って焦らなければ怠る事実ということになりますけれども、そのあたりの不納欠損はなかったのか、そういう対象者が把握できているのかお尋ねいたします。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（藤吉昌也君）お答え申し上げます。

まことに申しわけございませんが、もう3月でありまして、この時点で不納欠損の把握がちょっとできていない状況でございまして。以上です。

○議長（宮田勝則君）1 番、堀田君。

○1 番議員（堀田直孝君）先ほどの答弁にありましてとおり、これ非常に大事な問題と思っております。忙しいのは忙しいとは思いますが、やはり言われたとおり、税務課の協力を得ながら、そのあたりを法的に処分していただきたいと思っております。以上でございまして。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立により採決いたします。

認定第3号、平成28年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、認定第3号は原案どおり認定されました。

日程第4、認定第4号、平成28年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

(会計管理者 中村義光君 登壇 説明)

○会計管理者(中村義光君) 認定第4号についてご説明いたします。

認定第4号、平成28年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書1ページをお開きください。

歳入合計を朗読いたします。一番下の最終行でございます。

歳入合計、予算現額1億3,824万2,000円、調定額1億3,789万8,594円、収入済額1億3,788万6,194円、不納欠損額0、収入未済額1万2,400円。

あけてください。

歳出合計を朗読いたします。一番下の最終行でございます。

歳出合計、予算現額1億3,824万2,000円、支出済額1億3,524万5,270円、翌年度繰越額0、不用額299万6,730円。

あけてください。

歳入1億3,788万6,194円、歳出1億3,524万5,270円、歳入歳出差引額264万924円、うち基金繰入額0円、翌年度繰越額264万924円。

平成29年9月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

あと実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書を添付しております。

議員各位のご質問により、担当課長より答弁させていただきます。以上でございます。認定方よろしく願いいたします。

○議長(宮田勝則君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論がないようですので、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第4号、平成28年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、認定第4号は原案どおり認定されました。

日程第5、認定第5号、平成28年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

(会計管理者 中村義光君 登壇 説明)

○会計管理者(中村義光君) 認定第5号についてご説明いたします。

認定第5号、平成28年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書1ページをお開きください。

歳入合計を朗読いたします。一番下の最終行でございます。

歳入合計、予算現額3億9,037万円、調定額1億6,320万2,415円、収入済額1億6,288万3,023円、不納欠損額0、収入未済額31万9,392円。

あけてください。

歳出合計を朗読いたします。最終行でございます。

歳出合計、予算現額3億9,037万円、支出済額1億4,779万2,044円、翌年度繰越額2億2,474万4,000円、不用額1,783万3,956円。

あけてください。

歳入1億6,288万3,023円、歳出1億4,779万2,044円、歳入歳出差引残額1,509万979円、うち基金繰入額0円、翌年度繰越額1,509万979円。

平成29年9月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

あと実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書並びに財産に関する調書を添付しております。

議員各位のご質問により、担当課長より答弁させていただきます。以上でございます。認定方よろしく願います。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番議員、桂悦朗君。

○9番議員（桂悦朗君）9番議員、桂です。

昨年、地震により被災した水道、西原の簡易水道もほとんどのところが災害に遭ったわけですが、村のほうも中央簡易水道が、秋田原が途中で使えなくなったという状況でもあったというように思います。現在、どこまで今、復旧状況というか、もう仮復旧はされておって本復旧しないといかん。ところが、布田あたりは、まだまだ道路関係がありますので、本復旧がなかなかできないというふうに思いますが、現在どこらあたりまで今進んでいるのかお聞きしたいというふうに思います。

○議長（宮田勝則君）建設課長。

○建設課長（吉田光範君）ただいまのご質問についてお答えいたします。

平成28年度につきましては、簡易水道におきましては、本復旧はいたしておりません。仮復旧のみでございます。

今、本復旧の発注状況といたしましては、査定を受けまして、大体20本ぐらいいありますが、一応18本発注しております。あと2本は、下布田地区の住宅の再生に伴いまして、その経過を見ながら発注時期を考えているところでございます。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）9番、桂君。

○9番議員（桂悦朗君）今、平成28年度については、仮設で引っ張っておら

れた状況だというふうに思います。今回は平成28年度の分になりますけれども、この水道というのは、本復旧がいかに進んでいくかによって、また皆さん方の生活も変わってくるというふうに思います。また、布田あたりも、先ほど言われましたけれども、道路事情とかそういうものを今度される、そういう状況でもございますので、布田のほうはおくれるかと思えます。また、道路沿いに今あるものを、今度は埋設される状況にもなってくると思えますので、そこらあたりをいち早く済ませてもらって、そして皆さん方に不自由のないような取り組みをやってもらいたいなというふうに思っております。

水道に関しては、国から80%の補助をもらっておられますので、それについては努力していかれるというふうに思っておりますので、あとはきちんとした対応をお願いしたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

8番議員、林田直行君。

○8番議員（林田直行君）委員会のときもちょっとお話ししましたが、震災後、簡易水道は被災しまして全然使えない状況であって、一部工業団地より会社のボーリングを使って給水活動を行われたと思っております。それについて、村としての対応と申しますか、お礼と申しますか、そういうのはどういうふうに考えられているのかなということです。

それと、まだ応援に来てる職員の方もおられるとお聞きしておりますが、応援をされました市あたりの対応はどうされているのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（宮田勝則君）建設課長。

○建設課長（吉田光範君）ただいまの質問についてお答えいたします。

震災当時の一時工業団地からの給水ですが、それについては水道のほうからは特にお礼というか、その辺のあたりのことはやっておりません。震災でしたので、助け合いの心ということで、水道課あたりも水の供給ができないということで、大分ポリタンクを持って行って、益城町からもらったり、いろいろ吉無田からもらってきたりいろいろしていましたんで、そのときはもうこのような状態でしたので、お礼というか、その辺まではやっていない状況でございます。

それと、今の震災で派遣で来られている福岡市の水道局、今は水道局から2名でございますけれども、決算書にも載っていると思えますが、18ページの負担金、補助及び交付金で、熊本地震復旧応援負担金ということで、神戸市から地震直後すぐ来られて、神戸市と福岡市、それと沖縄県のほうから5水道企業団が来られていますので、その分の7事業体に負担金ということでお支払いをしております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）災害だから何もしてなかったというと、ちょっとあれですが、村長、工業団地の対応には、何もそのまま甘えておくというような感じでおられますか。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）マルキンさん。早い話がマルキンさんになりますけれども、マルキンさんのほうにもお礼に伺わないといかんということでありましたけれども、こんな状況の中で来なくていいですよということでした。

ただ、マルキンさんの水を堀場さんのほうにもやってやったということで、堀場さんのマルシェにはマルキン食品の製品をマルシェに持って行って、マルシェで販売するというような形はされておりますけれども、村自体からは、そういったことで向こうのほうも、本当はすぐ行くところで連絡をとりましたけれども、こんな状況の中でお互いさまということで、来なくていいですよ。まずはお礼に行こうかと思いましたが、来なくていいですよということでしたので、それに甘えていたというところがございます。

今後、特別にお礼ということではなくして、挨拶にはその後は1回お会いしましたけれども、そのときにもお礼は申し上げましたけれども、そういった程度でやっておくということです。

○議長（宮田勝則君）よございますか。ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第5号、平成28年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、認定第5号は原案どおり認定されました。

日程第6、認定第6号、平成28年度西原村工業用水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を建設課長に求めます。

（建設課長 吉田光範君 登壇 説明）

○建設課長（吉田光範君）認定第6号についてご説明いたします。

認定第6号、平成28年度西原村工業用水道事業決算報告書（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）西原村。

あけていただきまして、2ページをお願いいたします。

平成28年度西原村工業用水道事業決算報告書。

1、収益的収入及び支出。収入、左から区分、予算額合計、決算額の順で読み上げます。

第1款水道事業収益1,592万3,000円、1,622万1,948円、第1項営業収益914万円、936万8,806円、第2項営業外収益678万2,000円、685万3,142円、第3項特別利益1,000円、0。

支出、第1款水道事業費1,592万3,000円、1,131万682円、第1項営業費用1,251万2,000円、1,099万682円、第2項営業外費用45万円、32万円、第3項特別損失1,000円、0、第4項予備費296万円、0。

平成29年3月31日、西原村工業用水道事業管理者、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容についてご説明いたします。

3ページのキャッシュ・フロー計算書は、現金の収入と支出の動き、資金として必要な現金の出し入れをあらわした表でございます。

次ページ以降、4ページに損益計算書、5ページに剰余金計算書、7ページ、8ページに貸借対照表、9ページに事業報告書を添付しております。

11ページをお願いいたします。

3、業務の(1)業務量に関する事項でございます。本年度の年間給水量は12万2,267m³、前年比としまして6万2,068m³の減となっております。

次に、(2)事業収入に関する事項でございます。営業収益につきまして、本年度867万4,830円、前年比201万8,880円の減額となっております。営業外収益につきまして、本年度は862万3,569円、前年比185万4,898円の減額となっております。主なものとしましては、契約水量の減及び熊本地震による水の供給ができない期間があったことなどが主な要因でございます。明細は13ページの収入に記載しております。

12ページをお願いいたします。

(3)事業費用に関する事項でございます。営業費用につきましては、本年度1,058万7,133円、前年比474万8,209円の減額となっております。主なものとしましては、人事異動に伴う人件費の減及び前年度におきまして引当金として修繕費300万円を計上しましたが、本年度は行っていないことが要因でございます。明細は14ページの支出に記載しております。

申しわけございませんが、6ページに戻っていただいでよろしいでしょうか。

6ページに平成28年度西原村工業用水道事業剰余金処分計算書(案)がございました。当年度の未処分利益剰余金につきましては、1,059万6,496円でございます。建設改良積立金に500万円を積み立てることといたしております。以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長(宮田勝則君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

す。質疑ございませんか。

4番議員、中西義信君。

○4番議員（中西義信君）すみません、ちょっと勘違いなら申しわけありませんけれども、先ほどのお礼の件とかいろいろありましたけれども、地震対策のときのマルキンさんからお世話になったというもので、一般的に村営水道等とかほかの健康保険等も減免云々というのがありましたけれども、若干そういうのはしなくていいのかなと。考えがちょっとこれとずれていたら申しわけないけれども。

○議長（宮田勝則君）建設課長。

○建設課長（吉田光範君）ただいまの中西議員のご質問についてお答えいたします。

工業用水道につきましては、月々の契約料が決まっております、その契約で企業と結んでおります。震災当時、5月ぐらいまでは、多分企業のほうも使っていられなかった部分がありますので、その辺で使う分についてしようということで、何も減免という措置はしていません。以上です。

○議長（宮田勝則君）よろしいですか。

○4番議員（中西義信君）わかりました。お礼の話がちょっと出たものですが、何かそういったところでできないものかなと思って、ちょっと質問しました。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第6号、平成28年度西原村工業用水道事業会計決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、認定第6号は原案どおり認定されました。

日程第7、報告第3号、平成28年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 西山春作君 登壇 説明）

○総務課長（西山春作君）それでは、報告第3号についてご説明いたします。

報告第3号、平成28年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告に

ついて。

平成28年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき報告する。

平成29年9月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

次のページをお願いいたします。

健全化判断比率でございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率があり、表の右側に記載してあります早期健全化基準に対しまして、中央に平成28年度の比率を記載し、各比率が基準を下回っておれば健全な状態であるということになります。

まず、赤字比率でございます、一番上ですが。まず、実質赤字比率は、一般会計の実質収支額について分析するもので、4億1,895万円の黒字になりましたことから、実質赤字比率として数値にあらわすことができないということでございます。

また、連結実質赤字比率ですが、今申し上げました一般会計に国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、工業用水道事業会計、中央簡易水道事業特別会計を加えた実質収支でございます。全ての会計において黒字でありまして、合計で6億4,193万円の黒字になりましたことから、連結実質赤字比率についての数値にあらわすことができないということでございます。

次に、3番ですが、実質公債費比率は、公債費充当の一般財源と公営企業債充当の繰出金、一部事務組合等債充当の負担金等、公債費に準ずる債務負担行為の合計を分子といたしまして、標準財政規模を分母として割った比率の3カ年平均で、なお分子分母ともに普通交付税の基準財政需要額算入分を除いて計算することとなっております。早期健全化基準25%に対して3.7%という結果となりました。

次に、将来負担比率は、地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等繰り入れ見込み額、一部事務組合等負担等見込み額、退職手当負担見込み額等の将来負担額から充当可能基金及び基準財政需要額算入見込み額を差し引いた分を分子といたしまして、分母といたしましては、標準財政規模から基準財政需要額算入公債費等の額を差し引いたものを分母といたしまして割った比率でございます。分子がマイナスとなり、将来負担比率として数値にあらわすことができないということでございます。

以上、全ての比率が早期健全化基準の範囲でありますことから、西原村の財政状況は健全段階にあるということになります。

次に、中段からの分になりますが、資金不足比率でございます。公営企業法適用企業として、工業用水道事業会計の資金不足比率でございます。平成28年度の決算において、貸借対照表の流動資産合計1億6,588万1,000円に対

して流動負債合計45万5,000円であり、差引額が1億6,542万6,000円の黒字でありますことから、資金不足比率として数値にあらわすことができないということでございます。

また、公営企業法非適用企業として中央簡易水道事業特別会計の決算でございますが、歳入総額が1億6,288万3,000円に対して歳出総額が1億4,779万2,000円であり、歳入から歳出を差し引いた実質収支額が1,509万1,000円の黒字でありますことから、資金不足比率として数値にあらわすことができないということでございます。

したがいまして、両特別会計ともに経営状態は安定しているということでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮田勝則君）ただいま報告第3号の説明が終わりましたが、質疑に入ります前に、代表監査委員の河上勝彦君に平成28年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の審査報告を求めます。

（代表監査委員 河上勝彦君 登壇 報告）

○代表監査委員（河上勝彦君）平成28年度西原村健全化判断比率審査意見書。

2、審査の結果、（1）総合意見、審査に付された下記健全化判断比率及びその算定等基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

（2）個別意見については、①から④に記載のとおり、特に問題はないものと認めました。

（3）是正改善を要する事項につきましては、特に指摘すべき事項はございません。

以上、報告を終わります。

続いて、平成28年度西原村資金不足比率審査意見書。

2、審査の結果、（1）総合意見、審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

（2）個別意見については、下記のとおりで、特に問題はないものと認めました。

（3）是正改善を要する事項につきましては、特に指摘すべき事項はありません。

以上、報告を終わります。

○議長（宮田勝則君）以上で、平成28年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の審査報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑なしと認めます。

これで報告第3号、平成28年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

暫時休憩します。

(午後 2時23分)

(午後 2時35分)

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

冒頭報告します。代表監査委員の河上勝彦氏より、所用による退席の申し出がありましたので、議長より許可をいたしましたので報告します。

日程第8、承認第6号、専決処分の報告及び承認について「（専第6号）熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 西山春作君 登壇 説明）

○総務課長（西山春作君）それでは、承認第6号についてご説明いたします。

承認第6号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

平成29年9月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

あけていただきまして、専第6号、熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び熊本縣市町村総合事務組合同規約（平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号）の一部変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年8月22日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

これは、熊本縣市町村総合事務組合の構成団体であります公立玉名中央病院企業団が、病院事業の経営移行先である地方独立行政法人くまもと県北病院機構の設立団体としての一部事務組合へ移行することに伴い、平成29年9月30日をもって熊本縣市町村総合事務組合同規約第3条第1号に掲げる事務から脱退し、10月1日から地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合に名称変更するためでございます。

以上のことによりまして、熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の共同処理する事務を変更し、規約の一部を変更する必要があります。

下の段になりますけれども、熊本縣市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約でございます。

熊本縣市町村総合事務組合同規約の一部を次のように変更する。

別表第1中「公立玉名中央病院企業団」を「地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合」に改め、別表第2第3条第1号に規定する事務の項中

「、公立玉名中央病院企業団」を削り、同表第3条第1号に関する事務の項中「公立玉名中央病院企業団」を「地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合」に改める。

附則、この規約は、平成29年10月1日から施行する。

次のページから、新旧対照表を添付させていただいております。以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第6号、専決処分報告及び承認について「（専第6号）熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」、原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、承認第6号は原案どおり承認されました。

日程第9、議案第33号、報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

（産業課長 南利孝文君 登壇 説明）

○産業課長（南利孝文君）議案第33号についてご説明いたします。

議案第33号、報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成29年9月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の一部が改正されたことに伴い、農業委員の業務の重点化に伴う所掌事務の拡大並びに農地利用最適化推進委員制度が導入され、農業委員、農地利用最適化推進委員の報酬額を定めるため、報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定める必要があります。これがこの議案を提出する理由であります。

開いていただきまして、1ページ及び2ページに報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を添付いたしております。3ページ、4ページ目に新旧対照表を添付いたしております。

3 ページをごらんください。

3 の農業委員の報酬を改め、4 に農地利用最適化推進委員を追加しております。あわせて、5 以下の番号の変更でございます。

ここからは、お配りしております概要書にてご説明いたします。概要書をごらんください。

報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要。

議案番号第33号、条例名、報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

内容、1、条例改正の趣旨です。平成28年4月1日に、農業委員会等に関する法律が改正施行され、農業委員の所掌事務に新たに農地等の利用の最適化の推進が追加されました。あわせて、農地利用最適化推進委員制度が導入されたことに伴い、本年10月18日から任期の農業委員の報酬の改正並びに農地利用最適化推進委員の報酬を定める必要が生じました。また、月額6,000円を上限に、活動実績等に応じ能率報酬を支給することとなりました。これらの理由により、報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

2、主な内容は、現行が農業委員委員長、年額19万円、委員、年額15万円ですが、制定後は、3、農業委員、会長、年額20万2,000円、職務代理人、年額19万2,000円、委員、年額18万2,000円と改め、4、農地利用最適化推進委員を追加し、年額15万3,000円です。また、農業委員、農地利用最適化推進委員に能率報酬として、予算の範囲内で村長が定める額としております。5以降は番号の変更でございます。

3、施行期日は、平成29年10月18日から施行いたします。

参考といたしまして、農業委員会等に関する法律の改正内容を記載しております。業務の重点化、委員の選出方法の変更、農地利用最適化推進委員の新設が主な改正内容でございます。以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

8 番議員、林田直行君。

○8 番議員（林田直行君）所轄間の問題ではございますが、震災上がりで農業委員会も大変だったと思います。新しい制度になって報酬制度も変わるといふことではございますが、大体計画的には、今のような状況ですので月1回というような、業務内容も変わるかとは思いますが、そういう月1回ぐらいの計画が立ててあるのですかということですか、業務的な内容といえますか。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）ただいまのご質問ですが、農業委員会、以前は二月に1回ということで実施をいたしておりました。去年の震災から月1回とい

うことで実施をいたしておるところでございます。現在の状況を見ますと、やはりまだまだ件数、非常に多うございますので、当面は毎月の実施ということになってまいると思います。

その後につきましては、まだ決定はしておりませんが、やはり1回1月ごとにしてしまうと、なかなかまた元に戻すのは難しいかなと思います。状況を見ながら判断していかないといけないかなというふうに考えておるところでございます。

○議長（宮田勝則君）よございますか。

8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）すみません、農業の委員さんはそうですが、新しく農地利用最適化推進委員さんということで、新しく委員さんが設けてありますが、それも農業委員と同等の仕事をするということで解釈していいのでしょうか。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）農地利用最適化推進委員でございますけれども、農業委員はこれまでの3条、4条、5条の農地法に基づくところの、あと基盤強化促進法、農地法等に基づくところの業務が主体の仕事でございましたが、今後は農地の流動化等にも携わっていくということでございます。

農地利用最適化推進委員につきましては、農地利用の最適化を図っていくということで、主な業務といたしましては、現場活動、農地の有効活用のための現場活動、あるいは話し合いの実施、家庭訪問、そういったことが主になってまいります。当然、必要に応じて農業委員会等に出席を求めることもございますが、全く同様の行動ではないということで考えておるところでございます。

○議長（宮田勝則君）林田君、わかりましたか。

○8番議員（林田直行君）はい。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第33号、報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第33号は原案どおり可決されました。

日程第10、議案第34号、西原村税特別措置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を税務課長に求めます。

(税務課長 佐藤光弘君 登壇 説明)

○**税務課長(佐藤光弘君)** ご説明いたします前に、議案の提案理由の訂正をお願いしたいと思います。提案理由の下から2番目の西原村税と条例の間に「特別措置」という言葉を入れていただけたらというふうに思います。

それから、概要書をお配りしておりますけれども、議案番号を8としておりますけれども、34に変更をお願いしたい。

それでは、ご説明いたします。

議案第34号、西原村税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について。西原村税特別措置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成29年9月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案の理由。企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い、西原村税特別措置条例の一部を改正する必要があります。これが議案を提出する理由であります。

これからは、概要書と新旧対照表を一部見ていただけたらと思います。

新旧対照表のほうに法律が書いてありますけれども、法律名が変更になったことと、条ずれによる法律番号の変更及び特定地域を撤廃するものの改正であります。

この条例の施行は、公布の日からです。以上でございます。審議方よろしくお願いいたします。

○**議長(宮田勝則君)** 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○**議長(宮田勝則君)** 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○**議長(宮田勝則君)** 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第34号、西原村税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○**議長(宮田勝則君)** 全員起立であります。

よって、議案第34号は可決されました。

日程第11、議案第35号、西原村工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を企画商工課長に求めます。

(企画商工課長 須藤 博君 登壇 説明)

○企画商工課長(須藤 博君) それでは、議案第35号につきましてご説明いたします。

議案第35号、西原村工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村工場等設置奨励条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成29年9月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号)が一部改正され、新たに地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)が制定され、平成29年7月31日施行に伴い、根拠法令等の名称及び規定が変更となっております。これに伴い、西原村工場等設置奨励条例の一部を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由でございます。

お手元にさきにお配りしておりますが、西原村工場等設置奨励条例の一部を改正する条例(案)の概要というものをお配りしております。これに則して説明させていただきます。

今回の条例改正の趣旨でございますが、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、(略称)企業立地促進法が改正されまして、新たに地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、(略称)地域未来投資促進法が平成29年7月31日施行されました。

新たに改正されました地域未来投資促進法の制定及び背景、目的につきましては、地域経済におけます事業環境の変化や、企業立地促進法が地域への経済波及効果が十分に認められないことや、非製造業の事業者の多くが主要な支援措置の対象外であるという課題を踏まえまして、地域の特性を生かした高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的な波及効果を及ぼすことで、地域経済を牽引する事業を促進することを目的とされております。

本条例改正の主な内容でございますが、根拠法の改正に準じまして、現行条例の一部を改正するというものでございます。

1つ目は、定義の改正でございます。本条例第2条第1項第6号に規定しております同意集積区域が法改正によりまして削除され、改正後の地域未来投資促進法において、これにかわる区域として促進区域が設定されているため、用語の改正をするものでございます。あわせて、当該用語の根拠につい

でも改正するものでございます。

2つ目は、工場の指定区域の改正でございます。本条例第3条第1項第1号に規定します同意集積区域が法改正により削除されまして、改正後の地域未来投資促進法では、これにかわる区域として促進区域として設定されるため、用語の改正をするものでございます。同様に、法改正に関連しました根拠省令の改正に伴い改正するものでございます。

以上が本条例改正の内容でございます。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第35号、西原村工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第35号は原案どおり可決されました。

日程第12、議案第36号、西原村企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を企画商工課長に求めます。

（企画商工課長 須藤 博君 登壇 説明）

○企画商工課長（須藤 博君）それでは、議案第36号につきましてご説明いたします。

議案第36号、西原村企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成29年9月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）が一部改正され、新たに地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）が制定され、平成29年7月31日施行に伴い、根拠法令等の名称及び

規定が変更となっております。これに伴い、西原村企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する必要があるとございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

お手元にまた説明資料、概要書を配付しておりますので、それに則しましてご説明させていただきます。

今回の条例改正の趣旨は、さきにご審議いただきました議案第35号と同様に、法改正に伴います現行の特例措置を継続させるため、根拠法令等の名称等を変更する必要があることから、条例の一部を改正するものでございます。

新たに施行されました地域未来投資促進法の制定の背景及び目的につきましては、先ほど議案第35号の条例改正審議でご説明いたしましたので割愛させていただきます。

改正の内容についてご説明いたします。

1つ目が、本条例第1条に規定する趣旨の改正です。本条例の根拠法令が改正されたことによりまして、根拠法令の名称を改正するものでございます。

2つ目は、本条例第3条に規定する区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合の改正です。法改正後の地域未来投資推進法に基づき策定いたします基本計画において、各市町村の重点促進区域として地域設定するに当たりまして、現行の条例制定以降における分筆等による地番変更により、現況、当初区域の現況区域と範囲に差がございますので、整合性を図るため関係地番を追加、改正するものでございます。

以上が本条例改正の内容でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから質疑を終結しますが、よろしいですか。

（「はい」の声）

○議長（宮田勝則君）これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第36号、西原村企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第36号は原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認め、次の会議は14日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 3時08分 散 会

第 4 号 (9 月 1 4 日)

平成29年第3回西原村議会定例会会議録

平成29年9月14日、平成29年第3回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成29年9月14日（木曜日） 議事日程第4号

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第37号 | 消防防災施設設備費負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第38号 | 工事請負変更契約の締結について |
| 日程第 3 | 議案第39号 | 平成29年度西原村一般会計補正予算（第2号）について |
| 日程第 4 | 議案第40号 | 平成29年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第 5 | 議案第41号 | 平成29年度西原村介護保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第 6 | 議案第42号 | 平成29年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第 7 | 議案第43号 | 平成29年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第 8 | 同意第 3号 | 西原村教育長の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第 9 | 同意第 4号 | 西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第10 | 同意第 5号 | 西原村農業委員の認定農業者等の数につき同意を求めることについて |

- 日程第 1 1 同意第 6 号 西原村農業委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第 1 2 同意第 7 号 西原村農業委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第 1 3 同意第 8 号 西原村農業委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第 1 4 同意第 9 号 西原村農業委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第 1 5 同意第 1 0 号 西原村農業委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第 1 6 同意第 1 1 号 西原村農業委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第 1 7 同意第 1 2 号 西原村農業委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第 1 8 同意第 1 3 号 西原村農業委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第 1 9 同意第 1 4 号 西原村農業委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第 2 0 同意第 1 5 号 西原村農業委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第 2 1 同意第 1 6 号 西原村農業委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第 2 2 同意第 1 7 号 西原村農業委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第 2 3 発議第 2 号 西原村議会委員会条例の一部を改正する条例の
制定について

- 日程第 2 4 発議第 3 号 熊本地震被災者の生活・住宅再建に関する意見書の提出について
- 日程第 2 5 発議第 4 号 西原村議会会議規則第 1 2 9 条に伴う議員派遣について
- 日程第 2 6 発議第 5 号 森林環境税（仮称）の早期創設を求める意見書の提出について
- 日程第 2 7 組合議会等報告
- 日程第 2 8 陳情書審議
- 日程第 2 9 委員会の閉会中の継続調査申し出について

1、応招議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	坂 園 まゆみ 君
議会事務局書記	松 永 誠 司 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	内田安弘君
教育長	曾我敏秀君
総務課長	西山春作君
企画商工課長	須藤博君
教育課長	米口三喜男君
会計管理者	中村義光君
税務課長	佐藤光弘君
産業課長	南利孝文君
建設課長	吉田光範君
震災復興推進課長	高本孝嗣君
住民福祉課長	塚元利文君
保健衛生課長	藤吉昌也君
保育園長	前川ちずる君

○議長（宮田勝則君）おはようございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第4号のとおり行います。

日程第1、議案第37号、消防防災施設設備費負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 西山春作君 登壇 説明）

○総務課長（西山春作君）それでは、議案第37号についてご説明いたします。

議案第37号、消防防災施設設備費負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

消防防災施設設備費負担金に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成29年9月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案の理由でございますが、西原村の消防防災施設の設備促進のため、消防防災施設設備費負担金に関する条例を改正する必要があるとございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

ここから皆様に1枚でお配りしております消防防災施設設備費負担金に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要で説明をいたします。

まず、条例改正の趣旨でございますけれども、熊本地震によりまして村内に設置されております防火水槽も被害を受けて、撤去しなければならない地区も出てまいりました。現行の条例では、消防防災施設の改修・修繕に対して村が5割の負担を行うということですが、撤去に対する規定はなく、この場合、地区が負担をするということになっております。今後、防火水槽を初めとした消防防災施設の老朽化が進み、撤去しなければならない事案がふえていくことも予想されます。消防防災施設の適正な整備のためには、老朽化した施設の撤去も必要であることから、今回撤去費用に対する負担も行えるよう条例の一部を改正することとしております。

このことによりまして、地区の負担が軽減され、適正な消防施設につながると同時に、今回の震災からの早期の復旧が可能となるというものでございます。

改正の内容でございますが、第2条第1項中の表の中ですけれども、この表中、施設の「改修及び修繕」を「改修、修繕及び撤去」ということで条例の改正をお願いしております。

施行期日は公布の日としております。以上でございます。ご審議方よろし

くお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番議員、中西義信君。

○4番議員（中西義信君）おはようございます。4番、中西です。

すみません、今概要を見せていただきまして、老朽化というのが前面に出てきていますけれども、老朽化以外もいいのか。まず老朽化がメインになってくるのかな、撤去の場合です。そうではないのかな。いや、この文面だけ見れば、何か老朽化を優先しているようで。だから、いろんな事情で撤去もあることがあると思いますけれども。

それと、地震関連とおっしゃられれば、地震でだめになったところもあられると思うし、公布日にこだわるのかということも伺いたいです。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）今回の条例につきましては、新旧対照表でもございますけれども、老朽化だけではなく、今回の震災関連の被害で撤去せざるを得ないとか、そういうのも想定をしているところでございます。

それから、公布の日からということにしておりますが、今までうちのほうで把握している中では、今後震災絡みで撤去というのがあるというふうに聞いておりますので、まずはそれを想定しての条例改正ということでご提案をさせていただいております。以上です。

○議長（宮田勝則君）総務課長、質問の内容の答弁にちょっと足りていないところがあると思いますので、震災関連以外というお話と老朽化以外というお話で、ほかの要因でやむを得ず撤去とかいう話が中西議員のほうにあっておりますので、そちらの答弁が抜けていますので、答弁をできればお願いいたします。

○総務課長（西山春作君）その2つだけではなくて、今の質問ですが、それ以外でもどうしてもということになれば、地区のほうで撤去が必要ということになれば、それも該当するということになると思います。

○議長（宮田勝則君）中西議員、よございますか。

○4番議員（中西義信君）はい、わかりました。もうご存じのとおり、うちは新興住宅地ですので、いろんなことが起こることが想定されますのでちょっと聞きました。わかりました。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第37号、消防防災施設設備費負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第37号は原案どおり可決されました。

日程第2、議案第38号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。内容の説明を建設課長に求めます。

(建設課長 吉田光範君 登壇 説明)

○建設課長(吉田光範君) おはようございます。

議案第38号についてご説明いたします。

議案第38号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成29年9月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

- 1、契約の目的、災補道第2461号 田中高遊線道路災害復旧工事。
- 2、契約金額、5,880万6,000円(税抜き額5,445万円)。
- 3、契約の相手方、所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字河原1086番地、会社名、有限会社堀田建設、代表者、代表取締役堀田賢司。
- 4、変更前の工期、平成28年10月17日から平成29年11月30日まで、変更後の工期、平成28年10月17日から平成30年3月26日まで。

今回提案させていただきました議案につきましては、平成28年10月の第4回臨時会におきまして議決いただき契約をし、平成29年3月の第1回定例会におきまして工期の変更を議決いただきました。村道田中高遊線道路災害復旧工事につきましては、再度工期の変更が必要となりましたので、工事請負契約の変更をお願いするものであります。

添付しております箇所図をごらんください。

堀田工務店作業場先から布田川方面に向かい、1つ目のヘアピンカーブ下までの復旧延長485.5mの工事でございます。

内容につきましては、コンクリートブロック積み3カ所、路盤、舗装のやり直し、側溝の敷設がえ・新設、ガードレールの設置等でございます。

ご存じのとおり、今回提案の箇所は布田川断層にも近く、甚大な被害を受けた箇所でございます。現在、隣接工事の地山土出状況から復旧工法の再検討を行っている状況であり、建設工事の完了後でないと一部着工ができないことから工期の変更を行うものであります。以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1 番議員、堀田直孝君。

○1 番議員（堀田直孝君）1 番議員、堀田です。

質問というか、お願いでございます。

この区間でございますが、今、片側通行ということで信号通行になっております。工期の延期、これだけの災害があつて着々と復旧する中、もう仕方がないことだと思いますけれども、その片側信号のところに雑草が生い茂つて、信号機もちょっと見えないような伸び方がします。それと草が生えてきて停止線のところもだんだん右側寄りに車がとまって、信号が下から、反対でも一緒ですけども、上がってきた車が通れない、今、工事車両、4 t 車とか、そういう大型車両が来たときに通れない状況になっておりますので、そのあたりの清掃管理をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）建設課長。

○建設課長（吉田光範君）今の質問についてお答えをいたします。

道路の維持管理につきましては、早急に対応しまして、工事区間ではあります。事故のないように対応したいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第38号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よつて、議案第38号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第39号、平成29年度西原村一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 西山春作君 登壇 説明）

○総務課長（西山春作君）それでは、議案第39号についてご説明いたします。

議案第39号、平成29年度西原村一般会計補正予算（第2号）。

平成29年度西原村の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億1,537万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億6,626万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加、廃止及び変更は、「第2表 地方債補正」による。平成29年9月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

5ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

1、追加。

起債の目的、14、防災対策事業債、15、公共土木施設災害復旧事業債、限度額1,820万円、250万円。

起債の方法、証書借入または証券発行。

利率、年3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。

償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据え置き期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえすることができる。

2、廃止。

起債の目的、6、農林水産業施設災害復旧事業債、限度額620万円。

3、変更。

起債の目的、1、臨時財政対策債、10、災害対策債、12、文教施設災害復旧事業債、13、文教施設災害復旧事業債、こちらのほうは公立社会体育施設災害復旧事業でございます。

補正前、限度額1億1,200万円、5億3,480万円、1,740万円、510万円、起債の方法、証書借入または証券発行、利率、年3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据え置き期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえすることができる。

補正後でございます。

限度額、1億980万円、8億8,900万円、1,840万円、710万円、起債の方法、補正前に同じでございます。利率、補正前に同じでございます。償還の方法、補正前に同じでございます。

続きまして、補正予算の主なものについてご説明いたします。

8ページをお願いいたします。8ページ、歳入でございます。

上から2段目になりますが、款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税3億566万9,000円の減額補正でございます。普通交付税の減額による補正でございます。

下段になりますけれども、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目2衛生費国庫補助金3億6,324万8,000円の増額補正でございます。災害廃棄物処理事業費補助金の増額等でございます。

一番下になりますが、目6総務費国庫補助金1,204万5,000円の増額補正で、情報通信技術利活用事業費補助金等の増額補正でございます。

9ページをお願いいたします。

一番上になりますけれども、同じく国庫支出金の目8災害復旧費国庫補助金1,586万2,000円の増額補正です。公営住宅災害復旧費補助金等の増額でございます。

下段のほうになりますけれども、款15県支出金、項2県補助金、目4災害復旧費県補助金1億6,202万8,000円の減額補正でございます。農地等災害復旧費県補助金の減額などがございます。

目5総務費県補助金3,489万7,000円の増額補正でございます。熊本地震復興基金交付金の増額です。

目6教育費県補助金2,362万8,000円の増額補正でございます。熊本地震の復興基金交付金、文化財分等でございます。

10ページをお願いいたします。

中ほどになりますけれども、款18繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金1億2,600万円の減額補正です。財源不足のための財政調整基金繰入金の減額でございます。

その下になりますけれども、目2特別会計繰入金1,796万5,000円の増額補正でございます。介護保険特別会計法定外繰出金返還金等でございます。

下段のほうになりますけれども、款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金3億3,894万7,000円の増額補正でございます。前年度剰余金確定によるものがございます。

一番下になります。款20諸収入、項4雑入、目1雑入1億1,698万5,000円の増額補正でございます。ドリームジャンボ宝くじ等、市町村振興協会交付金などがございます。

11ページをお願いいたします。

上から2つ目ですけれども、款21村債、項1村債、目3一般単独事業債1,820万円の増額補正。単県急傾斜崩壊対策事業によるものがございます。

目7歳入欠かん等債3億5,420万円の増額補正。災害廃棄物処理等事業によるものがございます。

次に、12ページから歳出でございます。

13ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目7基金費2億1,000万円の増額補正でございます。決算に伴う財政調整基金への積み立て分でございます。

目8企画費1,270万8,000円の増額補正でございます。ふるさと納税寄附金関係費用でございます。

一番下になりますけれども、目17住宅復興費1,980万8,000円の増額補正でございます。配水管敷設工事請負費等でございます。

15ページをお願いいたします。

15ページの一番下になりますけれども、款3民生費、項1社会福祉費、目4障害者福祉費1,506万7,000円の増額補正。児童通所給付費等サービス費などの増額でございます。

17ページをお願いいたします。

下のほうになりますけれども、款4衛生費、項1保健衛生費、目7震災対策費7億2,577万4,000円の増額補正でございます。災害廃棄物処理・処分・運搬業務委託料、二次仮置き場、熊本県業務委託料及び合併浄化槽設置等補助金などの増額補正でございます。

19ページをお願いいたします。

19ページの一番下のほうになりますけれども、款7土木費、項1土木管理費、目3震災対策費2,220万円の増額補正でございます。土木災害特別警戒区域内被災住宅再建支援事業補助金等でございます。

20ページをお願いいたします。

上のほうになりますけれども、款7土木費、項2道路橋梁費、目1道路維持費1,960万円の増額補正でございます。村道維持補修工事費の増額でございます。

21ページをお願いいたします。

一番上のほうになりますが、項3河川費、目1河川費1,820万円の増額補正でございます。急傾斜崩壊対策事業負担金でございます。

22ページをお願いいたします。

下のほうになりますけれども、款9教育費、項4社会教育費、目4震災対策費3,042万4,000円の増額補正でございます。被災文化財等復旧復興事業補助金等の増額補正でございます。

23ページをお願いいたします。

上のほうにありますけれども、款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1農地等災害復旧費1億7,285万2,000円の減額補正でございます。農地等災害復旧工事の請負費4億2,880万円の減額及び県受託事業負担金2億5,550万円の増額等の補正でございます。

その下になりますけれども、項2公共土木施設災害復旧費、目2公営住宅

災害復旧費1,438万円の増額補正です。被災した公営住宅の解体工事請負費等でございます。

24ページをお願いいたします。

上のほうから、款11公債費、項1公債費、目1元金3億1,751万9,000円の減額補正です。財政融資資金等元金の減額補正でございます。

それから最後に、款13の予備費ですが、6,082万4,000円の増額補正でございます。以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

6番議員、上野正博君。

○6番議員（上野正博君）6番議員、上野です。

23ページの農地等災害復旧費の19番負担金、補助及び交付金の28年農地等災害復旧事業県受託事業負担金についてちょっとお尋ねします。

村の大規模農業災害が4カ所ありまして、村で工事はちょっと無理だろうということで県のほうに委託しております。6月の県議会で承認されました。発注は秋口になるだろうというふうなことで聞いておりましたが、工事の発注はあっているのか、なければいつごろになるのか。特に布田あたりの方々、田植えがまた来年もできないのかできるのかというふうな心配もされておりますので、その辺のところをちょっとお尋ねいたします。

○議長（宮田勝則君）建設課長。

○建設課長（吉田光範君）今のご質問についてお答えいたします。

上野議員が言われております2億5,550万円の県への受託事業でございますが、一応うちのほうで情報を県のほうに問い合わせましたところ、県の受託分につきましては9月末入札を予定ということで、今こういう状況なので、業者がとってくれるかどうかちょっと心配だということで、県のほうも懸念しておられるみたいで、うまくいけば10月ぐらいから着工できるんじゃないかなということで、県のほうからは連絡をもらっております。以上です。

○議長（宮田勝則君）よございますか。ほかに質疑ございませんか。

7番議員、山下一義君。

○7番議員（山下一義君）7番議員、山下です。

災害公営住宅が7月から入居予定と説明がありましたけれども、これは河原も同時に建設が予定されているわけですか。山西のほうは聞いておりますけれども。

○議長（宮田勝則君）山下君、入居予定ですか、建設予定ですか。

○7番議員（山下一義君）入居です。

○議長（宮田勝則君）入居。

復興課長。

○**震災復興推進課長（高本孝嗣君）**きのうも村長のほうに一般質問の中で回答があったかと思えます。新年度になりまして募集をかけるということで、大体見通しとしては、山西も河原も同時期に並行して工事の着工も入居もしていくという予定でございますので、よろしく願いいたします。

○**議長（宮田勝則君）**山下君。

○**7番議員（山下一義君）**この震災がおきまして、4月14日、ちょうど1年5カ月となっております。仮設住宅、あるいはみなし仮設に入居されている方も2年でここを出ていかないといけない、あるいはアパートを撤去してもらわないといけないという住民の声がたくさん寄せられております。それで、この2年間もあと8カ月しかありません。それで、今5集落の方々が集落再生、これは要望書が後で出てまいりますけれども、あと8カ月で出ていかないといけないのかというふうな見解を今のところしなくてはならないというふうな状況に置かれております。

それで、このあと8カ月、2年間、国のほうでは。だから、いつまで入居されるのか、あるいはみなし仮設が国の補助がアパート代、いろんな問題ありますけれども、いつまでにこれが補助されるのか、そういうところを明確にされておるならば、早く住民の方々に明確に示さなくてはならないと考えておりますので、どうなっておるのかお願いいたします。

○**議長（宮田勝則君）**復興課長。

○**震災復興推進課長（高本孝嗣君）**災害公営住宅につきましては、現段階で仮設に入っておられる方々、またみなしにおられる方々、入居されてから2年ということで伺っております、そちらに間に合うようにということで建設のほうをさせていただいておるような状況でございます。引き続きの仮設の入居、そういったところにつきましては、私のほうの管轄じゃございませんので、よろしく願いいたします。

○**議長（宮田勝則君）**聞きとれましたか。（「わからん」の声）答弁をもう一度。

○**震災復興推進課長（高本孝嗣君）**答弁が変わるかもしれませんが、災害公営住宅につきましては、仮設住宅に入居されたところから2カ年というふうに仮設の方々、みなしの方々はそこに入っておられるという想定の中で、来年の7月までには完成をさせたいと。8月から入居の予定でございます、実際に仮設の方々の今後の行く末といいますか、貸し出しがどこまであるかは、私のほうの管轄じゃちょっとございませんので、その辺のところはちょっと控えさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○**議長（宮田勝則君）**山下君。

○**7番議員（山下一義君）**この集落再生には、恐らくこの2年、あと二、三年はかかると思うわけです。ですから、それまでの期間どうしたらいいのかという住民の声があります。ですから、国の対応として、村当局として、行政

としてどのような考えを持っているのか、それを早目にやはり明確にしてやる必要があると思います。答弁誰にしたらいいですか。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）仮設住宅に入居されている方、みなし仮設に入居されている方は、そこら辺を大変心配されているだろうというふうに私も思います。一応2年ということは決まっております。要するに、昨年7月入居されて来年7月までということをごさいますて、だからといって家がないのに出ていってくれとはなかなか言えないということをごさいますて、今のところ県にお願いし、国にお願いし、その延長はできないかということをお願いしておりますけれども、いまだまだその返事はいただいております。しかし、先ほど言いましたように、家がないのに出ていってくれとは言われなと思いますので、ここではっきり申し上げるわけにはまいりませんが、延長をしていただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）7番、山下君。

○7番議員（山下一義君）ありがとうございます。その期間の延長が、回答があり次第住民の方々にも広報等で速報してもらおうようにお願いしておきます。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

3番議員、坂本隆文君。

○3番議員（坂本隆文君）3番、坂本です。

ページは13ページになります。歳出のほうで、阿蘇地域振興デザインセンター雇用職員人件費の負担金となっております。今回は西原村の番でしたけれども、職員が足りないということで、西原村からの出向はされないということですが、質問は、この職員は西原村の方を出されているのか、それとも阿蘇のほうで出されているのかを、まず1つは聞きたいと思っております。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）このデザインセンターの人件費の負担金につきましては、本年度から本来は西原村が3年間職員を派遣するということになっておりましたところですが、ご存じのとおり、まだまだ職員が派遣という形ではできないということで、その分についてはほかの関係町村にもいろいろと検討させていただいたんですけども、ちょっと難しいということでしたので、その分について人件費の分を負担金としてデザインセンターにするということですが、その職員の方というのは、西原村の方ではなくて、このデザインセンターの元職員でもあった方をお願いしたということで聞いております。以上です。

○議長（宮田勝則君）3番、坂本君。

○3番議員（坂本隆文君）じゃ、今のところ西原村からはデザインセンターには人が行っていないということで、デザインセンターにはいろんな話に来て、

まず雑誌やマップ等の話なんかも来ておりますけれども、西原村からの人が行っていないということは、パイのとり合いでありまして、各市町村からの役場職員の出向ということで、やはり自分たちの市町村をPRしたいということで、その辺で西原村には不利になるのではないかというのが1つと、あとデザインセンターと以前から話しておりましたときに、阿蘇では西原村だけが観光協会がないと、デザインセンターからお話が来るときに、西原村のほうには、どこに電話していいのかが今まではわからなかったんですけれども、最近では阿蘇ミルク牧場が個人的といいますか、独自に1人自分たちの従業員を会合に出されているという状態で、ミルク牧場からも誰に話していいのかが西原村ではわかっていないということで、その辺を考えますと、以前から観光協会をつくるつくるというふうに言われていますけれども、いまだにつくられておりません。この辺をどういうふうにご考えておられますでしょうか。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（須藤 博君）お答えします。

ご指摘のとおり、観光協会の設置につきましては、ここかなり積年からの課題ということで、なかなかできていないと。歴代の企画商工課の取り組みとしても、行政からの働きかけはたびたびやっておりますが、なかなか組織化ができていないというのは1つの大きな課題として捉えております。

現在の総合計画の中におきましても、商工会さんを中心とした組織体制づくりということで、目標の施策として位置づけてはおりますが、今後の取り組みとして、デザインセンターのほうで、阿蘇くじゅう観光圏を今後詰めていく中で、国が施策として提示しておりますDMOの中で、どうしても地域のそういった民間団体さんを巻き込んだ取り組みというのが今後必要になってくると迫られております。ですので、今後行政の働きかけは継続していきながら、一方で西原村の地域資源を魅力あるものに活用したいという共通の理念の団体さんが自発的に組織化が図られるのであれば、そこに連携して一緒に取り組んでいければというところで考えております。以上です。

○議長（宮田勝則君）坂本議員。

○3番議員（坂本隆文君）震災後、観光的なものが西原村も含め、阿蘇も停滞しておりますので、ぜひ西原村も観光協会をつくっていただき、その辺で回復していただけたらと思っております。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）デザインセンターのことについてちょっとお話しさせていただきますけれども、実際、ことしから、平成29年度から西原村ということで、3年間ということでした。ご存じのとおり、この震災を受けて役場職員も不足しておるということで、次の順番の山都町さんをお願いに参りました。ところが、山都町のほうもかなりの被害があつておるといふこ

とで、なかなか厳しいということでございましたので、元デザインセンターに出向をされていた方が定年退職されておられました、役場の職員で。その方をお願いして1年間、来年度からは西原村の職員が行きます、2年間。結局1年間はうちがその人を雇ったような形でデザインセンターに行っていたいておりますので、来年からはうちの職員が、誰かがやると、行くということになると思います。

ただ、先ほど申されましたように、西原村の不利になりはしないかということでございますけれども、これは西原村が行くときはいいけれども、行かないときもかなりございます。3年ごとにサイクルをつくってやっておりますので決して不利ではないというふうに私は思っております。ことし1年間限りでありましたので、前回はうちの職員が行っていたしましたので。今まで見てきた中でも、なら行ってないところは何もできないのかじゃなくして、デザインセンターも全体的なことを考えてやっていただいておりますので、ただ情情的には、行っておると情報が入ってくることは確かにあると思いますけれども、そういった不利じゃないということにはならないんじゃないかなというふうに思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

8番議員、林田直行君。

○8番議員（林田直行君）ページは16ページです。

この一番上の児童通所給付費等サービス費についてお尋ねいたします。

一応これは特定財源としまして、国730万円、それに県が365万円ですか、そして、あとは村が380万円ぐらい出されておりますが、大体このサービスというか、その内容がちょっと私たちではわかりませんので、それをある程度詳しくと、どのくらいの人たちがこのサービスを受けられるのかということをお願いします。

○議長（宮田勝則君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（塚元利文君）お答えいたします。

サービスにつきましては、保育園、小学校、中学校の児童生徒と子どもたちです。園児です。困り感のある子どもたちの相談と、あと訓練等になってきています。西原村から今43名が該当しております、主にあそびいという施設に35名が行っております。ここにつきましては、送迎があるということで、大分最近ふえてきているような状態でございます。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（宮田勝則君）林田君。

○8番議員（林田直行君）どういことをやられるのかなという、そういう児童といいますか子どもさんたちが問題のあるという語弊があるかもしれませんが、そういう人たちのためのあそびいというところで何かやるというような感じでしょうか、その内容がちょっと見えてきませんので、よろしく

お願いします。

○議長（宮田勝則君）ちょっと詳しく言ってもらえますか。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（塚元利文君）まず最初は、困り感のある子どもということで、ちょっと普通の生活になじめない子どもたち等の、まず相談関係です。親御さんとの相談関係をされています。その後、一般の生活訓練等、生活していく上での訓練等をされているということで理解しておりますけれども。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午前10時55分）

（午前10時58分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を開きます。

8番議員、林田直行君の質疑に対して、住民福祉課長が再度答弁いたします。

○住民福祉課長（塚元利文君）お答えいたします。

施設に通う子どもたちにつきましては、療育手帳のある子もない子も一応相談しに行けるということでございます。また、あそびいにつきましては、南阿蘇村に施設がありまして、一応親御さんたちの相談について相談した後に、その子どもたちに合ったような訓練をやっていくような形になっております。よろしいでしょうか。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

9番議員、桂悦朗君。

○9番議員（桂悦朗君）9番議員、桂です。

今の関連で、ちょっと小学校のほう、中学校のほうで多分ふえてきているということですが、学校の状況、どういうふうな状況でそういう子どもたちに今接しておられるのか。

それと、保育園のほうもお聞きしたいんですが、保育園のほうも、今そういう子どもたちがいるということで、この前、一般質問もしましたけれども、保育士の方々がどういうふうにして接しておられるのか。どういうところで今後やっていくとか、そういうのがあれば答弁お願いします。

○議長（宮田勝則君）学校教育は教育長、お願いします。

○教育長（曾我敏秀君）特別支援教育については、議員の皆さん方も今期の議員さんたちの前ですかね、特別支援の学級を見に行かれた、特に山西小学校を見に行かれたと思いますが、今中学校のほうは2クラスですか、少ないです。1学級は少ないですけども、それに先生がついておると。知的も含めて自閉の傾向にありますと、なかなか先生とのコミュニケーションもとれなくてトラブったり、その延長線上で保護者ともトラブったり、先生も完璧な先生ばかりじゃないものですから、その辺はあるわけです。

中学校は、そういった保護者とのいろいろなコミュニケーションが厳しいところも、保護者も一緒ですけれども、あります。山小になると、かなり今度対象者が多くて今6クラスあります。6クラスですから、担任の先生も6人から8人ですか。これは、知的あたりは8人以上になると2クラスに分かれます、普通特別支援学級は。ですから、知的も情緒も8人以上ですので、本来ならば2クラスですけれども、それが2クラスずつ分かれての4クラス。それと難聴と肢体不自由だったと思いますが。要するに6クラス全部でございます。ほかにも対象としては弱視です。目が弱いとか、肢体不自由とか、ですから項目は6か7かありますけれども、そういった状況で山西には今二十数名だったと思いますが。数字的には後で必要であれば調べますけれども、全部で三十数名、山小、河小、西中にいるわけです。河小はもう1割近くです。6か7ですから、今66名、70名近くですけれども、もう1割は特別支援学級ということになっています。

特別支援学級につきましては、言いましたように1クラス1名の先生は必ずつくわけで、それが1名であろうが2名であろうが3名であろうが、先生は担任が1人はつくということで、これについては、やはり発達障害者支援法というものが平成十何年だったですか、それからそういった発達障害者に対してのいろいろな予算が、たぶん国の国策としてつき始めたと思います。ですから、先ほど言ったいろいろな施設も自分たちで独立してやろうという形で、そういった国の支援を受けてされているかなと。

ですから、その背景には当然子どもたちの、そういった困り感のある子どもがふえたから、国策として発達障害者支援法のもとでいろいろやられる。その法律を受けて学校教育法も変わって、特殊教育が特別支援教育になってきたということでもありますので、今後ますますそういった傾向は、国全体としてふえていくということであろうかと思いますが、方向としてはもう2通りあるわけです。できるだけ1つのクラスで子どもたちに勉強をさせたいという動きもある一方で、やはりこれは別々に、教科次第では別々にやっついていかないと、なかなかクラスの授業が進まないという状況にもあるわけです。やはり、自閉症がふえてくると、なかなかじっとしていないとか、クラスから出ていくとか、そういった状況にありますので、今学校で一番苦慮されているところはそこです。それと保護者の理解も非常に温度差がありますので、そういったところで保護者のトラブルも起きていますので、何人も担任が保護者とのコミュニケーション、校長も含めてやっているところでもあります。保護者自体もどちらかというと、そういった感情の高ぶりもある方も多いわけでありまして。非常に難しいところでもあります。ただ、義務教育ですから、底辺をしっかりと抑えていくことが大事かなというふうに思っています。以上です。

○議長（宮田勝則君） 保育園長。

○保育園長（前川ちずる君）すみません、お答えいたします。

2点、保育士の接し方についてですけれども、保育士の接し方、これまで困り感という表現が保育士のほうにとって、人それぞれなんですけれども、困り感というのは、相手をする周りの大人、園児でもありますけれども、その子を見て周りの大人が、この子困っているねという、そういう認識ではなくて、その子自身が何か活動するとき、指示が通らないとき、そういったときに周りが困るんじゃないくて、本人がもたもたしてうまく言葉の理解、行動の理解、その辺、先々の行動なんですけれども、そういったことでなかなかうまく自分の頭や心で受けとめることができず、うろたえてしまう。そういった意味での本人自身が困っているところの困り感と私は認識しております。

その中、うちの職員のほうも同じような方向性で研修も兼ねながら、今ちょっと保育士のほうが不足していますけれども、研修等にもっともっと行かせたいんですけれども、保育体制のほうをまず優先して、なかなか研修も今年度においては正直できないところなんですけれども、気持ちの中では保育士は、そういった子どもたちが今ふえていますので、子どもたちが今後社会に出ていくには、本当大人になって自立していかなきゃいけないので、うまく大人になるまでの間、かかわる保育士として、少しでもその子が言葉や行動や指示やそういうものがちゃんと頭で理解できて、心で受けとめて生活できるというところの接し方、遠い目標ですけれども、そういった思いで接しております。

先ほど言いました発達事業所のあそびいさんのほうからも、ここ5年以上からです。今1人で経営されていますけれども、その先生の指導のもと、保育士のほうも信頼を持って接しております。いろいろ教えていただいております。にしはら保育園のほうは、もう長いことお世話になっていますので、本当に先生の一言一言で保育士も随分救われて、正直保育士も迷うときが随分ありますので、そういったときにそういった専門の先生、信頼する先生がそばにいてくれるというところで、にしはら保育園、その辺はよその保育園に劣っていないんじゃないかなという認識で私はおります。

もう一つのほうですけれども、今後においては、学校のように支援学級というのは園にはありませんけれども、このままいけばどんどん保育士も必要となってきますので、クラス基準というのは国の定めたクラス基準がありますけれども、今現在クラス基準プラスこういった支援が必要な子どもがいるということで、補助保育士というところをつけていただいております。

その中で担任は月の計画、年間計画によってきちっと進めていますし、こういった困り感の子どもたちは、全体の中で1人の保育士ではなかなかその子どもたちが受けとめて一緒になって過ごすということが無理ですので、そういった補助の先生がいることで、そういった子どもたちも救われていると

思います。ぜひ、国の基準に捉われず、西原村はまたこれまで同様、いろいろお金もかかりますけれども、補助保育士という存在を知っていただき、ご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（宮田勝則君） 暫時休憩します。

（午前 11 時 10 分）

（午前 11 時 10 分）

○議長（宮田勝則君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

教育長より補足説明がありますので。

教育長。

○教育長（曾我敏秀君） ちょっと言い忘れていた部分があるかと思いますが、連携の話です。要するに保健師から保育園から学校ですけれども、連携協議会あるいは就学指導委員会、年に何回か行っておりますので、その辺は誤解のないように。それぞれが単独で動いているわけじゃありませんので、メンバー的には校医さんも含めていますし、保健師も入っていますし、保育園からは園長とそういった担当者も含めておりますし、学校は養護の先生と特別支援担当、学校長、そういった中での会議は随時行っているということを申し添えたいと思います。

○議長（宮田勝則君） 9 番、桂君。

○9 番議員（桂 悦朗君） 今、きちんと説明いただきました。

今の話を聞いていると、小学校は養護の先生が各クラスに 1 人ずつか、それに補助的についておられるクラスもあるということをおっしゃいました。それだけ、今重要視されているというか、社会に出て、その子どもたちがきちんとできるようにということをやっておられる。

保育園のほうは、実際においてそのような養護関係の先生がおられるわけじゃないものだから、担任の先生がそれを受け持って補助的な先生が 1 人つく、2 人つくという形でやっておられるというふうに思います。

保育園の場合も 0 歳児から 5 歳児までおります。その中で、先ほど言われましたけれども、1 つのところを集めてというのなかなか難しい点もあるというふうに思います。

そこで、この前一般質問もしておりますが、やはりそういう人たちを見れるような保育士さんが長くいてくれれば、小さいときから保育園を出て小学校に行く間、どのように接しなくちゃならないのかなということも大事だろうというふうに思っております。そういう面を考えて、今後の保育園のあり方、そういうものも考えていかなきゃならないんじゃないかなというふうに思います。こういう子どもたちをどう育てていくかというのは、やはり村としても考えていかなきゃならないと思いますので、村長の考えをお聞きしたい。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）それぞれ今学校関係、保育関係のほうからお話がありましたように、やはり我々というか、わからないところもいっぱいございます。多分そういった障害関係のある方々のお子さんを持っている親御さんあたりの苦労は大変なものだろうというふうに思います。まず、保育園も保育士の確保がまずは先決であるということで、そして、保育園、小学校等もそういったスムーズな対応ができるよう進めていかななくてはならないというふうに思っております。

何しろ学校は養護の先生がおられますけれども、保育園にはおられません。そこまで手が回らないというのが本音。しかし、今研修をするというような話で、保育士が足りないからできないじゃなくして、いる者だけでもまずは研修をするということも大事ではなかろうかなというふうに思っておりますので、そこら辺は今後また進めていきたいというふうに思います。

○議長（宮田勝則君）桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）今、村長の答弁がありましたけれども、いろいろと考えてもらえるものというふうに受けとっております。

それと、保育園のほうも大変ではありますけれども、保育園から小学校、中学校というふうに進んでいくわけですから、保育園での接し方、それが小学校に行ってもそれが緩和できればなというふうに思っておりますので、先ほど教育長が言われましたように、連携をとってそういうところをやってもらえればいいのかというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午前11時15分）

（午前11時29分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

質疑の途中です。質疑ございませんか。

5番議員、西口義充君。

○5番議員（西口義充君）西口です。

16ページです。児童措置費の委託料、これ386万1,000円見てありますけれども、これに公立と書いてあります。保育士派遣業務委託料ということで、このちょっと内容的なことが、公立と書いてありますのでどこのことを指すのかなということと、あと、20ページ、不動産鑑定集落復興事業費委託料468万8,000円、不動産鑑定料委託の21カ所というような説明を受けておりますけれども、これについて21カ所とこの前お話がありましたけれども、今後これはふえるのか、もっと減らすことはできないのか、予算的に非常に委託料が高いのではないのか。基準と言われればそれまでですけれども、やはり今

財政上、西原村は問題ありませんけれども、やはり減らすところは減らす、要るところは要りますので、金の使い道というのは十分に検討しながらやっていかないと大変なことになるんじゃないかなと。今はいいですよ、ありますから。

きょう、役場に登庁する前、北海道の夕張の報道があっておりました。借金が320億円、国からお金が入るのは8億円、もう何もできないと。お年寄りの方の情報等も流れておりましたけれども、お金があるから、財政が西原村はいいから何でも思い切り使うんじゃないくて、お金は1円でも大事ですので、何でも考えてやっていかなければ財政に後で無理がくるということがありますので、そこら辺で見直しがきくのか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

2点、よろしく申し上げます。

○議長（宮田勝則君）2点ですので、1点ずつ答弁を求めます。

16ページの委託料。

保育園長。

○保育園長（前川ちずる君）お答えいたします。

保育園の委託料は、公立の保育園でにしはら保育園のことです。これまで随分保育士が不足していることの絡みから来ております。

内容です。委託料386万1,000円の補正額を上げさせていただいております。現在166名の園児が在籍しておりますけれども、3歳以下の小さいお子さんの占める割合が年々増加傾向にあります。それに伴い保育士も必要となっている次第です。

現在166名保育する上で、1日必要とする保育士さんがどうしても21名必要であります。1日において21名必要であります。そのうち、これ常勤保育士と臨時保育士、非常勤保育士と3通りあるんですけれども、全て皆が常勤保育士で勤務しているのであれば全然これ問題なかったんですけれども、今のところ正規保育士が8名のうち2名は育児休暇中でありまして、実質正規のほうは6名、それと常勤臨時保育士さんが7名です。残りの非常勤保育士さんが11名でありますけれども、11名のうち1人は土曜保育または延長保育、夕方の保育のみに勤務していただいておりますので、非常勤さんのほうは10名となります。その非常勤保育士さんの中でも週の就労時間の制限がありますので、毎日来てもらえるわけではありませぬので、1人につき0.5人弱と見ております。それで10名いらっしゃいますので約半分、5人の方が常勤で換算しております。合わせまして18名というところで、総勢でいきますと25名なんですけれども、常勤保育士に換算しましたら18名となりますので、1日必要な保育士が21名で、18名しかいないということで3名の不足となります。その3名の不足分の委託料として、派遣会社さんのほうに支払う費用となります。

費用のほうの説明をいたします。（「費用ですか。費用は大丈夫」の声）
よろしいですか。じゃ、以上になります。すみません。

○議長（宮田勝則君）1点目、西口議員、よございますか。

○5番議員（西口義充君）大丈夫です。

○議長（宮田勝則君）2点目。

復興課長。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）集落復興事業費の委託料ということで、不動産鑑定料をここに計上させていただいております。

この不動産鑑定料につきましては、集落再生において大規模盛り土、道路、水路、公園用地など、公民館用地も当然ながらその集落再生の中には含んでまいりますけれども、公共用地として各集落内の公費投資をするわけでございますけれども、それは当然ながら補助の対象となり得る土地でございますので、そういったものにつきましては、定められた単価の表示が必要となり、今回の不動産の鑑定を行うこととしております。

また、集落内の民地の土地取引についても、ある程度の価格表示によってお互いの価格の設定を目安がつけやすいような状況をとらないと、お互いの民地の取引がなかなかされないということでもございまして、また、こちらのほうに尋ねられても、我々が責任をとるわけではございませんので、その辺も鑑定をさせていただくならということの中で、集落再生内のところをさせていただいております。

箇所については、それぞれの集落内には宅地もあれば畑もございまして。畑については、当然ながら宅地見込みということで評価依頼をしようと思っておりますので、そういったやつにつきましても全21カ所程度必要になるかというふうに思っております。

ちなみに、やっぱりこの評価をするしないという鑑定の中で、事例がありますので、ちょっとここを読み上げさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

例えば、鑑定業者の報酬が30万円かかったと、1筆が。確かに大きい額です。何もしないでただ1筆が30万円かかった。しかし、鑑定評価を使用しなかったならば、もっと大きな損失があったかもしれないという事例をちょっと読み上げますけれども、費用のことについては、このストーリーをちょっとつくっていただきましたので、ちょっと読んでみます。

Aさんが自己所有の不動産を売却したいと考えていました。すると、その買い取り希望者のBさんがあらわれ、1,000万円で買いますよということでも言ってくれました。Aさんは20年前に600万円ほどで購入したと。この値段で売れば400万円は得するかなというところで、とりあえず、もう少し高くなりはないかなということでも、もう少し高くしたら考えますというふうにしましたら、今度はまたBさんは、1,100万円までならいいですよという

ような話をされて、Aさんは内心、また上がったもので喜んで売ることに応じたということです。

でも、Aさんは知りませんでしたというのは、Aさんが不動産の本当の価値を知らない状況で売ってしまった案件なんですけれども、Bさんはこれを鑑定しているわけです、前もって。1,400万円の価値があることを知っていて、Aさんに話を持ちかけたときは1,000万円、実際は1,100万円で売れたけれども300万円が何かもうかったような。ただ、Aさんのほうは逆に300万円損したような形になるわけです。

この辺のところがお互いの価格といいますか、取引価格の鑑定をしなかったところで、どちらかが損して、どちらかがもうかったということでございまして、以前、村有の公有地の購入するときには、大抵の案件につきましては、こういった鑑定をしたところで、村の土地取引はしているかというふうに思っておりますし、特に道路あたりの沿線上についても、やはりある程度の評価をしながら、不公平がないように鑑定をしているというふうに我々は認識しながら鑑定評価を依頼しているというところでご理解をしていただくならと。今回の鑑定評価につきましても報酬につきましても補助の対象となり得ますので、その辺のところはご理解していただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）5番、西口君。

○5番議員（西口義充君）これは集落復興ということで、ほかの地域でも、うちも不動産鑑定を行政にお願いできないかと言われたときは、行政のほうでそれを受けていただけるんですか、各集落で。

○議長（宮田勝則君）復興課長。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）先ほども申しあげましたように、集落内での公共用地を取得するについての、そういうふうな近隣の土地でありまして、先ほども言いました民民というのは、そのお互いの集落内での取引があった場合は、それを参考資料として使っていただくというふうな形で今回の鑑定ということでご理解していただければと。あくまでも公共用地を取得する、売却するというような基準からこの計上をさせていただいたということでご理解していただくならというふうに思っております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）よございますか。ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第39号、平成29年度西原村一般会計補正予算（第2号）について、原

案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第39号は可決されました。

日程第4、議案第40号、平成29年度西原村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

(保健衛生課長 藤吉昌也君 登壇 説明)

○保健衛生課長(藤吉昌也君) 議案第40号につきましてご説明いたします。

議案第40号、平成29年度西原村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。

平成29年度西原村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,544万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,383万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容についてご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税1,097万3,000円、目2退職被保険者国民健康保険税222万4,000円の減額補正でございます。これは熊本地震にかかわる保険税の減免及び見込み収納率を考慮した算出によります減額補正でございます。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1財政調整交付金1億1,000万円の増額補正であります。これにつきましては、熊本地震にかかわる医療費の一部負担免除及び保険税免除分の財政支援による増額補正であります。

7ページをお願いいたします。

款9繰越金、項1繰越金、目1繰越金2,625万3,000円の増額補正でございます。平成28年度の決算に伴います増額補正でございます。

次に、歳出について、主なものについてご説明させていただきます。

8ページをお願いいたします。

3番目ぐらいになりますが、款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費1億1,000万円の増額補正でございます。これは3月から6月診療分の支払いを行っておりますので、支払い実績及び7月から2月診療分の支払い見込みを考慮いたしましての増額補正でございます。

款3後期高齢者支援金等28万5,000円の減額補正、款4前期高齢者納付金

等3,000円の増額補正、款6介護納付金41万5,000円の減額補正でございます。これにつきましては、平成29年度の納付金額の確定によります補正でございます。

款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金322万8,000円の増額補正でございます。これは平成28年度退職者医療交付金決定に伴います超過分の返還に伴います増額補正でございます。

あとは予備費に1,236万2,000円の増額補正をさせていただいております。以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第40号、平成29年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第40号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第41号、平成29年度西原村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 藤吉昌也君 登壇 説明）

○保健衛生課長（藤吉昌也君）議案第41号につきましてご説明いたします。

議案第41号、平成29年度西原村介護保険特別会計補正予算（第1号）。

平成29年度西原村介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,426万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,965万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入につきましてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金240万5,000円、

款 4 支払基金交付金、項 1 支払基金交付金、目 1 介護給付費交付金 726 万 6,000 円、款 5 県支出金、項 1 県負担金、目 1 介護給付費負担金 1,102 万 5,000 円の増額補正でございます。これにつきましては、平成 29 年度補助金申請実績に伴います追加交付による増額補正でございます。

款 8 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金 1,356 万 5,000 円の増額補正です。これにつきましては、平成 28 年度の決算に伴います増額補正であります。

続きまして、歳出の主なものにつきまして説明申し上げます。

7 ページをお願いいたします。

3 番目ぐらいですけれども、款 4 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 1 償還金 140 万円の増額補正でございます。これは平成 28 年地域支援事業の実績に伴います補助金の返還による増額補正でございます。

款 4 諸支出金、項 2 繰出金、目 1 繰出金 1,792 万 4,000 円の増額補正です。これにつきましては、平成 28 年度の実績に伴います一般会計の繰り出し分の返還及び法定外繰り入れ分の返還に伴います増額補正でございます。

8 ページをお願いいたします。

あとは予備費に 1,451 万 9,000 円の増額補正をさせていただいております。以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第 41 号、平成 29 年度西原村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第 41 号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前 11 時 56 分）

（午後 1 時 07 分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第 41 号についての説明の訂正がありますので、保健衛生課長に訂正求めます。

○保健衛生課長（藤吉昌也君）先ほどの議案第 41 号につきまして、訂正をお願い

いしたいと思います。

歳入の説明の中で、国庫支出金等につきまして、平成29年度の補助金の実績ということで申し上げたと思いますが、平成28年度の実績でございます。よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君） よございますか。

（「はい」の声）

○議長（宮田勝則君） 日程第6、議案第42号、平成29年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 藤吉昌也君 登壇 説明）

○保健衛生課長（藤吉昌也君） 議案第42号につきましてご説明いたします。

議案第42号、平成29年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

平成29年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ303万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,125万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入につきましてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金263万9,000円の増額補正であります。これは平成28年度決算に伴います増額補正です。

款5諸収入、項2償還金及び還付加算金、目1保険料還付金40万円の増額補正でございます。これは、歳出にも計上しておりますが、保険料の還付額につきまして、後期高齢者医療広域連合より還付しただけ歳入があります。

続きまして、歳出でございます。

7ページをお願いしたいと思います。

款4諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1保険料還付金40万円の増額補正でございます。これにつきましては、平成28年度分熊本地震によります保険料の減免に伴う還付により増額補正であります。

あと、予備費に259万6,000円の増額補正をさせていただいております。以上でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君） 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

8番議員、林田直行君。

○8番議員（林田直行君）8番、林田です。

まことに初歩的なことですが、今のところの歳出のほうで、一般会計に繰出金等、一般会計の1,000円の誤差で四捨五入の違いかどうか知りませんが、ちょっとしたその扱いだろうとは思っておりますが、一致しないのはなぜかなということで1,000円の違いではありますが、お答えをお願いします。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（藤吉昌也君）お答え申し上げます。

歳出につきましては予算を切り上げて歳出のほうを計上いたします。歳入につきましては切り捨てて予算のほうを計上いたしますということでございます。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第42号、平成29年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第42号は原案どおり可決されました。

日程第7、議案第43号、平成29年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を建設課長に求めます。

（建設課長 吉田光範君 登壇 説明）

○建設課長（吉田光範君）議案第43号についてご説明いたします。

議案第43号、平成29年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。

平成29年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,835万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億275万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年9月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

4ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正。

起債の目的、地方公営企業災害復旧事業債（西原村中央簡易水道事業熊本地震災害復旧工事）。補正前、限度額1,500万円、起債の方法、証書借入または証券発行、利率、年3%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据え置き期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえすることができる。

補正後、限度額2,700万円、起債の方法、補正前に同じ、利率、補正前に同じです。償還の方法、補正前に同じでございます。

主な内容につきましては、7ページ、8ページをお願いいたします。

まず、7ページの歳入でございます。

平成28年度決算認定にて確定しました実質収支1,509万979円に伴う繰越金635万円を増額補正しております。

災害復旧事業債の一部を起債対象となったことにより1,200万円を増額補正しております。

8ページをお願いいたします。

8ページの歳出でございます。

1、業務費の委託料で150万円、工事請負費で900万円の増額補正。

2、災害復旧費の工事請負費で700万円の増額補正。

2、消費税相当額の136万5,000円を増額補正しております。以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番議員、桂悦朗君。

○9番議員（桂悦朗君）9番、桂です。

この補正に、水道料の分については書いてありませんけれども、水道料の収入未済額について聞きたいんですが、議長、よろしいでしょうか。

○議長（宮田勝則君）関連として許します。

○9番議員（桂悦朗君）本来であれば、きのうの決算のときに聞けばよかったんですが、私のほうが質問を忘れておりましたので、ちょっと聞きたいと思うんですが、平成28年度の収入未済額として、前年度、平成27年度分で2万8,185円、それと平成28年度で29万1,207円となっておりますが、これのちよっと内訳をお願いしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）建設課長。

○建設課長（吉田光範君）ただいまの桂議員さんからのご質問にお答えいたします。

簡易水道事業の平成28年度の決算書におきまして、先ほども申されましたように、現年度分が29万1,207円と過年度分につきまして2万8,185円、未収入でございます。

これにつきましては3月現在でございます、一応、8月現在では、未収入の分をちょっと徴収しまして、一応、今8月末現在では12万円ぐらいに減っております。過年度分につきましては、とれる分は水道料としていただいております。担当のほうから聞いております。なるべく過年度分については、不納欠損がないようにしていきたいと思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）9番、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）すみません、ありがとうございます。

水道料については、そのときとらないと後でとろうとしてもなかなかとりづらいところが出てくる。そして、またそれが過年度分で残ってくると不納欠損で上げなくてはならなくなってくるのではないかなというふうに思いますので、確実に水道料だけはとってもらいたいなというふうに思いますし、また、今、仮設等に入っておられるし、その中で小森水道はかなり安いです。現在、村営水道で使っておられるものですから、そういうものもちょっと心配してるものですから、収入の未済にならないように、今後、気をつけてもらいたいというふうに思って質問しました。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

8番議員、林田直行君。

○8番議員（林田直行君）8番、林田です。

簡易水道、事前に説明をいただきましたが、起債を1,200万円されまして、歳出のほうですが、工事請負費は700万円、一般財源の500万円の減ということで、金の一般財源と起債でちょっと入れかえたのか、どうしたのか、そういうところをちょっと詳しく説明をお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）建設課長。

○建設課長（吉田光範君）ただいまのご質問にお答えいたします。

歳入でございますが、災害復旧工事を一部、起債対象外ということで、当初やっております、今回、全てを地方公営企業災害復旧事業債に充てるということで増額補正になっております。よろしいでしょうか。

○議長（宮田勝則君）林田君。

○8番議員（林田直行君）林田です。

ということは、500万円はもう事前にやったのをこれに変えたというような感じで受け取ってよろしいですか。

○議長（宮田勝則君）建設課長。

○建設課長（吉田光範君）一般財源の500万円の減額というのは、事前にやった分を予算の切りかえで行った部分でございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第43号、平成29年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第43号は原案どおり可決されました。

日程第8、同意第3号、西原村教育長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 西山春作君 登壇 説明）

○総務課長（西山春作君）それでは、同意第3号についてご説明いたします。

同意第3号、西原村教育長の選任につき同意を求めることについて。

西原村教育長に次の者を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

平成29年9月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

住所、西原村大字布田950番地3。

氏名、竹下良一。

生年月日、昭和28年2月13日。

提案理由でございます。

教育長曾我敏秀氏が、平成29年9月30日をもって辞職することにより、新たに教育長を選任いたしたく提案するものでございます。

次のページに、竹下氏の履歴書を添付しております。ご審議のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午後 1時29分）

（午後 1時32分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

同意第3号、西原村教育長の選任につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、同意第3号は原案どおり同意されました。

日程第9、同意第4号、西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 西山春作君 登壇 説明)

○総務課長(西山春作君) それでは、同意第4号についてご説明いたします。

同意第4号、西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

次の者を西原村固定資産評価審査委員会委員に選任したいから地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

平成29年9月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

氏名、西岡哲也。

生年月日、昭和21年11月15日生。

住所、西原村大字河原1915番地1。

提案理由でございますが、西原村固定資産評価審査委員会委員西岡哲也氏が平成29年10月18日に任期満了に伴い再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める必要がございます。これが提案理由でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長(宮田勝則君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

同意第4号、西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、同意第4号は原案どおり同意されました。

日程第10、同意第5号、西原村農業委員の認定農業者等の数につき同意を求めることについてを議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

(産業課長 南利孝文君 登壇 説明)

○産業課長(南利孝文君) 同意第5号についてご説明いたします。

同意第5号、西原村農業委員の認定農業者等の数につき同意を求めることについて。

西原村農業委員会委員に占める認定農業者等またはこれに準ずる者の数を4分の1以上としたいので、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定により議会の同意を求める。

平成29年9月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

農業委員会等に関する法律第8条第5項により西原村農業委員会委員の過半数を認定農業者等とすることとすれば、委員の任命に著しい困難を生じることとなるため、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号により西原村農業委員会委員の認定農業者等またはこれに準ずる者の数の割合について議会の同意を得る必要があります。これがこの議案を提出する理由であります。

農業委員会等に関する法律第8条第5項に、認定農業者等が委員の過半数を占めるようにしなければならないという趣旨の記載がございます。同項ただし書きに、その区域内における認定農業者が少ない場合は、この限りでないと記載されております。

また、農業委員会等に関する法律施行規則第2条で、委員の過半数を認定農業者等とすれば、委員の任命に著しい困難を生じる場合、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等とすることについて議会の同意を得たとき、委員の過半数を占めることを要しないという趣旨の例外規定が設けられております。

本村の認定農業者の数は、現在69名でございます。平成24年度から横ばいという状況、もしくは減少傾向にあり、平均年齢は約62歳でございます。45歳未満が7名ありますけれども、70歳以上が9名おられますので、今後も大幅な増加は見込めないという状況でございます。このような状況から委員の少なくとも4分の1を認定農業者等とすることについて議会のご同意を求め

るものでございます。以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

同意第5号、西原村農業委員の認定農業者等の数につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、同意第5号は原案どおり同意されました。

日程第11、同意第6号から日程第22、同意第17号までの西原村農業委員の任命につき同意を求めることについてを一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、一括議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

（産業課長 南利孝文君 登壇 説明）

○産業課長（南利孝文君）同意第6号から17号についてご説明いたします。

同意第6号、西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて。

西原村農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条の規定により議会の同意を求める。

平成29年9月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

住所、阿蘇郡西原村大字鳥子2710番地。

氏名、日置一登。

生年月日・年齢、昭和21年3月8日、71歳。

職業、会社役員。

経営面積、1万525㎡。

任期、平成29年10月18日から平成32年10月17日まで。

摘要、鳥子地区推薦。

提案理由。

現在の農業委員は、平成29年10月17日で任期が満了するので、新たに農業委員を任命するため、上記の者について農業委員会等に関する法律第8条に

より議会の同意を得る必要があります。これがこの議案を提出する理由であります。

同意第6号から第17号につきましては、内容が重複いたしますので、同意第7号以降は表中のみ朗読させていただきます。お聞きください。

同意第7号。

住所、阿蘇郡西原村大字小森2045番地。

氏名、坂田善昭。

生年月日・年齢、昭和29年1月15日、63歳。

職業、農業。

経営面積、6,527㎡。

任期、平成29年10月18日から平成32年10月17日まで。

摘要、小森東地区推薦。

お聞きください。

同意第8号。

住所、阿蘇郡西原村大字小森383番地。

氏名、藤本辰博。

生年月日・年齢、昭和33年5月15日、59歳。

職業、農業。

経営面積、2万9,691㎡。

任期、平成29年10月18日から平成32年10月17日まで。

摘要、小森西地区推薦、認定農業者。

お聞きください。

同意第9号。

住所、阿蘇郡西原村大字布田1891番地3。

氏名、東田恒博。

生年月日・年齢、昭和27年1月16日、65歳。

職業、農業。

経営面積、1万1,430㎡。

任期、平成29年10月18日から平成32年10月17日まで。

摘要、布田地区推薦。

お聞きください。

同意第10号。

住所、阿蘇郡西原村大字布田946番地。

氏名、吉水美智擴。

生年月日・年齢、昭和29年2月10日、63歳、

職業、建設業。

経営面積、952㎡。

任期、平成29年10月18日から平成32年10月17日まで。

摘要、高遊地区推薦。

お開きください。

同意第11号。

住所、阿蘇郡西原村大字宮山2134番地。

氏名、松岡敏則。

生年月日・年齢、昭和29年1月5日、63歳、

職業、農業。

経営面積、3万158㎡。

任期、平成29年10月18日から平成32年10月17日まで。

摘要、宮山地区推薦、認定農業者。

同意第12号。

住所、阿蘇郡西原村大字河原744番地9。

氏名、山下清二。

生年月日・年齢、昭和25年2月16日、67歳。

職業、農業。

経営面積、1万5,265㎡。

任期、平成29年10月18日から平成32年10月17日まで。

摘要、谷地区推薦。

お開きください。

同意第13号。

住所、阿蘇郡西原村大字河原2874番地。

氏名、古閑昭輝。

生年月日・年齢、昭和29年2月20日、63歳。

職業、農業。

経営面積、1万1,651㎡。

任期、平成29年10月18日から平成32年10月17日まで。

摘要、上あげ地区推薦、認定農業者。

お開きください。

同意第14号。

住所、阿蘇郡西原村大字河原4127番地。

氏名、松岡貞治。

生年月日・年齢、昭和29年5月9日、63歳。

職業、農業。

経営面積、5,261㎡。

任期、平成29年10月18日から平成32年10月17日まで。

摘要、下あげ地区推薦。

お開きください。

同意第15号。

住所、阿蘇郡西原村大字河原651番地。

氏名、前鶴浩水。

生年月日・年齢、昭和39年9月12日、52歳。

職業、農業。

経営面積、2万8,619㎡。

任期、平成29年10月18日から平成32年10月17日まで。

摘要、女性アドバイザー、認定農業者。

お開きください。

同意第16号。

住所、阿蘇郡西原村大字布田1666番地。

氏名、丹波久美代。

生年月日・年齢、昭和33年9月4日、59歳。

職業、農業。

経営面積、2万1,822㎡。

任期、平成29年10月18日から平成32年10月17日まで。

摘要、女性アドバイザー、認定農業者。

お開きください。

同意第17号。

住所、熊本市東区小峯3丁目1番16号。

氏名、園田愛子。

生年月日・年齢、昭和60年8月12日、32歳。

職業、司法書士。

経営面積、ありません。

任期、平成29年10月18日から平成32年10月17日まで。

摘要、利害関係を有しない者。

改正施行されました農業委員会等に関する法律に基づき7月18日から8月18日の期間、推薦・応募の受け付けを行いました。8月21日に推薦・応募のあった方々について、西原村農業委員候補者評価委員会を実施し、委員会からの意見に基づき任命しようとするものでございます。

農業委員会等に関する法律第8条の委員の構成要件であります委員に占める認定農業者の数、利害関係を有しない者、年齢、性別に隔たりが生じないような配慮などについて考慮の重きを置いた評価方法により評価をいただき、意見を提出いただいたのが同意第6号から第17号の方々であります。以上でございます。ご審議方よろしく願いたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番議員、中西義信君。

○4番議員（中西義信君）4番、中西です。

初めてのことだと思いますけれども、一応、評価委員会というようなことだけちょこっと教えていただければ助かります。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）評価委員会でございますが、正式には西原村農業委員候補者評価委員会でございます。平成29年6月30日に、評価委員会の運営規定を定めております。この評価委員会運営規定に基づき、評価委員を選出し、その評価委員会の皆様に評価をいただいたということでございます。

○議長（宮田勝則君）中西君。

○4番議員（中西義信君）すみません、構成人数とかそういったところをお願いします。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）構成人数は4名でございます。

○議長（宮田勝則君）よございますか。

中西君。

○4番議員（中西義信君）先ほども言いましたけれども、私の地域からやっぱりいろんなことも聞かれることもありますので、そこら辺は。それとネットで見たんですけれども、お一人オーバーだったのを覚えていますものですから、ありがとうございました。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより同意第6号から同意第17号までの西原村農業委員の任命につき同意を求めることについてを順に採決します。この採決に当たっては起立によって行います。

同意第6号、西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、同意第6号は原案どおり同意されました。

次に、同意第7号、西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、同意第7号は原案どおり同意されました。

次に、同意第8号、西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて

て、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、同意第8号は原案どおり同意されました。

同意第9号、西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、同意第9号は原案どおり同意されました。

同意第10号、西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、同意第10号は原案どおり同意されました。

暫時休憩します。

(午後 1時57分)

(午後 1時57分)

○議長(宮田勝則君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、同意第11号、西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、同意第11号は原案どおり同意されました。

同意第12号、西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、同意第12号は原案どおり同意されました。

次に、同意第13号、西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、同意第13号は原案どおり同意されました。

同意第14号、西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、同意第14号は原案どおり同意されました。

同意第15号、西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、同意第15号は原案どおり同意されました。

同意第16号、西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、同意第16号は原案どおり同意されました。

最後に、同意第17号、西原村農業委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、同意第17号は原案どおり同意されました。

日程第23、発議第2号、西原村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を提出者、林田直行君に求めます。

(8番議員 林田直行君 登壇 説明)

○8番議員(林田直行君) 8番、林田です。

発議第2号。

平成29年9月14日、西原村議会議長、宮田勝則様。

提出者、西原村議会議員、林田直行。

賛成者、桂悦朗。

賛成者、山下一義。

西原村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び西原村議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提出の理由。

西原村課設置条例の一部改正に伴い、地方自治法第109条第1項の規定により、条例を改正する必要がある。これが、議案を提出する理由であります。

1枚めくってください。

西原村議会委員会条例の一部を改正する条例。

西原村議会委員会条例(昭和35年西原村条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア及びイを次のように改める。

ア、総務課の所管に関する事項。

イ、会計課の所管に関する事項。
第2条第1号に次のように加える。
ウ、選挙管理委員会の所管に関する事項。
エ、監査委員の所管に関する事項。
オ、税務課の所管に関する事項。
カ、住民福祉課の所管に関する事項。
キ、保健衛生課の所管に関する事項。
ク、他の常任委員会に属しない事項。
第2条第2号アからウまでを次のように改める。
ア、産業課の所管に関する事項。
イ、建設課の所管に関する事項。
ウ、農業委員会の所管に関する事項。
第2条第2号に次のように加える。
エ、教育委員会の所管に関する事項。
オ、企画商工課の所管に関する事項。
カ、震災復興推進課の所管に関する事項。

附則。

この条例は公布の日から施行する。

その次に、新旧対照表をつけておりますのでごらんください。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）ただいま提出者より内容の説明がございました。これより質疑に入ります。提出者に質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。自席に帰ってください。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

発議第2号、西原村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立起立）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、発議第2号は原案どおり可決されました。

日程第24、発議第3号、熊本地震被災者の生活・住宅再建に関する意見書の提出についてを議題とします。

内容の説明を総務福祉常任委員会委員長、桂悦朗君に求めます。

（総務福祉常任委員会委員長 桂 悦朗君 登壇 説明）

○総務福祉常任委員会委員長（桂 悦朗君） 9 番、桂です。

発議第 3 号。

平成29年 9 月14日、西原村議会議長、宮田勝則様。

提出者、総務福祉常任委員長、桂悦朗。

熊本地震被災者の生活・住宅再建に関する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり西原村議会会議規則第14条第 3 項の規定により提出します。

提出の理由。

熊本地震により住宅再建を目指す住民の個人負担が予想以上に大きく、さらなる支援の必要がある。これが議案の提出理由です。

1 枚めくってください。

熊本地震被災者の生活・住宅再建に関する意見書。

2016年 4 月14日と16日に熊本地震が発生し一年が経過しました。

熊本県下で被害にあった住宅は、全壊約8,600棟、半壊約 3 万4,000棟、一部損壊約15万3,000棟、合計約19万6,000棟で、西原村の被害住宅状況については、全壊512棟、半壊864棟、一部損壊1,095棟、合計2,471棟に及びます。

被災者には、現在も仮設住宅やみなし仮設住宅、または雨漏り等の修理もできず自宅で生活される方々もおられます。

熊本県はもとより、本村でも今後の生活において「住宅の再建」に不安を感じる村民が多く、一方、再建に必要な資金が不足しているなど住宅再建に踏み切れない現状もあります。

よって、被災者生活再建支援法による支援金の増額と一部損壊区分の見直しによる支援の拡充、災害救助法による住宅応急修理制度の上限引き上げについて制度の改正、拡充を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年 9 月14日、熊本県西原村議会議長、宮田勝則。

衆議院議長、大島理森様。

参議院議長、伊達忠一様。

内閣総理大臣、安倍晋三様。

財務大臣、麻生太郎様。

内閣府特命担当大臣、小此木八郎様。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）ただいま提出者より内容の説明がございました。これより質疑に入ります。提出者に質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。自席に帰ってください。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

発議第3号、熊本地震被災者の生活・住宅再建に関する意見書の提出について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立起立）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、発議第3号は関係機関に意見書を提出することに決定しました。

日程第25、発議第4号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付しておりますとおりに派遣することにしたいと思えます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、よって、発議第4号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣については、お手元に配付したとおりに派遣することに決定しました。

日程第26、発議第5号、森林環境税（仮称）の早期創設を求める意見書の提出についてを議題とします。

内容の説明を提出者、桂悦朗君に求めます。

（9番議員 桂悦朗君 登壇 説明）

○9番議員（桂悦朗君）9番、桂です。

発議第5号。

平成29年9月14日、西原村議会議長、宮田勝則様。

提出者、桂悦朗。

賛成者、林田直行。

賛成者、山下一義。

森林環境税（仮称）の早期創設を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり西原村議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提出の理由。

現在、山林の荒廃が深刻化しており、森林の持つ地球温暖化防止や災害防止等の公益的機能の維持、増進を図るため森林環境税（仮称）の早期創設の必要がある。これがこの議案を提出する理由です。

1枚めくってください。

森林環境税（仮称）の早期創設を求める意見書。

我が西原村は豊富な森林に恵まれ、国土の保全、水源かん養、地球温暖化防止等多面的な機能を有しております。その機能は国民全体に様々な恩恵をもたらしており、これらの機能を十全に果たすためには、間伐や皆伐再造林

等の森林整備を着実に実施する必要があります。

しかし、木材価格の長期低迷や後継者不足等の要因により、森林経営に対する魅力が薄れ、未整備地が多くなっています。

そこで、現在政府において、村が主体となって取り組む森林整備を進めるための新たな財源として、「森林環境税（仮称）」の創設に向けた検討が進められているところであります。

森林整備を進めていくことは、木材生産や国土保全などの多面的機能の発揮だけでなく、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものであると考えています。

以上のことから、下記の実現を強く要望します。

記。

森林の持つ多面的機能の恩恵を広く国民全体が享受していることに鑑み、継続的かつ主体的に森林の整備・保全に取り組むことができるよう、安全財源の確保に向けて「森林環境税（仮称）」を早期に創設すること。

その際、税を活用した森林整備等が円滑に進むように、森林整備を進めるために早期創設の実現を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年9月14日、熊本県西原村議会議長、宮田勝則。

衆議院議長、大島理森様。

参議院議長、伊達忠一様。

内閣総理大臣、安倍晋三様。

財務大臣、麻生太郎様。

総務大臣、野田聖子様。

農林水産大臣、斎藤健様。

経済産業大臣、世耕弘成様。

環境大臣、中川雅治様。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）ただいま提出者より内容の説明がございました。これより質疑に入ります。提出者に質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。自席に帰ってください。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

発議第5号、森林環境税（仮称）の早期創設を求める意見書の提出について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、発議第5号は関係機関に意見書を提出することに決定いたしました。

日程第27、組合議会等報告を行います。

組合議会議員から報告がございましたらお願いします。

1番議員、堀田直孝君。

（1番議員 堀田直孝君 登壇 報告）

○1番議員（堀田直孝君）1番議員、堀田です。

平成29年第2回益城、嘉島、西原環境衛生施設組合定例会が平成29年8月9日に、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合会議室において開催されましたので報告いたします。

本議会では、議案第3号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務変更及び規約の一部変更について、議案第4号、平成28年度益城、嘉島、西原環境衛生施設組合一般会計決算の認定について、議案第5号、平成29年度益城、嘉島、西原環境衛生施設組合一般会計補正予算についての3つの議案が審議されました。

まず、議案第3号におきましては、本会承認第6号で承認を求められました件と同様で、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更するもので、公立玉名中央病院企業団を地方独立行政法人熊本県北病院機構設立組合に改めるものでした。

議案第4号、平成28年度益城、嘉島、西原環境衛生施設組合一般会計決算の認定については、歳入、款1分担金及び負担金6億6,697万9,000円、うち西原村負担金1億3,165万円、款2使用料及び手数料6,500万9,100円、款3財産収入3,433万5,265円、款4繰入金5,000万円、款5繰越金1,981万5,580円、款6諸収入974万1,353円、款7国庫支出金3億9,145万5,000円、款8組合債7,500万円、歳入合計13億1,233万5,298円。

歳出、款1議会費129万6,560円、款2総務費9,568万3,302円、款3衛生費11億823万1,511円、款5予備費0、歳出合計12億521万1,373円。

歳入13億1,233万5,298円、歳出12億521万1,373円、歳入歳出差引額1億712万3,925円と前年比約220%の伸びでした。

主なものとしては、熊本地震に関するものであります。

歳入におきましては、平成27年度5億9,476万9,297円に対しまして、平成28年度は13億1,233万5,298円と7億1,756万6,001円の増、主に、施設損傷に伴う修繕代の負担分として、町村負担金と国庫補助金です。

歳出におきましては、平成27年度5億7,495万3,717円に対しまして、平成28年度は12億521万1,373円と6億3,025万7,656円の増となりました。これは、熊本地震による施設損傷の修理代に約3億4,000万円、また、保守点検委託料に約2億8,000万円の支出に伴うものでした。

議案第5号、平成29年度益城、嘉島、西原環境衛生施設組合一般会計補正予算については、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ5,712万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億7,952万7,000円とするというものでした。

歳入、款1繰越金5,712万3,000円増、歳出、款1総務費5,000万円増、款2衛生費45万円増、款3予備費667万3,000円増。

主なものとしましては、歳入におきましては、繰越金補正前5,000万円に5,712万3,000円を追加し1億712万3,000円、歳出で主なものは財政調整基金5,000万円です。あとは、水銀測定料として45万円が追加されました。

この3議案の審議が行われましたが、全て議案が全会一致で可決されました。

以上で、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会報告を終わります。

○議長（宮田勝則君）ただいま報告は終わりましたが、報告者に何かお尋ねはございませんか。

（「なし」の声）

○議長（宮田勝則君）お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。

ほかに報告ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（宮田勝則君）ないようですので、これで組合議会等報告を終わります。暫時休憩します。

（午後 2時28分）

（午後 2時43分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほど審議しました日程第10、同意第5号につきまして、中西議員の質疑に対して答弁の訂正がありますので、産業課長より訂正があります。

産業課長。

○産業課長（南利孝文君）先ほど中西議員からございました評価委員の数を4と申し上げましたが、5でございますので訂正しおわびを申し上げます。大変申しわけありませんでした。

○議長（宮田勝則君）日程第28、陳情書審議についてを議題とします。

9月11日に受理した陳情書等は、お手元に配りました陳情書等文書表のとおりです。

お諮りします。

陳情書受理番号8番から11番について、会議規則第95条及び第92条第2項の規定により委員会付託を省略して本議会で審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略して、本議会で審議することに決定しました。

陳情書受理番号8番。

受理年月日、平成29年9月11日。

陳情者名、古閑集落復興委員長、竹口幸宏。

陳情書の要旨、古閑集落の復旧・復興に向けた集落再生に関する要望。

陳情書受理番号9番。

受理年月日、平成29年9月11日。

陳情者名、風当区長、荒木一。

陳情書の要旨、風当集落の復旧・復興に向けた集落再生に関する要望。

陳情書受理番号10番。

受理年月日、平成29年9月11日。

陳情者名、畑区長、大塚義守。

陳情書の要旨、畑集落の復旧・復興に向けた集落再生に関する要望。

陳情書受理番号11番。

受理年月日、平成29年9月11日。

陳情者名、布田区長、内田敏則。

陳情書の要旨、布田集落の復旧・復興に向けた集落再生に関する要望。

以上4件の要望書がありますが、朗読を事務局より行いますが、それぞれ集落の再生に向けた要望であります。受理番号8番の朗読を事務局より行います。

（事務局長 坂園まゆみ君 登壇 朗読）

○議会事務局長（坂園まゆみ君）それでは、受理番号8番のみを朗読させていただきます。

平成29年8月31日、西原村議会議長、宮田勝則様。

要望書。

件名、古閑集落の復旧・復興に向けた集落再生に関する要望。

申請地、西原村大字鳥子古閑集落。

要旨。

西原村当局並びに村議会におかれましては、日ごろより村発展のため、また、平成28年熊本地震から昼夜を問わず復旧・復興に向けて日々ご尽力されていることに対し心から感謝申し上げます。

さて、当集落におきましては、地震発生以降甚大な被害を受けた集落の再生に向けて、集落に残る住民、集落を離れる住民全てが集まる会合を13回にわたり開催してまいりました。集落再生に向けた議論では、村当局、村議会、ボランティア団体等からもご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

その結果として、当集落を次の世代に引き継いでいくための集落再生計画を取りまとめることができました。集落再生計画に掲載させていただいた住

民一人一人の生活再建の拠点となる宅地や住家の再建、コミュニティーの拠点となる公民館などの集落施設や道路改良などの住環境整備は、今後の集落の再生や維持する上で必要不可欠であると考えております。これらを実現していくためには、引き続き西原村からの全面的なご支援が不可欠だと考えております。

つきましては、村当局におかれましても地震関連事業で財政状況が大変厳しい折とは存じますが、当集落の実情をご検察いただき、一日も早い集落再生を実現できるよう本集落再生計画の実現に向けた事業の推進をお願い申し上げます。

熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子1543、古閑集落復興委員長、竹口幸宏。以上です。

○議長（宮田勝則君）ただいま事務局より、陳情書受理番号8番の朗読が終わりましたが、9番から11番の朗読に関しては省略したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、省略いたします。

陳情書受理番号8番から11番に関しまして、一括して質疑を行います。執行部の方に何か質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより陳情書受理番号8番から11番について、一括して採決したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、陳情書受理番号8番から11番について一括して採決します。

受理番号8番、受理番号9番、受理番号10番、受理番号11番につきまして、集落の復旧・復興に向けた集落再生に関する要望を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、陳情書受理番号8番、9番、10番、11番において、採択されたものと決定しました。

日程第29、委員会の閉会中の継続調査申し出についてでございます。

お手元に配付の各常任委員会の申し出に従いまして、議会運営委員長、上野正博君、総務福祉常任委員会委員長、桂悦朗君、産業教育常任委員会委員

長、林田直行君、以上の方から申し出がっております。

事件、期限等については記載のとおりです。

お諮りします。

各委員長からの申し出どおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出どおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

続きまして、議長より報告します。

今定例会が曾我教育長任期中、最後の定例会となっております。今月をもって退職される曾我教育長よりご挨拶をいただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) それでは、教育長。

○教育長(曾我敏秀君) 本当に議場最後の発言を議長から3分間いただきました。ちょっと早口ですから申し上げたいと思います。

やはり22歳から66歳まで44年間、役場に勤めさせていただきました。最初は、4年間は高校出てから百姓しておりましたけれども、皆さんからのお誘いもあって役場に奉職したわけでありまして。最初、20代はやっぱり農業委員会担当が六、七年ありまして、農振も一緒でしたけれども、昭和46年に空港ができて、その名残が高遊原空港とか、そういった名残です。ああいった最後には土地買い占めがあったと。その延長線上でまだ西原の農地もそういった延長線上でありましたし、ご存じのとおりです。今となってみれば、それが集積されて県に売ったという形で工業団地になっているところでもあります。朝日新聞あたりからその若い、自分も若かったですが、いろんな電話が、バックに誰かいないだろうかとか、そういった電話はあったところでもありました。

30代は、教育委員会5年、健康保険5年です。教育委員会で一番楽しい、楽しいというか、灰床をスタートの駅伝です。これはもうしばらく賑わいましたけれども、そのときにお世話になったのが消防団でした。積載車を全部総動員して選手送迎から着替えの送迎、今でしたらそういった消防団にお願いすることはできるのかなという思いで思ったところです。

健康保険でその後の5年間、30代終わりですが、ヘルスパイオニアタウン事業で500万円、これは100%ソフト事業ですけれども、それで俵山登山です。この思い出もありましたし、当時は俵山登山でスタッフは頂上まで行きますが、ビールを凍らせて頂上まで登って行って、最後は上で飲んだ思い出も、今ならできないかもしれませんが。

40代は、経済課でしばらくいて、1年半で衛生のほうに異動になりました。いろいろありましたので。衛生に行って思ったのがやはり新興住宅が徐々にふえてきた時代でした。平成4年でしたか。やっぱりそのときは5,200ぐらいしかまだいなかったと思うんですが、衛生で何が大事かというやっぱりごみ問題でした、やっぱり。それぞれ集落がまだできていない、ごみをどうするかという話で、ですから代表者の方を集めたりしながら、そこそこそういった集落編成、そんなことをやっているうちに企画に行けということで、その延長線上で企画では集落編成、高遊のです。

そのときに中西議員もおられますが、若い人たちが一生懸命頑張っていただきまして、布田の嘱託区でしたから、高遊は独立するというので高遊を布田嘱託から独立していただいて、そして、西原台は大字小森ですけれども、高遊を嘱託に入れようかということで、そういった動きの中で、やっぱり産みの苦しみのときは皆さん一生懸命頑張られました。今、何百戸もなっていますので、いろいろ問題がまた出てきているかもしれませんが、最初の人たちは大変な思いをされているということでもあります。

それが、ですから平成7年ですけれども、企画に行ってからまた、その集落編成はずっと続きますけれども、滝の交流農園だったり、萌の里だったりです。あるいは、500万円、500万円、500万円の中山間活性化事業というのはソフト事業だったんです。1,500万円の取り崩しで5年間使いなさいということで、ですから1,500万円基金をつくっていて、それが5年間でソフト事業です。これで組織を立ち上げたということもありまして、あちこち研修に行かないと金が減らないわけです。ですから、あちこちに研修に行ったり、いろんなイベントを金が要ってもイベントを、堤のいかだとかいろいろさせていただいた思い出があるところです。

もうそうこうしているうちに経済課になって、そのときはもうシルバーさんに手をかけて、企画のときにかけていましたので、経済課に行ってシルバー人材、最初はシルバー青春隊としておりましたけれども、それを本来は福祉が、シルバー人材センターは福祉分野ですけれども、農業を何とかということで、そちらで。本当に皆さん頑張ってください、今あるところでもあると思いますが、そうしているうちに教育委員会。

教育委員会に行ってから何をしようかという話ですけれども、やっぱりふるさとがキーワードでありますので、ふるさとを何とかふるさと愛、郷土愛を子どもたちには、学力も大事ですけれども、その辺を思っている。修学旅行の受け入れは何年かしていましたので、その延長線上で中学1年生を農家で研修。皆さん方にも大変お世話になっていると思いますが、したところであります。

あとはですから、ふるさと塾ということで、続けていってほしいなというふうに思っているところでもあります。

最後の組織は、NPOの東風の里ですけれども、これはトンネル的なもので、学校給食の人件費をいただいてまた、要するに学校調理業務を委託しているということですから、これはまた今から成長していくものというふうに思っているところです。

何はともあれ44年間、住民の皆さんとのかかわりの中で、いろんな勉強も叱咤激励、特に議員さんとはかなりいろんなことがございましたし、その中で、そのときは嫌な思いもしましたけれども、今は本当にみんないい思い出になっています。本当に44年間でしたけれども、あっという間でありましたし、これからがまた人生の後半かなというふうに思っています。生涯現役で農業をやりたいなというふうに思っています。長い間、ありがとうございました。（拍手）

○議長（宮田勝則君）曾我教育長、44年間長い間お疲れでございました。

今後、定年、またされるわけですけれども、いろんなことをやられ、シルバー人材センターであったり、山河塾であったり、NPO法人給食の民間委託に関しましていろいろ仕掛けなりつくっていただきました。本当に感謝しております。

今後は農業を頑張るといふことでもありますけれども、そういう団体も非常に過渡期も迎えました。また、創設されてまだ短い法人でありますので、今後も何らかの立場の中で、自分も入っていただき、今後とも村の発展に寄与されるよう望みますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、本日の議事日程及び会期日程は全部終了しました。

これをもって閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、これをもって平成29年第3回西原村議会定例会を閉会します。

午後 3時04分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 宮 田 勝 則

6 番議員 上 野 正 博

7 番議員 山 下 一 義